

島田市 子どもの貧困対策推進計画

人と地域とまちが ひとつになって 子どもの未来を明るくてらすまち



平成 31 年 3 月

島 田 市

は じ め に

現在、我が国は本格的な少子高齢化社会を迎え、子どもの出生数も減少し続けています。未来を担う子どもたちは国の宝であり、社会全体でその健全な育成に取り組んでいくことが求められています。



こうした中、2017年に厚生労働省から発表された「国民生活基礎調査」によると、一定以下の所得の世帯で暮らす子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、13.9%で、およそ7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされています。とりわけ、母子家庭などの「ひとり親世帯」の子どもの貧困率は、50.8%と2人に1人を超えており、経済的な困難を抱える世帯の子どもへの貧困の影響が懸念されます。

さらに、核家族化や共働き世帯の増加など、家族のカタチも多様化が進み、保護者の手が子どもに届きにくい状況や、家で子どもだけで過ごす時間が長くなっている家庭もみられるようになりました。こうした子どもたちは、経済的には恵まれていても、精神面や健康面における問題が起きる可能性があります。

全ての子どもたちが、輝かしい未来に夢と希望を抱いて健やかに成長していくために、生まれ育った家庭の経済状況や、養育・教育環境に左右されることのない社会の在り方が求められています。そのためには、社会、行政、そして地域が一体となって、困難な状況にある子どもたちとその家族に寄り添った支援をしていくことが大切だと考えます。

こうしたことを踏まえ、本市における現状を検証・分析することで、解決すべき課題を洗い出すとともに、課題の解決に向けて必要となる支援策を取りまとめ、総合的に推進する「島田市子どもの貧困対策推進計画」を策定いたしました。

本計画は、“子どもを真ん中に”を合い言葉として、子どもたちの豊かな心を育み、健やかな成長を願って、推進してまいります。そして、「人と地域とまちが ひとつになって 子どもの未来を明るくてらすまち」を基本理念として掲げ、各機関や地域活動団体、市民の皆様一人ひとりがそれぞれ連携・協力を図り、地域総ぐるみで子どもの成長を支えるまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各機関・団体の皆様をはじめ、「島田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会」の委員の皆様、多くの市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

島田市長 染谷絹代

目 次

第1章 計画のあらまし	1
1. 計画の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 子どもの貧困対策とは	3
4. 相対的貧困率で見る日本の状況	4
5. 国、静岡県の動向	5
第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題	7
1. 本市の概況	7
2. アンケート調査	15
3. 団体等ヒアリング調査	49
4. 課題の整理	52
第3章 基本理念、基本目標	53
1. 基本理念	53
2. 基本目標	54
3. 施策体系	55
第4章 施策の展開	56
基本目標1 子どもの心身の健康づくりと豊かな心を育む教育	56
基本目標2 子どもの居場所づくりと家庭への支援	62
基本目標3 子どもを見守り育てる地域づくりと協働・連携の仕組み	69
第5章 計画の推進	72
1. 計画の推進体制	72
2. 計画の進行管理	72
資料編	73
1. 主な事業概要一覧	73
2. 島田市子どもの貧困対策推進計画策定経過	81
3. 島田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会要綱	82
4. 島田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会名簿	83

第1章 計画のあらまし

1. 計画の背景と趣旨

明日の日本を支えていくのは、いまを生きる子どもたちです。その子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要です。

近年、私たちの暮らしは、あらゆるモノや情報が容易に手に入るようになり、個々の価値観やライフスタイルも大きく変化してきました。

一方で、こうした時代の変化は、家族のかたちにも影響を与えています。そして、子どもたちの置かれている環境に関わるような、新しい社会問題を生み出しています。世帯の核家族化の進行による社会や地域からの孤立、孤独化や、子育てをしながら親の介護をする「ダブルケア」、ひとり親家庭や生活保護世帯の増加などは、子育て世帯の家族が直面している重要な問題です。

いまを生きる子どもたちが、いかなる環境下にあっても、その環境に左右されることなく、将来に希望を抱き、健やかに育つためには、子どもの置かれている現状を子細にわたって把握し、適切な支援を行うことが重要です。

本市においては、生活保護受給率は全国、静岡県と比べて低い状況にあり、経済的に困窮している家庭は、比較的少ない状況ですが、決してゼロではありません。

また、スクールソーシャルワーカーの相談対応件数や、児童虐待相談件数は近年増加傾向にあり、子どもたちが置かれている状況は、経済的な側面以外の複雑な問題が取り巻いている可能性があります。こうした“見えない生活困難世帯”も視野に入れて、支援の網を広く敷いていく必要があります。

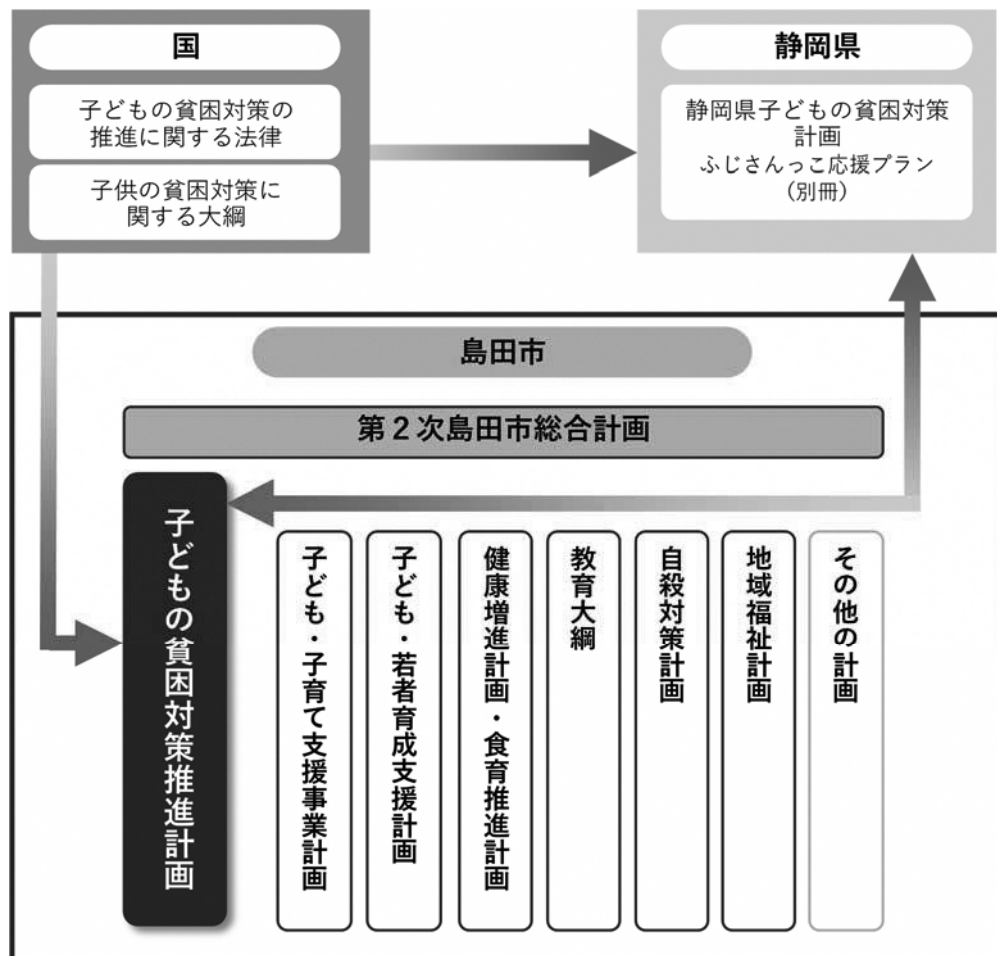
そうした子どもたちの生活環境、教育環境の実態をつぶさに把握していくとともに、市全体が一丸となって、子どもたちと、その家庭を適切な支援へとつなげるべく、今年度「島田市子どもの貧困対策推進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、前向きで健全な子どもの育成を、市民全員で見守るまちづくりを目指します。



2. 計画の位置づけと期間

1 国、静岡県、本市の関連諸計画との位置づけ

本計画は、本市が子どもの貧困対策を総合的に推進するために定めるものであり、法律及び大綱を踏まえつつ、静岡県の計画と連携を図りながら、本市の最上位計画である第2次島田市総合計画のもと、島田市子ども・子育て支援事業計画、島田市地域福祉計画、島田市健康増進計画・食育推進計画、島田市教育大綱など、関連する諸計画との整合性も図っていきます。



2 計画の期間

本計画は、平成31年度(2019年度)から平成36年度(2024年度)までの6年間の計画とします。また、社会情勢や市政等の状況に応じて、随時見直しを行います。

3. 子どもの貧困対策とは

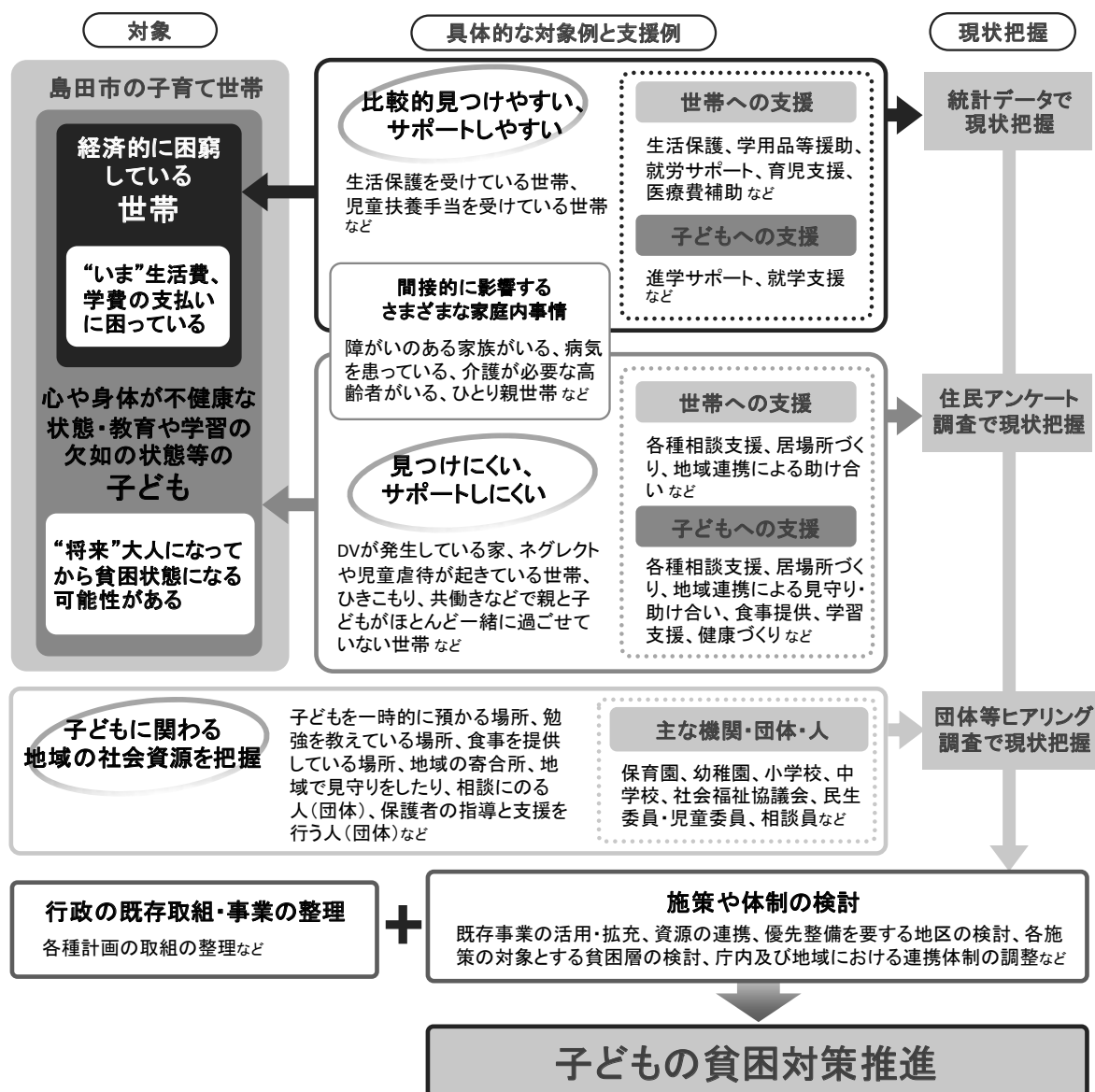
●対象と取り組むべきこと

子どもの貧困における支援の対象は、市内の全ての子育て世帯のうち、“いま”生活費、学費の支払いに困っているような経済的に困窮している世帯、そして、“将来”大人になってから貧困状態になる可能性がある心や身体が不健康な状態・教育や学習の欠如の状態等の子どもです。

子どもの貧困対策で最も大切なことは、どのような生活環境にある子どもも、健やかに育ち、学び、安全安心に暮らすことができるために、“将来”子どもたちが貧困状態に陥らないように“いま”すべきことを実現することです。

そのためには、生活に困窮している世帯への経済的な支援の充実はもとより、子どもたちへの学習、健康、進学、就労等への支援と併せて、保護者への身近で親身な精神的支援の充実が重要になります。

支援の対象を明確化し、現状を把握するとともに、いまある社会資源とスムーズに結びつける仕組みづくりが求められます。

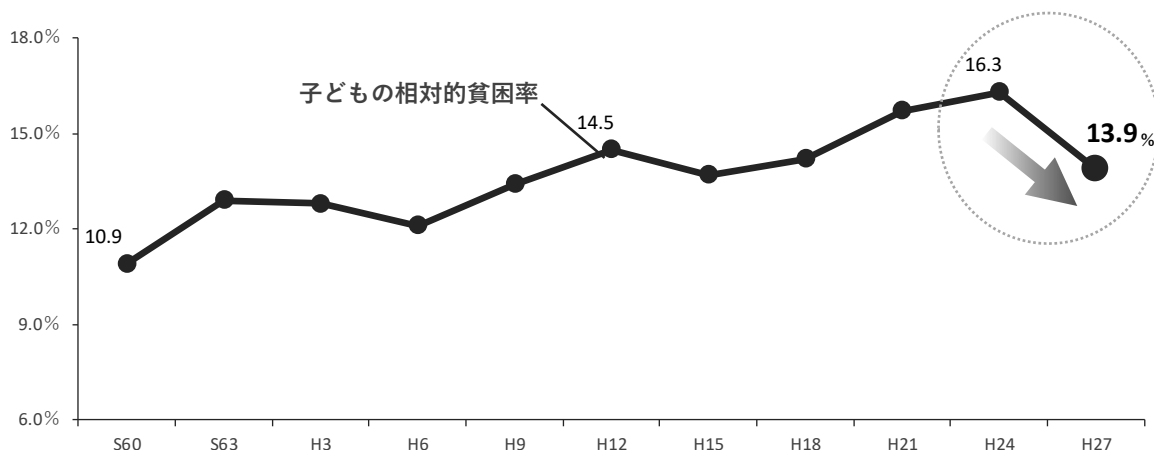


4. 相対的貧困率で見る日本の状況

● 1クラスに4人の子どもが貧困状態

○日本における「子どもの相対的貧困率」はおおむね上昇傾向にありましたが、平成 27 年には減少し、13.9%となりました。

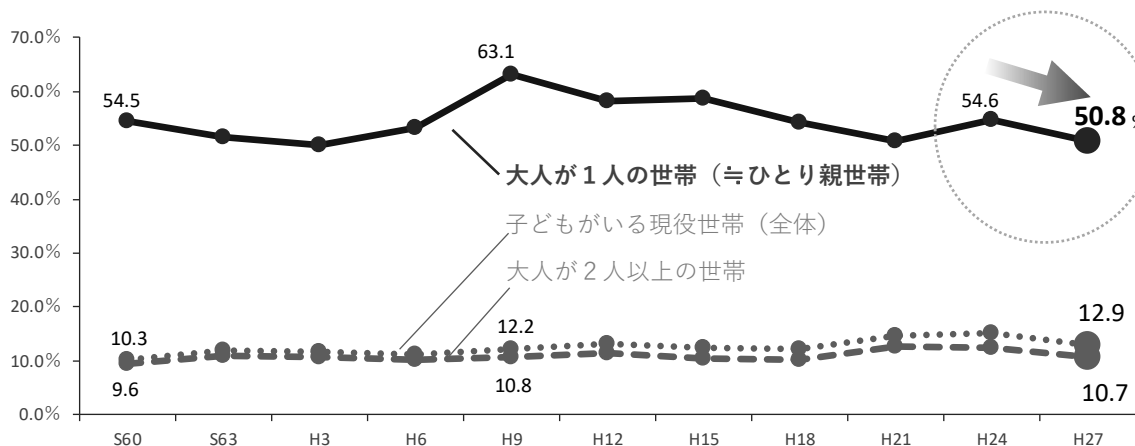
○しかし、減少したとはいえ、いまだにほぼ 7 人に1人が貧困状態であり、これは、仮に小中学校の 1 クラスを 30 人と仮定すると、クラスに約4人の割合で貧困状態の子どもがいるかもしれないということになります。



※相対的貧困率:OECD の作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したもの
(資料)厚生労働省「国民生活基礎調査」

● 大人1人で子どもを養育している家庭の相対的貧困率は高い

○平成 27 年の子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は 12.9%で、そのうち、大人が1人の世帯は 50.8%にも跳ね上がり、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。



(資料)厚生労働省「国民生活基礎調査」

5. 国、静岡県の動向

●国が示す子どもの貧困対策

○子どもの貧困に対する社会的な問題意識の高まりの中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」(以下、「大綱」)が閣議決定されました。大綱では子どもの貧困に関する指標が設定され、その指標の改善に向けた当面の重点施策が示されています。なお、平成 31 年には重点施策の見直しが行われる予定です。

子供の貧困対策に関する大綱より

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、大綱を策定する。

施策の効果等を検証・評価するため、 子供の貧困に関する指標を設定

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率
- 生活保護世帯に属する子供の就職率
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率
- ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率
- スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率
- 就学援助制度に関する周知状況
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）
- ひとり親家庭の親の就業率
- 子供の貧困率
- 子供がいる現役世帯のうち大人が 1 人の貧困率

指標の改善に向けての、 子供の貧困対策に関する当面の重点施策

1 教育の支援

- (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
- (2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- (3) 就学支援の充実
- (4) 大学等進学に対する教育機会の提供
- (5) 生活困窮世帯等への学習支援
- (6) その他の教育支援

2 生活の支援

- (1) 保護者の生活支援
- (2) 子供の生活支援
- (3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
- (4) 子供の就労支援
- (5) 支援する人員の確保等
- (6) その他の生活支援

3 保護者に対する就労の支援

4 経済的支援

5 その他

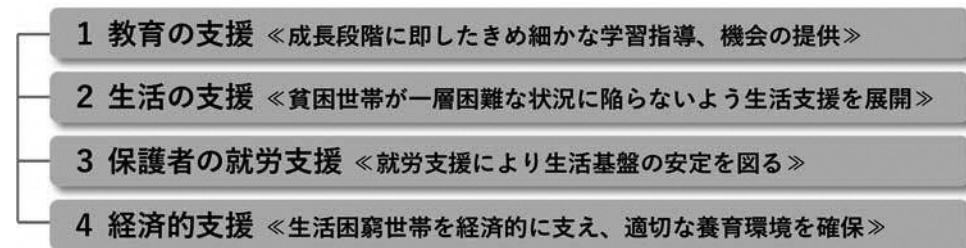
※大綱では「子供」と表記されており、上記はそれに倣っている
(資料)平成 26 年8月閣議決定「子供の貧困対策に関する大綱」より

●静岡県が示す子どもの貧困対策

○子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づき、静岡県の「ふじさんっこ応援プラン」の別冊として、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画を策定しました。

○平成29年度には、数値目標や参考指標の推移の状況を評価する評価書を策定しました。

施策体系



数値目標の項目

施策項目	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査期間等)	基準値	目標値
教育の支援	スクールソーシャルワーカーの配置（小中学校）	各市町へのスクールソーシャルワーカー配置数 (県義務教育課調査)	4市3町及び教育事務所（計2か所）13人 (平成26年度)	43人
生活の支援	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	生活保護世帯の中学校卒業者のうち高等学校等に進学した者の割合 (厚生労働省「就学支援等の状況調査」)	83.6% (平成26年度)	本件の全体平均を目指す 98.6%
保護者の就労支援	ひとり親の就職率	ひとり親の当年度における就職率 (県こども家庭課調査)	34.9% (平成27年度)	43.7%
経済的支援	ひとり親家庭に対する経済的支援制度の認知度	ひとり親家庭実態調査における福祉施策の認知度 (県こども家庭課調査)	本文 P9 経済的支援制度認知状況 (平成26年度) ※	現状以上

※平成26年度に実施された「ひとり親家庭の実態調査」結果の掲載内容
(資料)平成29年度 静岡県子どもの貧困対策計画 評価書

第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題

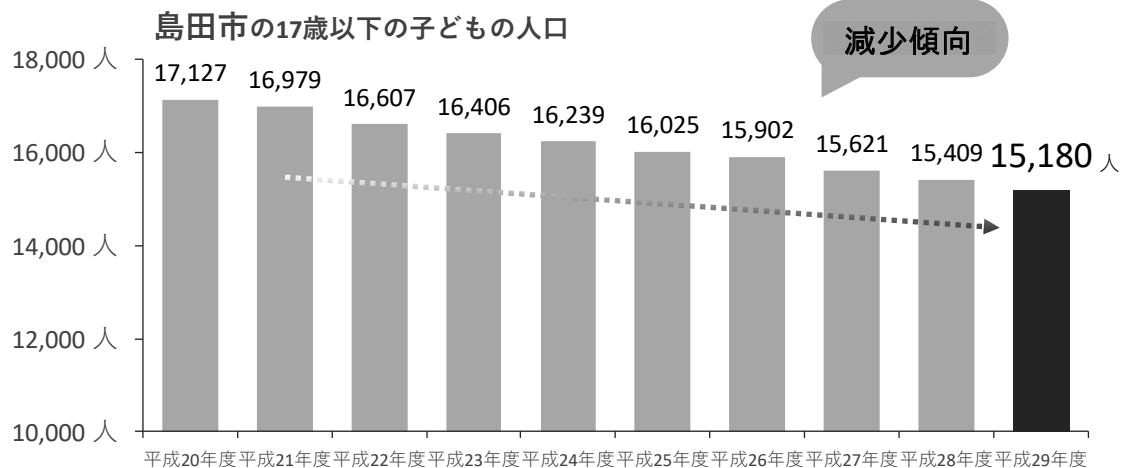
1. 本市の概況

子ども
取り巻く
現状

1 子どもを取り巻く現状

●17歳以下の子どもの人口は年々減少傾向

○平成20年度以降減少傾向にあり、平成29年度は15,180人となっています。

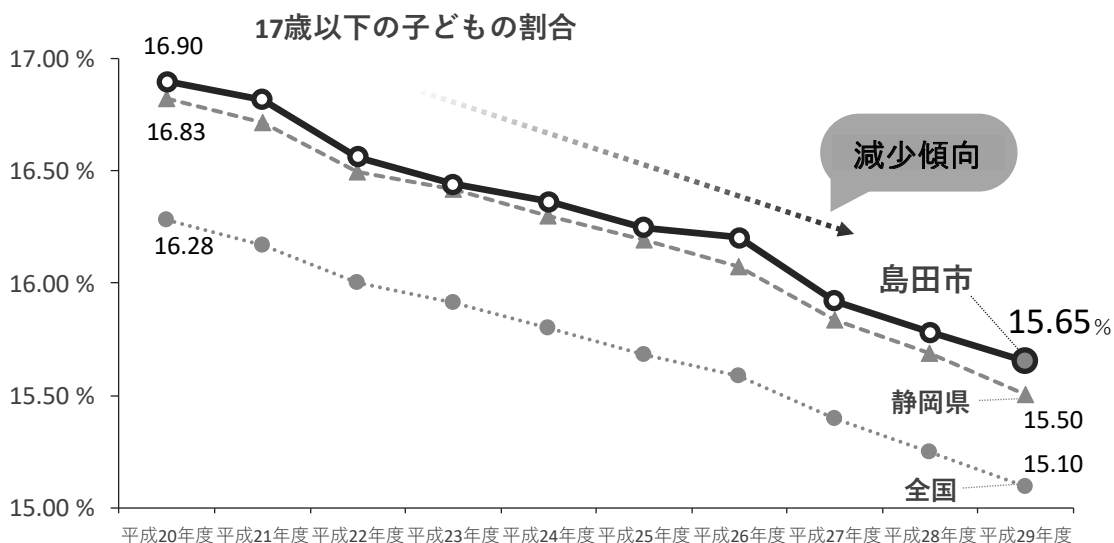


(資料)静岡県統計センターしずおか各年度10月1日現在

●本市の17歳以下の子どもの割合は全国、静岡県より高い

○本市は、平成20年度の16.90%から平成29年度にかけて1.25%減少して、15.65%となっています。

○全国、静岡県、本市のいずれも、直近の10年間は減少傾向にあります。



(資料)17歳以下の子どもの人口の全国値:総務省統計局、
静岡県値及び島田市値:静岡県統計センターしずおか各年度10月1日現在
母数の総人口の全国値、静岡県値、島田市値:静岡県統計センターしずおか各年度10月1日現在

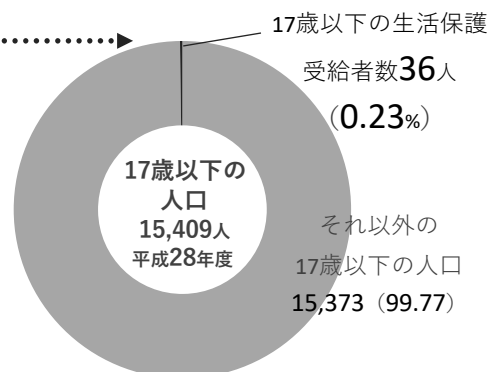
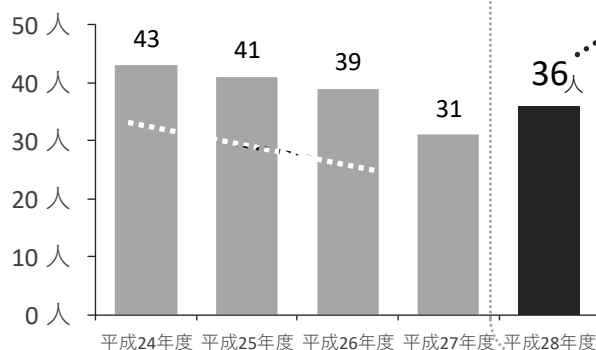
●17 歳以下の生活保護受給者数は減少傾向

○平成 24 年度以降、減少傾向にあります。

○平成 28 年度は 36 人で、17 歳以下の人口 15,409 人の 0.23%にあたります。

17 歳以下の人口における割合は？

島田市の17歳以下の生活保護受給者数

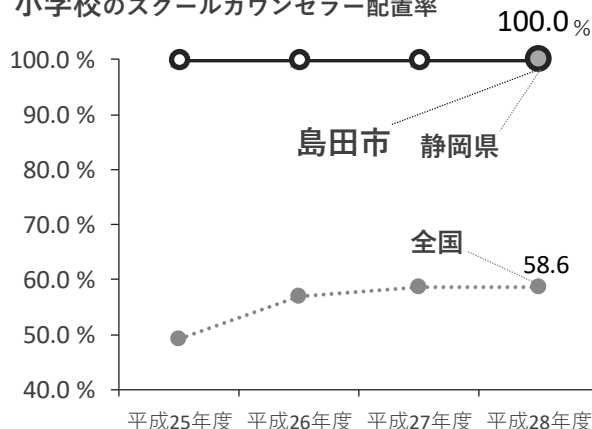


(資料)17 歳以下の生活保護受給者数の島田市値:福祉課 各年度3月 31 日現在
17 歳以下の人口の島田市値:統計センターしずおか各年度 10 月 1 日現在

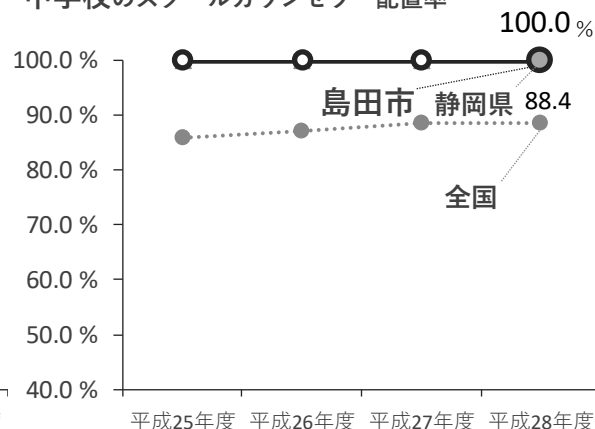
●スクールカウンセラー配置率は 100%

○静岡県及び本市の小・中学校のスクールカウンセラー配置率は、平成 25 年度以降、100%で推移しており、全国の配置率を大きく上回っています。

小学校のスクールカウンセラー配置率



中学校のスクールカウンセラー配置率

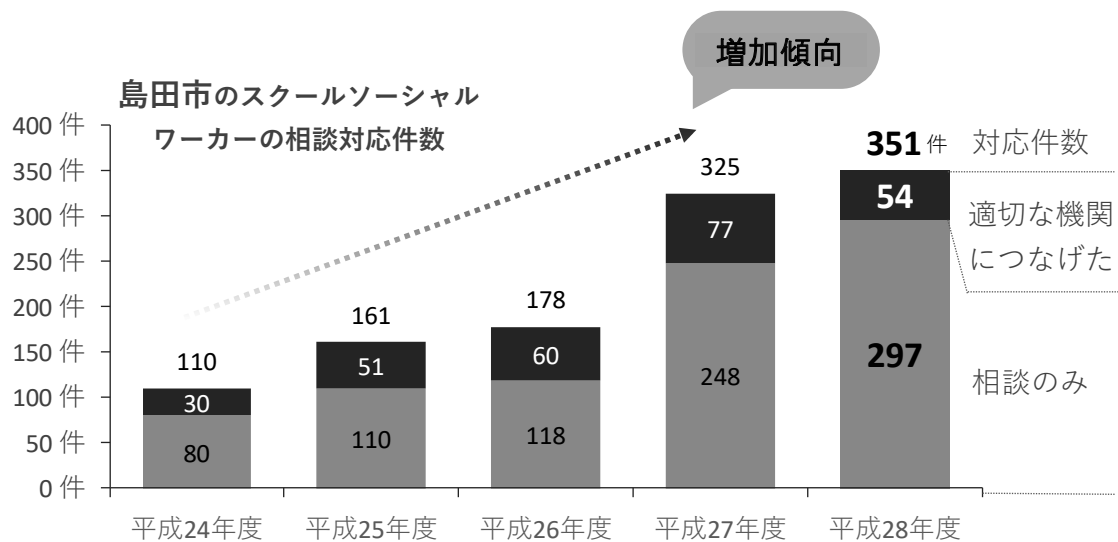


※スクールカウンセラー配置率は、小・中学校数に対して配置しているスクールカウンセラーの人数の割合
(資料)全国値:内閣府「第5回子どもの貧困対策に関する有識者会議」参考資料2「子どもの貧困対策に関する指標の現状」、静岡県値:静岡県「平成 29 年度静岡県子どもの貧困対策計画評価書」、島田市値:島田市学校教育課 各年度5月1日現在

●スクールソーシャルワーカーの相談対応件数は増加傾向

○相談対応件数は増加傾向にあり、平成 24 年度の 110 件から平成 28 年度には 241 件増加して、351 件となっています。

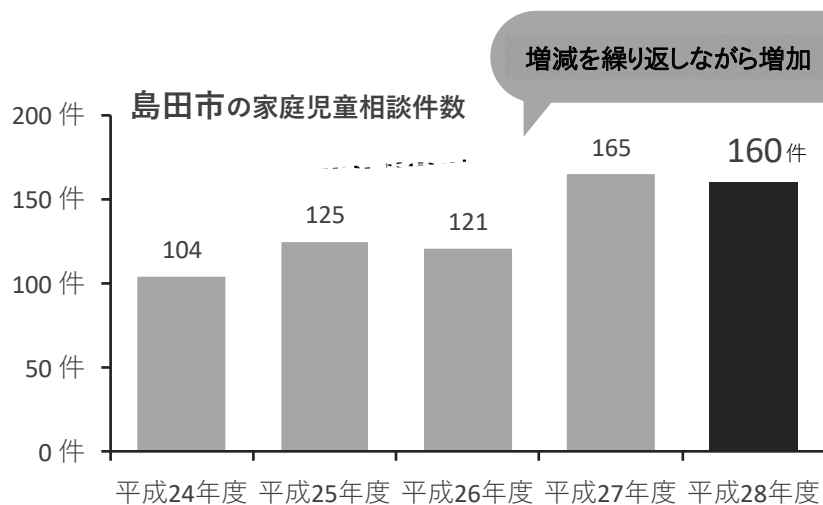
○また、その内訳を見ると、相談件数は年々増えており、平成 27 年度以降急激に件数が増えています。



(資料)島田市学校教育課 各年度5月1日現在

●本市の家庭児童相談件数は4年間で増加傾向

○平成 24 年度の 104 件から増減を繰り返しながら、4年間で 56 件増加して 160 件となっています。

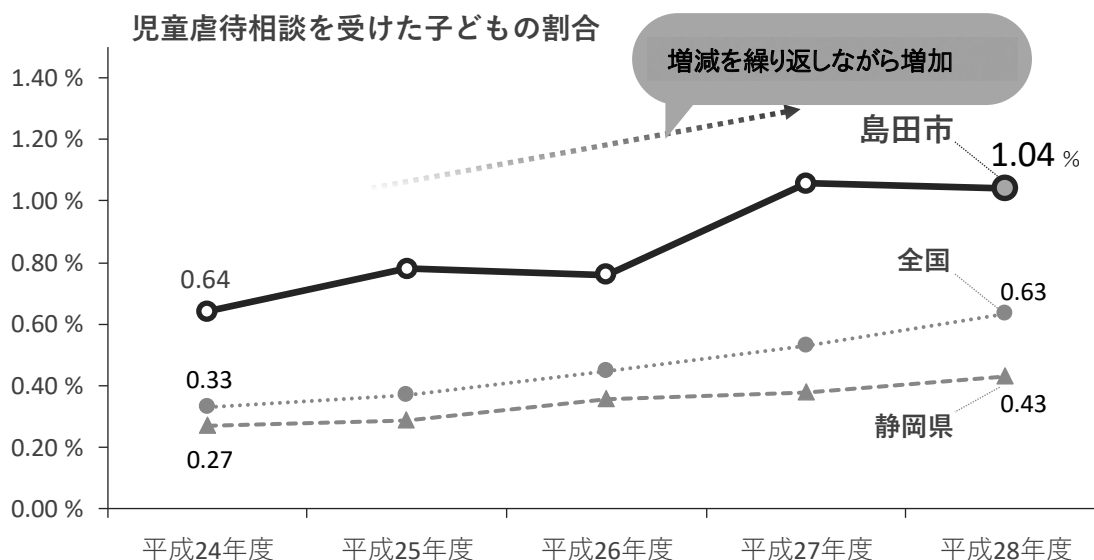


(資料)島田市子育て応援課 各年度3月 31 日現在

●本市は児童虐待相談を受けた子どもの割合がわずかに高い

○全国及び静岡県は、平成 24 年度からいずれも増加傾向にありますが、本市はわずかながらの増減を繰り返しています。

○また、本市は全国、静岡県よりも全体的には上回っており、平成 28 年度は 1.04%となっています。



※割合は、児童虐待相談件数を、17 歳以下の人口総数で除した値

(資料)児童相談件数の全国値及び静岡県値：静岡県の「平成 28 年度の児童虐待相談件数」、

島田市値：島田市子育て応援課 各年度3月 31 日現在

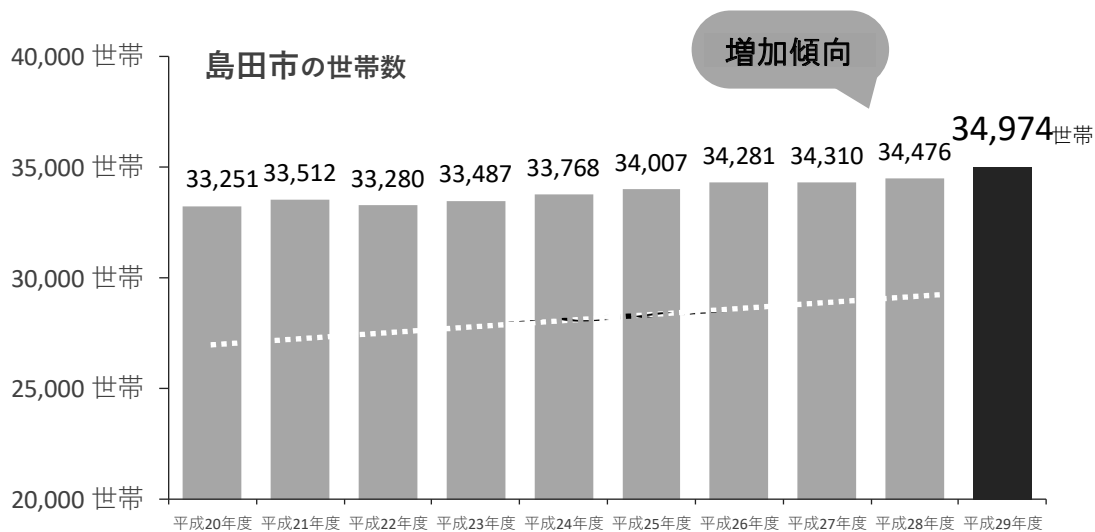
母数の総人口の全国値、静岡県値、島田市値：静岡県統計センターしずおか各年度 10 月 1 日現在

2 保護者を取り巻く現状



●世帯数は増加傾向

○本市の世帯数は増加傾向にあり、平成 29 年度は 34,974 世帯となっています。

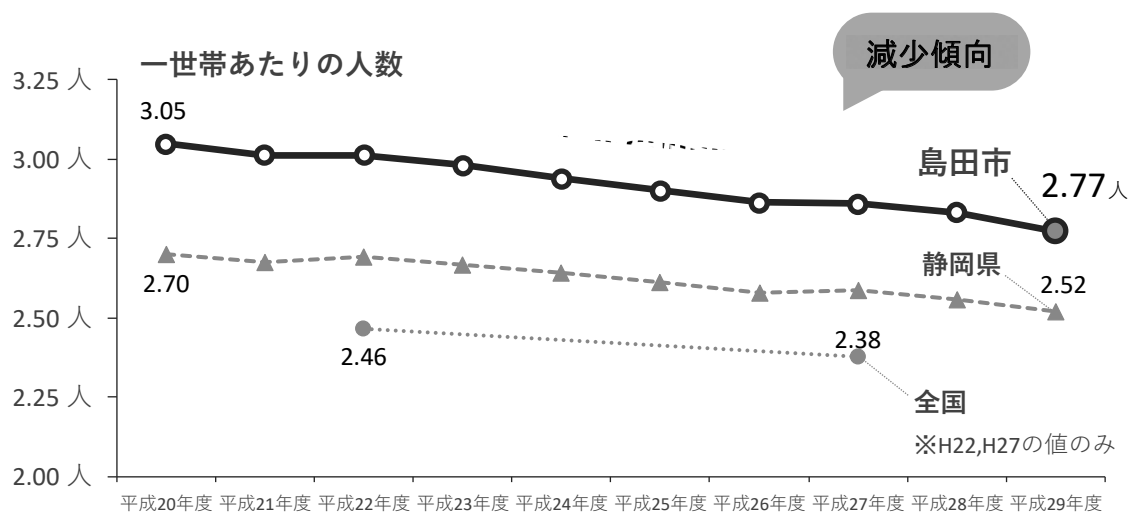


(資料)世帯数の値：静岡県統計センターしずおか各年度 10 月 1 日現在

●一世帯あたりの人数は減少傾向

○一世帯あたりの人数は、全国、静岡県、本市のいずれも減少傾向にあります。

○本市では、平成 29 年度に 2.77 人となり、静岡県に比べてわずかに多くなっています。



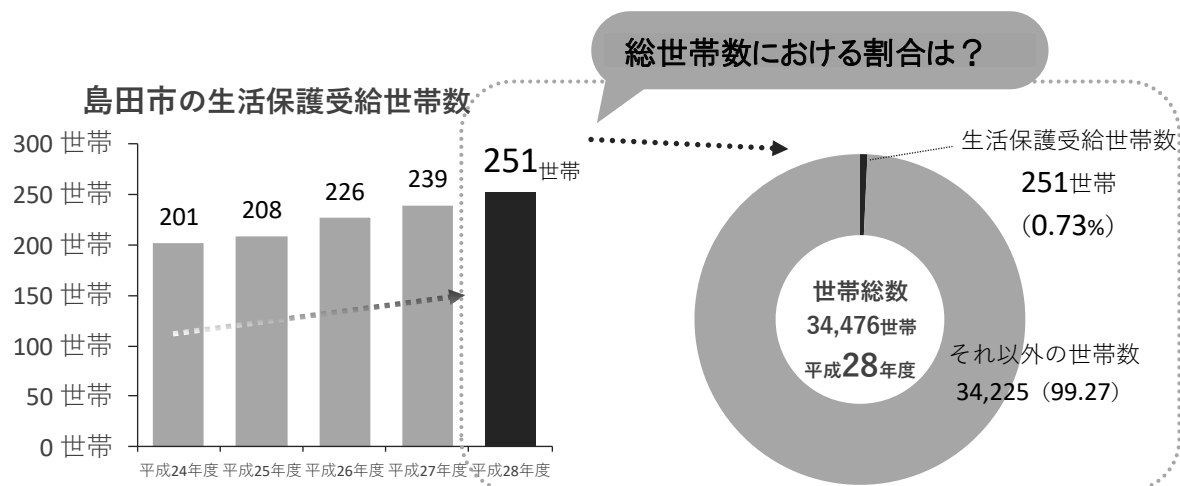
※一世帯あたりの人数は、各年の総人口を世帯数で除した値

(資料)世帯数及び総人口の全国値：総務省統計局、

静岡県値及び島田市値：静岡県統計センターしずおか各年度 10 月 1 日現在

●本市の生活保護受給世帯数は増加傾向

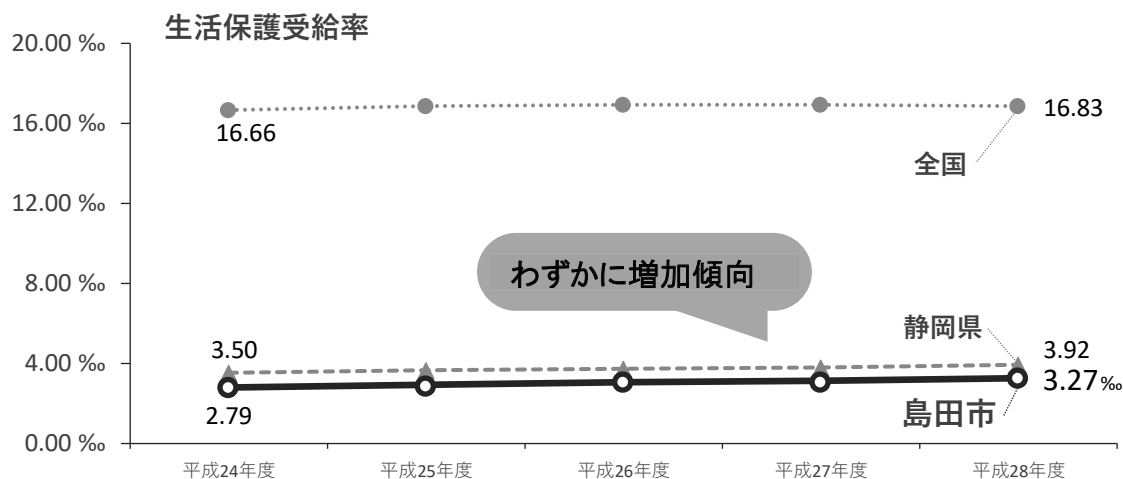
- 生活保護を受給している世帯数は、平成 24 年度以降増加傾向にあります。
- 平成 28 年度は 251 世帯で、総世帯数 34,476 世帯の 0.73%にあたります。



(資料)生活保護受給世帯数:島田市福祉課 各年度3月 31 日現在、
総世帯数:静岡県統計センターしずおか各年度 10 月 1 日現在

●本市の生活保護受給率は全国、静岡県より低い

- 全国、静岡県、本市の生活保護受給率は、増加傾向にあります。
- 平成 27 年度においては、本市は、全国より大きく下回り、静岡県よりもわずかに下回っています。

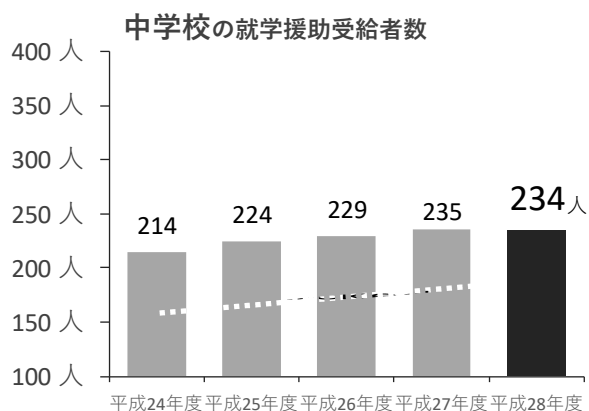
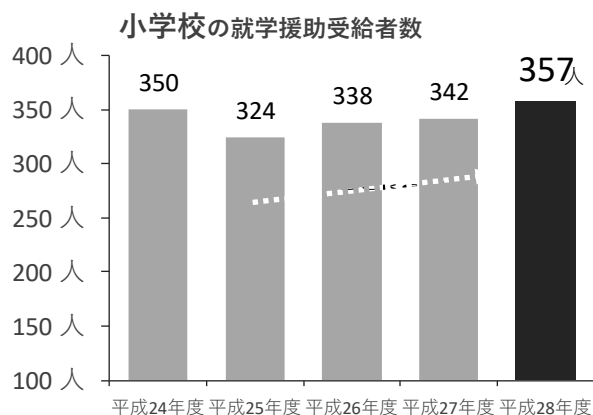


※生活保護受給率(%パーミル)は、生活保護受給者数を、総人口(1,000 人当たり)で除した値
(資料)生活保護受給世帯数の全国値及び静岡県値:被保護者調査 9 月分(9 月末日現在)、
島田市値:島田市福祉課 各年度3月 31 日現在
母数の総世帯数の全国値:平成 27 年度は国勢調査結果、その他の年度は総務省統計局による推計値、静岡県値及び島田市値:静岡県統計センターしずおか各年度 10 月 1 日現在

●小・中学校で就学援助受給者が増加傾向

○小学校は、平成 25 年度以降微増しており平成 28 年度は 357 人となっています。

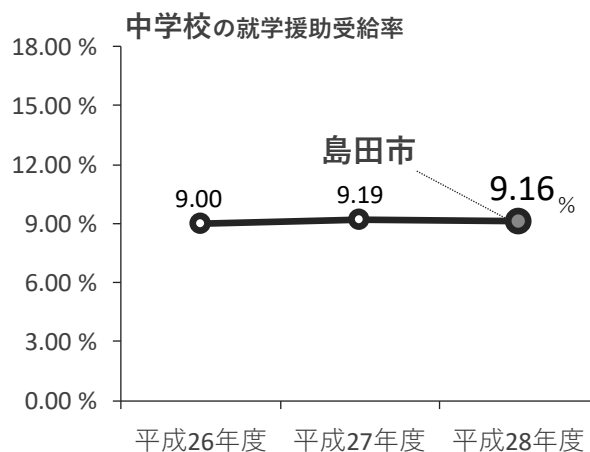
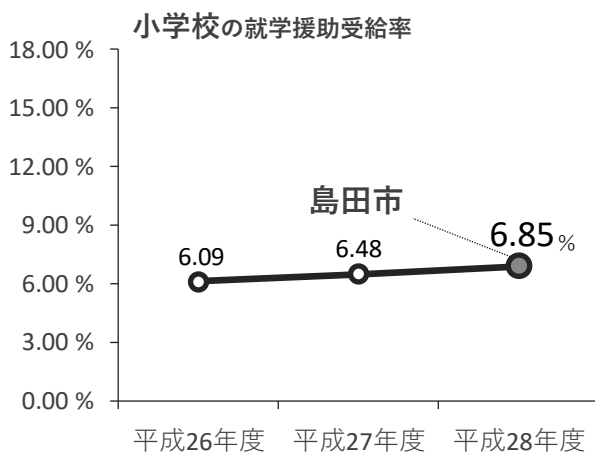
○中学校は、平成 24 年度以降微増しており平成 28 年度は 234 人となっています。



(資料)島田市教育総務課 各年度3月 31 日現在

●本市の就学援助受給率は微増で推移

○本市では、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて、小学校、中学校ともに微増で推移しており、平成 28 年度の小学校の就学援助受給率は 6.85%で、中学校の就学援助受給率は 9.16%となっています。

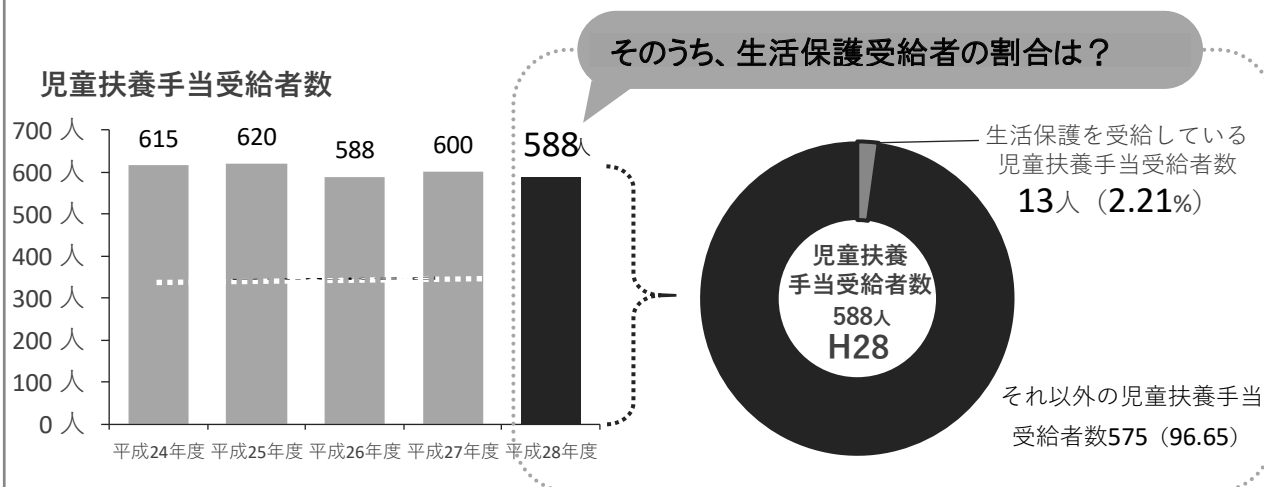


(資料)島田市教育総務課 各年度3月 31 日現在



●本市の児童扶養手当受給者数は5年間 600 人前後を維持

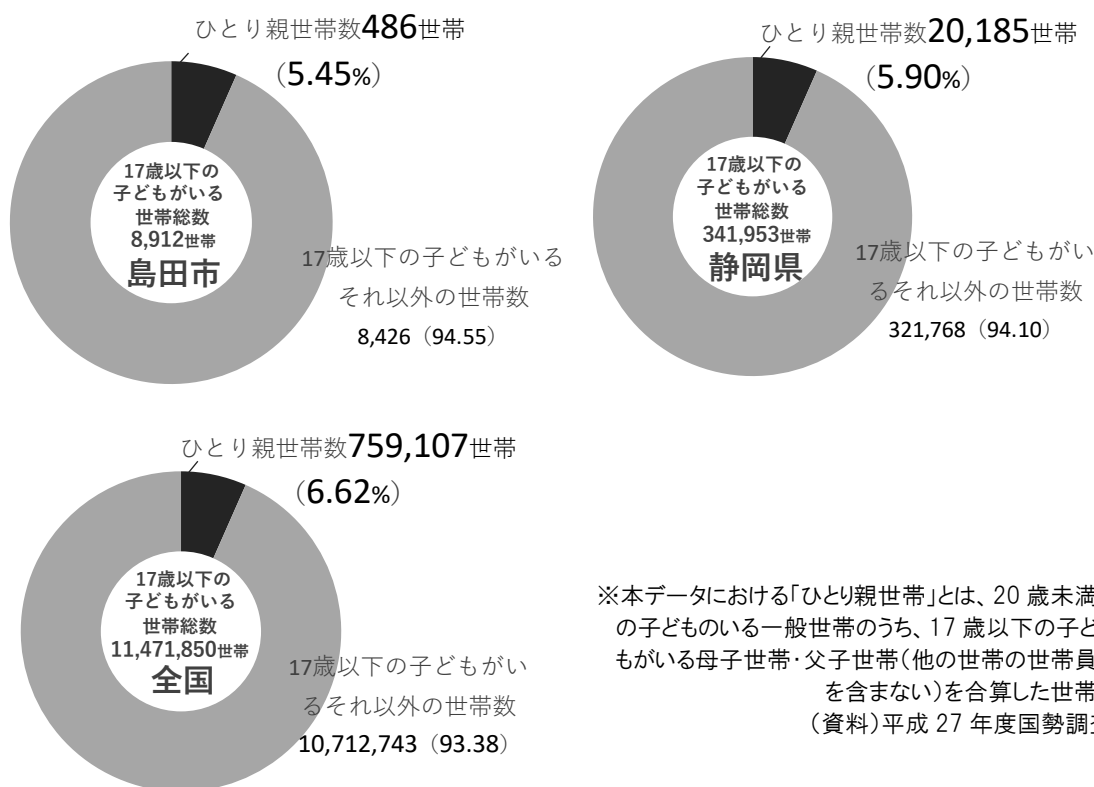
- 児童扶養手当受給者は、平成 24 年度以降、600 人前後で推移しています。
- 平成 28 年度は 588 人、そのうち生活保護を受給している人数は 13 人で、2.21%になります。



(資料)児童扶養手当受給世帯数及び生活保護を受給している児童扶養手当受給世帯数の島田市値:島田市子育て応援課 各年度3月31日現在

●本市のひとり親世帯割合は全国、静岡県より低い

- 平成 27 年度のひとり親世帯の割合は、全国、静岡県、本市のいずれも7.00%未満です。
- 本市の割合は、5.45%で全国、静岡県よりわずかに下回っています。



2. アンケート調査

1 調査の目的

本市では、より安心して子どもを育てるために必要な取組を検討するにあたり、子どものいる家庭の生活状況や、子どもの様子、また、子育ての悩みや困りごと等の実態を把握するためのアンケート調査を実施しました。

2 調査の概要

- 調査対象：市内の小学5年生と中学2年生の児童生徒及びその保護者
- 調査期間：平成 29 年 10 月 20 日～11 月6日
- 調査方法：学校を通じて配付・回収

●配付・回収状況

票の種類	配付数	回収数	回収率
小学5年生子ども票	834 票	808 票	96.88%
中学2年生子ども票	819 票	780 票	95.24%
小学5年生保護者票	834 票	775 票	92.93%
中学2年生保護者票	819 票	701 票	85.59%

●設問項目

票の種類	設問項目
子ども票	1 あなたのことについて
	2 持っているものについて
	3 日常生活の状況について
	4 学校のことや勉強のことについて
	5 日常生活の中で感じていることについて
保護者票	1 回答者とご家族について
	2 お子さまについて
	3 お子さまの生活・学習習慣について
	4 子どもを取り巻く環境・モノについて
	5 子育ての悩みや相談について
	6 各種支援・サービスについて
	7 世帯の経済的状況について
	8 意見・要望等について

3 子どもの相対的貧困率

子どもの相対的貧困率は、厚生労働省「国民生活基礎調査」の結果から OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき昭和 60 年（1985 年）から3年ごとに算出されており、国際比較などの指標として用いられています。

アンケート調査結果に基づく、本市における子どもの相対的貧困率は、9.11%※¹ となっています。また、ひとり親世帯の子どもの相対的貧困率は、30.95%※² となっています。

●全国の子どもの相対的貧困率（平成 27 年）

項 目	数 値	備 考
貧困線	122 万円	等価可処分所得の中央値の半分（熊本県を除く）
子どもの相対的貧困率	13.9%	17 歳以下の貧困線に満たない子どもの割合（熊本県を除く）
子どもがいる現役世帯の大人が 1 人の相対的貧困率	50.8%	世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯のうち「大人が 1 人」

●アンケート調査結果に基づく子どもの相対的貧困率を算出するための世帯の該当条件

- ・世帯の家族の人数（子どもから見た続柄）を回答している
- ・世帯員のうち、子どもの人数が世帯の家族の人数を超えていない
- ・所得の合計金額を回答している

●本市の子どもの相対的貧困率

項 目	数 値	備 考
該当世帯数	1,218 世帯	該当条件に合致する世帯
保護者の人数	5,585 人	該当世帯の保護者の人数
子どもの人数	3,984 人	該当世帯の子どもの人数
所得中央線	217.3296 万円	保護者の人数の半分に位置する人の所得額
貧困線	108.66 万円	中央線の 2 分の 1 の金額
貧困線以下の子どもの人数	363 人	貧困線以下の所得額の子どもの人数
子どもの相対的貧困率	9.11%	子どもの人数における貧困線以下の子どもの割合

※1.2 アンケート調査結果に基づく子どもの相対的貧困率及びひとり親世帯の子どもの相対的貧困率は、厚生労働省「国民生活基礎調査」の設問内容及び選択肢が完全一致していない、かつ特定の対象者への調査としていることから、国が示す子どもの相対的貧困率と比較することはできないことを留意する必要がある。

●ひとり親世帯の子どもの相対的貧困率

項 目	数 値	備 考
ひとり親の該当世帯数	235 世帯	該当条件に合致するひとり親世帯
貧困線	108.66 万円	貧困線は子どもの相対的貧困率の貧困線と同じ
ひとり親世帯の子どもの人数	252 人	ひとり親の該当世帯の子どもの人数
貧困線以下のひとり親世帯の子どもの人数	78 人	貧困線以下の所得額のひとり親世帯の子どもの人数
ひとり親世帯の子どもの相対的貧困率	30.95%	ひとり親世帯の子どもの人数における貧困線以下のひとり親世帯の子どもの割合

4 『生活困難度別』、『ひとり親・ふたり親世帯別』の抽出

アンケート調査結果から、本市の世帯の現状をより具体的に把握するために、保護者の回答結果を『生活困難度別』、『ひとり親・ふたり親世帯別』の2種類の対象世帯で抽出しました。

その抽出結果を基に、『生活困難度別』では「生活困難度が高い世帯」と「それ以外の世帯」とし、『ひとり親・ふたり親世帯別』では「ひとり親」と「ふたり親」としています。

また、「保護者票」で抽出した対象世帯に属する子どもの回答結果も、同様に抽出を行っています。

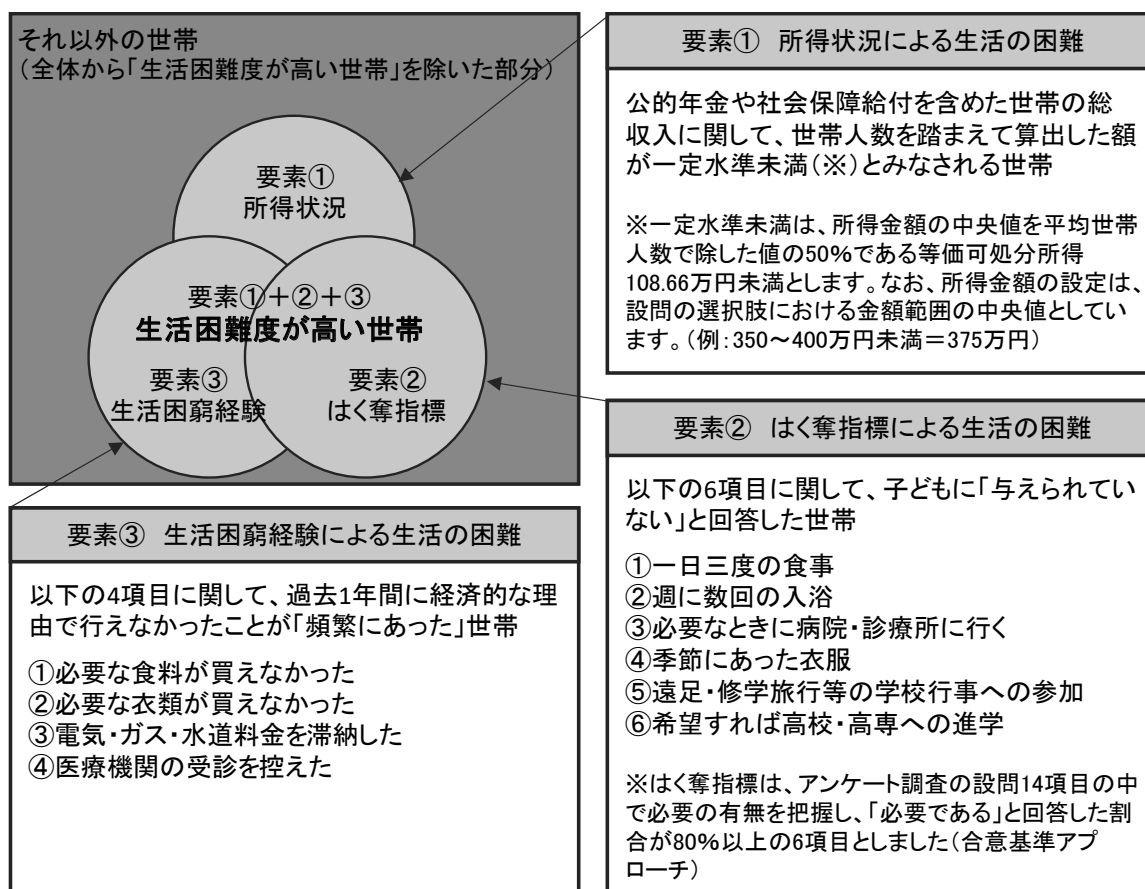


生活困難度別

『生活困難度』とは、年間の所得の状況以外に、生活が困難な状況に陥る可能性のある“複数の要素”を含めて判断する度合いのことです。

複数の要素を把握するための設問は、保護者票のみに設け、「衣・食・住」という基本的な生活の場面での、経済的な理由が原因で生じる課題に着目した「生活困窮※¹経験による生活の困難」と、子どもに関する出費や外出・体験などの必要な機会が限られてしまうことに着目した「はく奪指標による生活の困難」としています。これに「所得状況による生活の困難」を加えた基準を用いて「生活困難度別」に対象世帯を抽出しました。

●生活困難度が高い世帯を抽出するための要素



●「生活困難度別」の抽出結果

項 目	数 値	割 合
生活困難度が高い世帯	147 世帯	9.96%
それ以外の世帯	1,037 世帯	70.26%
不明	292 世帯	19.78%
合計	1,476 世帯	100.00%

※1 生活困窮とは、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある状況を意味し、そうした状況にある人や世帯を生活困窮者、生活困窮世帯という。アンケート調査結果の対象となる「生活困難度が高い世帯」は、生活困窮世帯も含めるものとする

ひとり親・ふたり親世帯別

『ひとり親・ふたり親世帯別』とは、アンケート調査の保護者票の設問5「あなたの世帯は、どの続柄の方と一緒に暮らしていますか。お子さまから見た続柄でお答えください(複数回答)」の回答に対して、「父親」もしくは「母親」のどちらか一方を回答した世帯を「ひとり親世帯」とし、「父親」と「母親」の両方を回答した世帯を「ふたり親世帯」として、それぞれの対象世帯を抽出、分類したものです。

●「ひとり親世帯・ふたり親世帯別」の抽出結果

項 目	数 値	割 合
ひとり親世帯	235 世帯	15.92%
ふたり親世帯	1,208 世帯	81.84%
不明	33 世帯	2.24%
合計	1,476 世帯	100.00%

5 調査結果の見方

アンケート調査結果は以下の点に留意する必要があります。

- 調査結果の一部を抜粋して掲載しています。
- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数(該当質問においては該当者数)を 100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が 100%にならないことがあります。
- 複数回答(2つ以上選ぶ問)の設問では、全ての割合の合計が 100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略しています。
- グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。
- 「その他」、「無回答」を一部省略しています。このため、全ての割合の合計が 100%にならないことがあります。

6 調査の結果

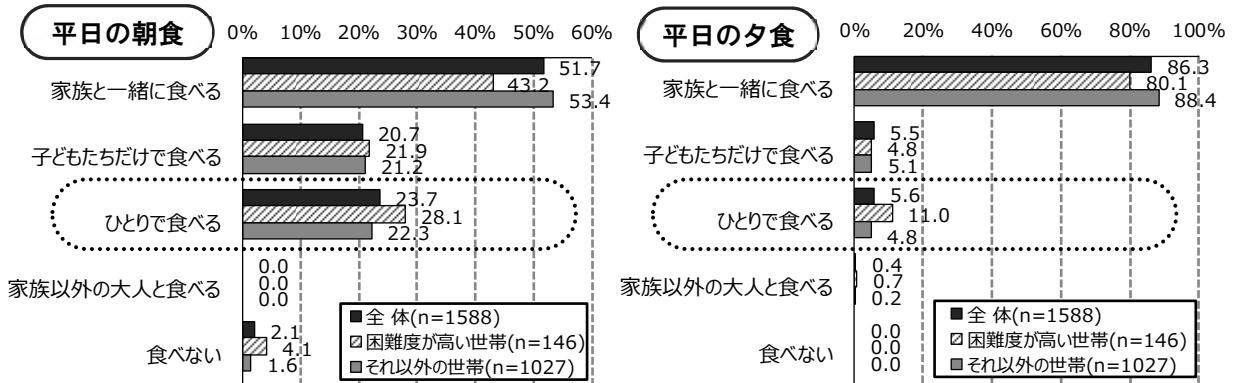
生活困難度別

子ども
アンケート
結果

普段の過ごし方

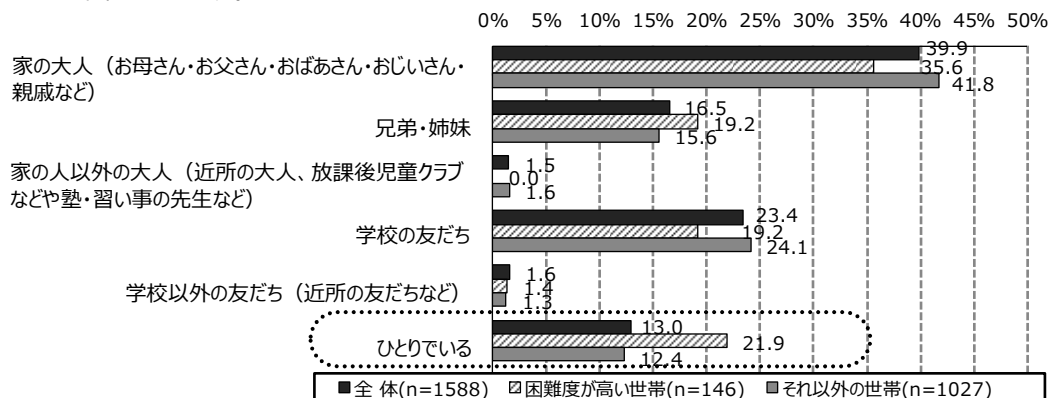
●食事を一緒に食べる人

○生活困難度が高い世帯の子どもは、平日の朝食と夕食のいずれでも、「ひとりで食べる」の割合がそれ以外の世帯の子どもより上回っています。



●放課後を一緒に過ごす人

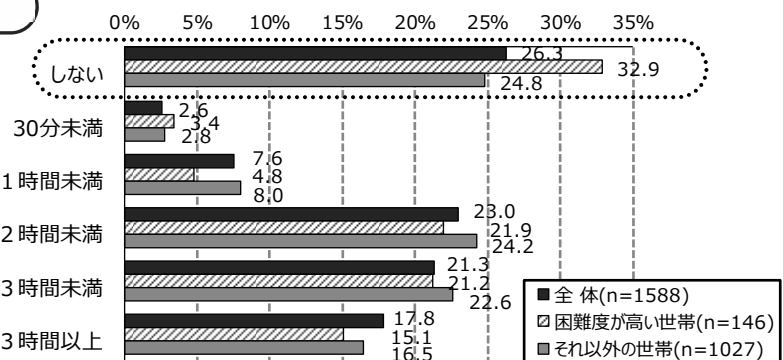
○生活困難度が高い世帯の子どもは、「ひとりでいる」が 21.9%と、それ以外の世帯の子ども(12.4%)より上回っています。



●普段過ごす時間

○生活困難度が高い世帯の子どもは、『友だちと遊んだりする時間』は、「しない」が 32.9%と、それ以外の世帯の子ども(24.8%)より上回っています。

友だちと遊んだりする時間

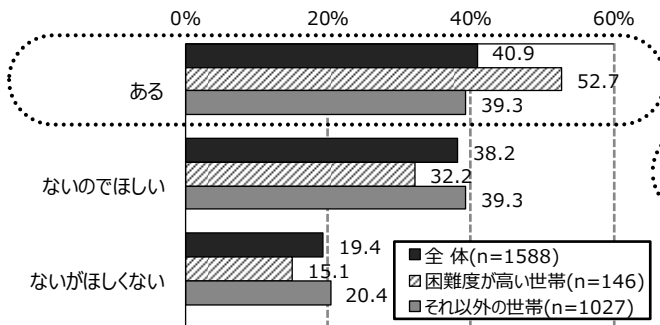


●持っているもの、ほしいと思うもの

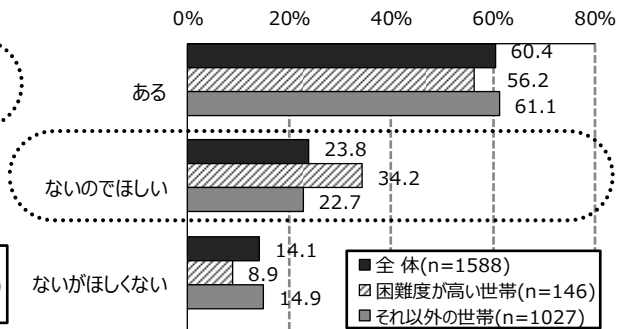
○生活困難度が高い世帯の子どもは、『携帯電話、スマートフォン』が「ある」が52.7%で、それ以外の世帯の子どもの39.3%を大きく上回っています。

○生活困難度が高い世帯の子どもの『友だちと同じくらいのおこづかい』は、「ないのでほしい」が34.2%で、それ以外の世帯の子ども(22.7%)より大きく上回っています。

携帯電話・スマートフォン



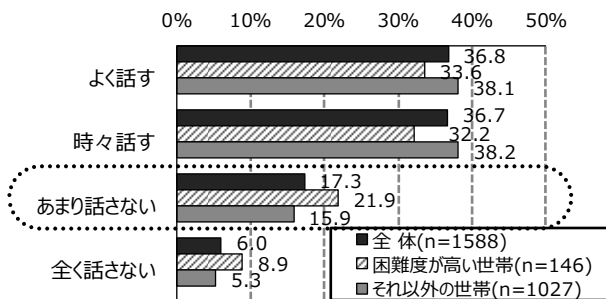
友だちと同じくらいのおこづかい



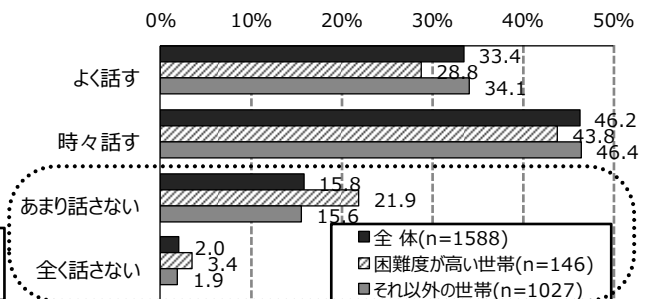
●普段話す相手とその頻度

○生活困難度が高い世帯の子どもの『家族』や『学校の先生』と「あまり話さない」、「全く話さない」の割合は、それぞれ、それ以外の世帯の子どもの割合より上回っています。

家族



学校の先生



調査から読み取れること

- 生活困難度が高い世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもと比べて、放課後や食事の時間にひとりであることが多い傾向があります。
- 携帯電話やスマートフォンを持っている生活困難度が高い子どもの割合が高いことは、ひとりであっても、すぐに誰かと連絡が取れるようにするためかと考えられます。
- 生活困難度が高い世帯の子どもは、家族や学校の先生と話す頻度もそれ以外の世帯の子どもより少ないことから、普段、相談する身近な大人が比較的少ない環境下にあることも考えられます。

子どもの学習、進学

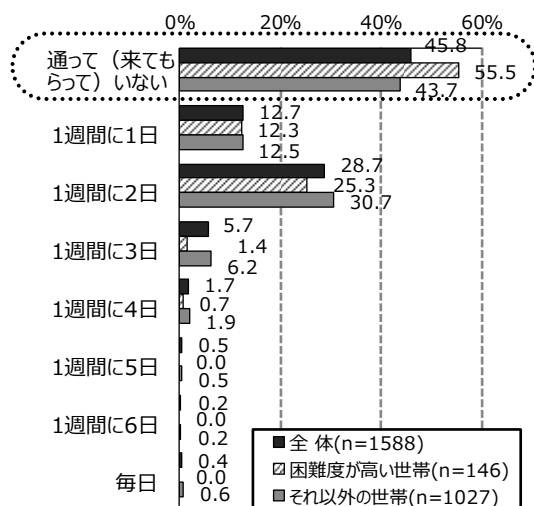
生活困難度別

子ども
アンケート
結果

●塾や家庭教師の利用

○生活困難度が高い世帯の子どもは、通って（来てもらって）いない」が最も多く55.5%で、それ以外の世帯の子ども(43.7%)を大きく上回っています。

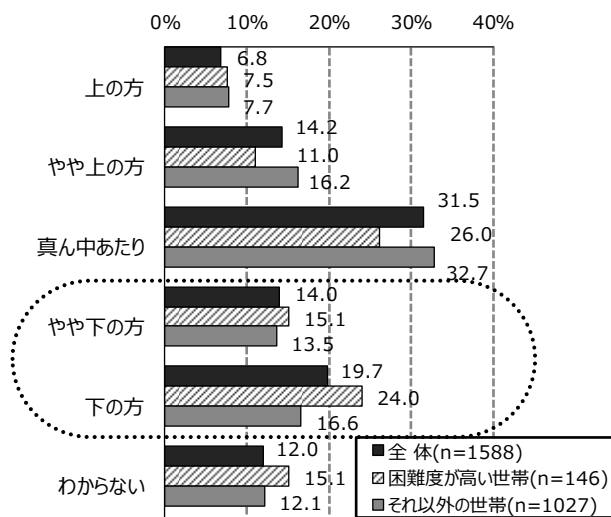
塾・家庭教師の利用



●学校の成績

○全ての世帯の子どもが、「真ん中あたり」を最も多く回答しています。
○生活困難度が高い世帯の子どもは、「やや下の方」、「下の方」の割合が、それ以外の世帯の子どもの割合よりも上回っています。

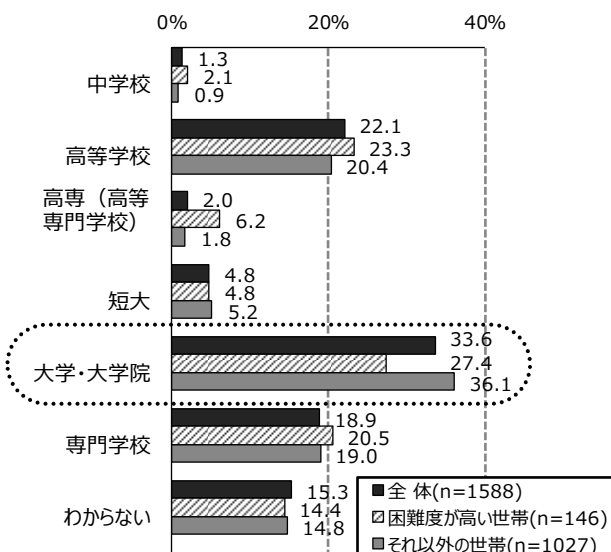
成績の順位



●将来の進学先

○生活困難度が高い世帯の子どもは、「中学校」、「高等学校」、「高専」、「専門学校」の割合が、それ以外の世帯の子どもの割合よりも上回っています。
○一方、それ以外の世帯の子どもは、「大学・大学院」が最も多い回答で、36.1%ですが、生活困難度が高い世帯の子どもは27.4%と下回ります。

希望する将来の進学先



調査から読み取れること

- 生活困難度が高い世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもと比較して、学校での成績が低いと感じている割合が高いことから、勉学に対する自信や意欲がやや低いと考えられます。
- さらに、塾や家庭教師を利用している子どもが少なく、友だちと教え合ったりする環境や機会が少ないことも考えられます。
- 生活が困難な状況にある中で、勉強に集中できないこともあり、将来の進学にかかる費用や学力に不安を感じている子どもが少なくないことがうかがえます。

子どもが普段感じていること

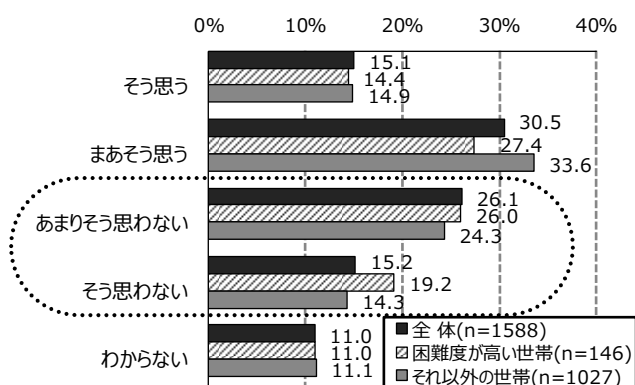
生活困難度別

子ども
アンケート
結果

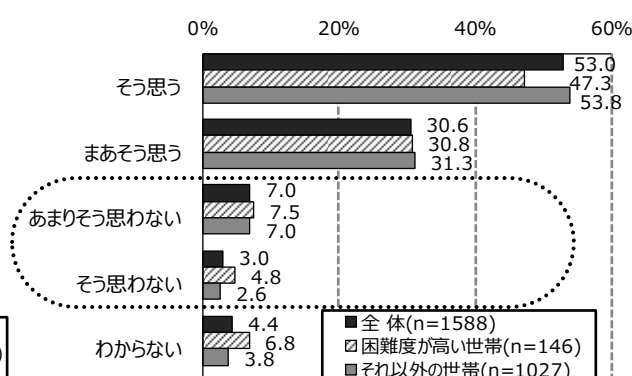
●日常生活の中で感じていること

- 生活困難度が高い世帯の子どもは、『価値のある人間だと思う』、『家族に大切にされていると思う』、『友だちに好かれていると思う』、『毎日の生活が楽しいと思う』で、いずれも「あまりそう思わない」と「そう思わない」の割合がそれ以外の世帯の子どもより上回っています。
- また、『さびしいと感じたことはない』、『誰かの役に立つことができると思う』において、いずれも「あまりそう思わない」と「そう思わない」の割合が、それ以外の世帯の子どもより上回っています。

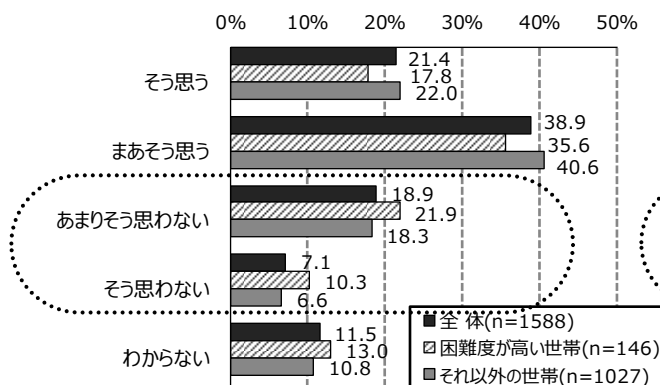
価値のある人間だと思う



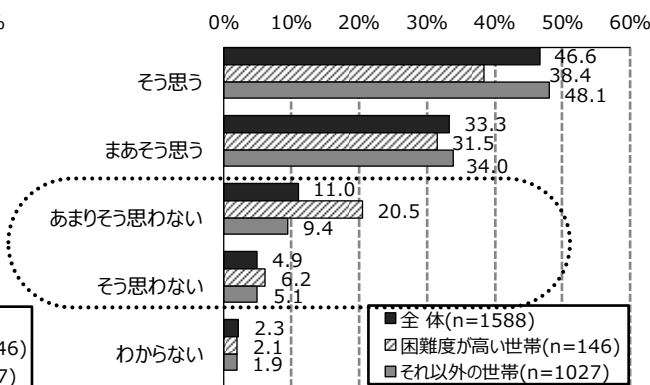
家族に大切にされていると思う



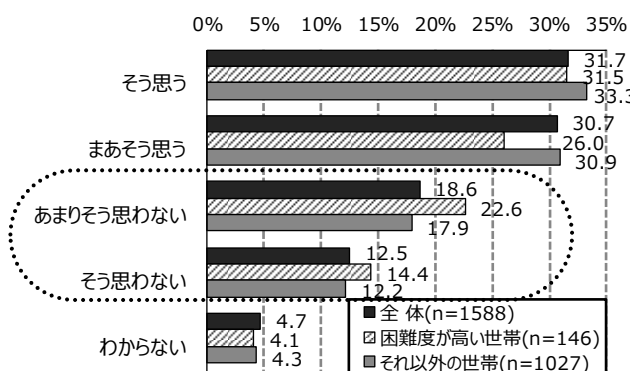
友だちに好かれていると思う



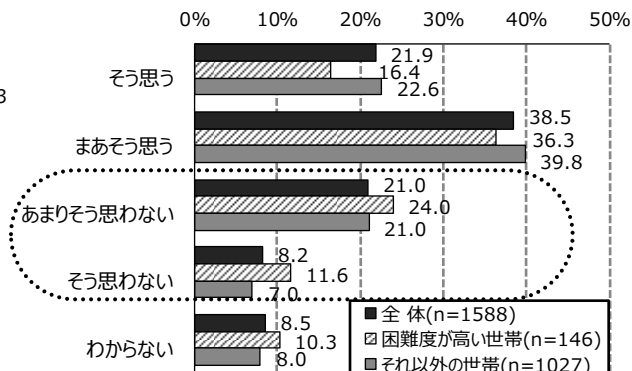
毎日の生活が楽しいと思う



さびしいと感じたことはない

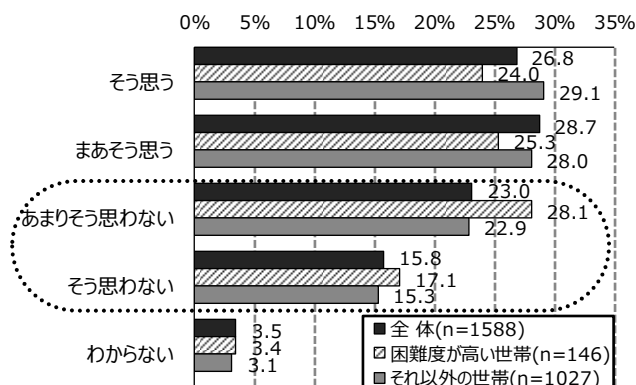


誰かの役に立つことができると思う

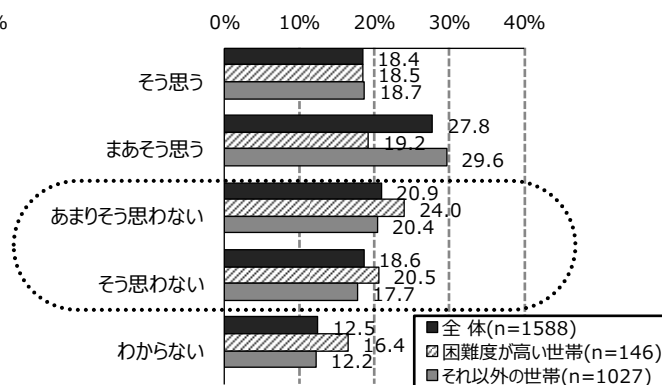


○生活困難度が高い世帯の子どもは、『不安に感じることはない』、『自分のことが好きだと思う』についても、生活困難度の高い世帯の子どもは、「あまりそう思わない」の割合が「そう思う」と「まあそう思う」の割合を上回っています。

不安に感じることはない



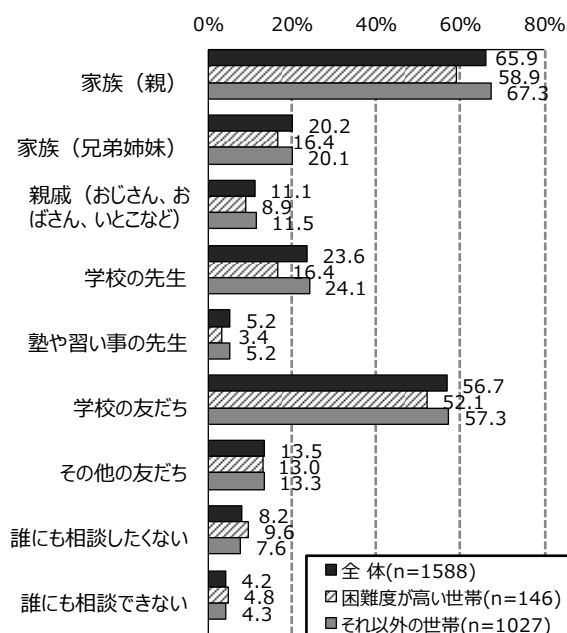
自分のことが好きだと思う



●悩みを相談できる相手

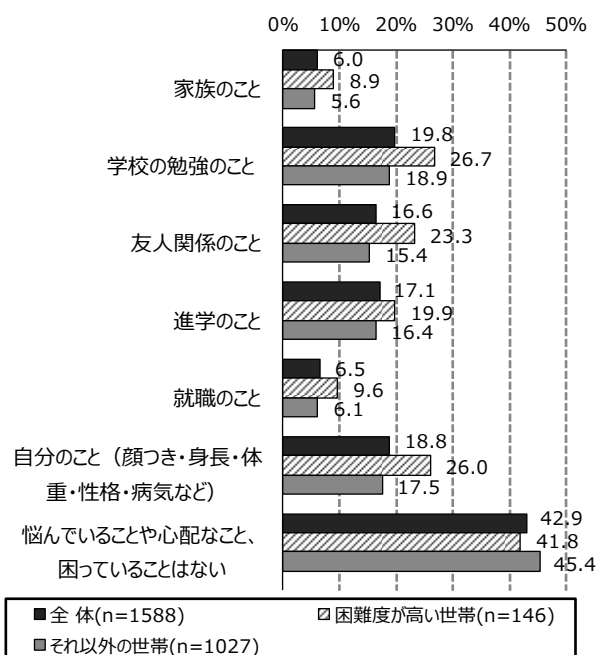
○生活困難度が高い世帯の子どもは、「その他の人」を除いて、全ての相談相手の割合が、それ以外の世帯の子どもより下回っています。

○また、「誰にも相談したくない」や「誰にも相談できない」の割合は、生活困難度が高い世帯の子どもの方が、それ以外の世帯の子どもより上回っています。



●いま悩んでいること

○生活困難度が高い世帯の子どもは、悩みの項目全てで、それ以外の世帯の子どもより上回っています。



調査から読み取れること

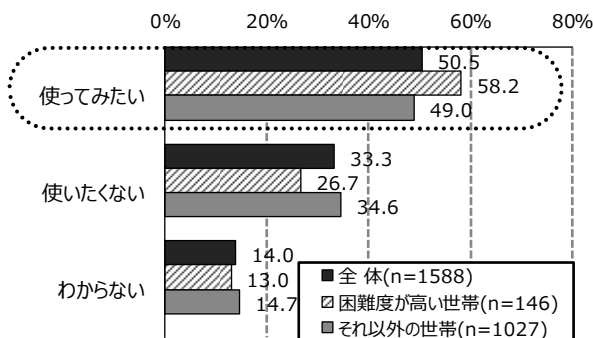
- 生活困難度の高い世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもと比較して、自己愛や自尊心、自己評価等が全体的に低く、子どものうちに育むべき自信や向上心、精神の安定性にも影響することが懸念されます。
- 特に、「不安に感じることはない」、「自分のことが好きだと思う」については、「あまりそう思わない」が生活困難度の高い世帯の子どもの最も多い回答で、この結果を見ると、本来、子どもが集中して取り組むべき学習やその子自身の健全な育成が妨げられていて、自己愛の低下につながっているとも考えられます。
- さらに、生活困難度の高い世帯の子どもは日頃からさまざまなことに悩みを抱えている割合が高い状況にありますが、相談先のどの相手に対しても、それ以外の世帯の子どもより割合が低いことをみても、家庭内外にかかわらず、大人との信頼関係がうまく築くことができている様子が見え隠れしています。

子どもが利用してみたい場所

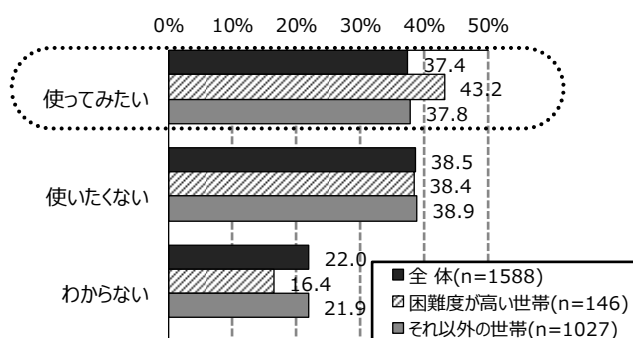
●利用してみたい場所

- 生活困難度が高い世帯の子どもは、『(家以外で)休日にいることができる場所』、『(学校以外で)勉強、進学、家庭のことなど、なんでも相談できる場所』を「使ってみたい」と回答している割合が、それ以外の世帯の子どもの割合より上回っています。

(家以外で) 休日にいることができる場所



(学校以外で) 勉強、進学、家庭のことなど、なんでも相談できる場所



調査から読み取れること

- 生活困難度が高い世帯の子どもは、放課後や食事の時間をひとりで過ごすことが多く、また、相談相手がいない状況が少なからずある傾向から、家以外で過ごせる場所やなんでも相談できる場所を使ってみたいという割合が比較的高いという結果との関係性が考えられます。

普段の過ごし方

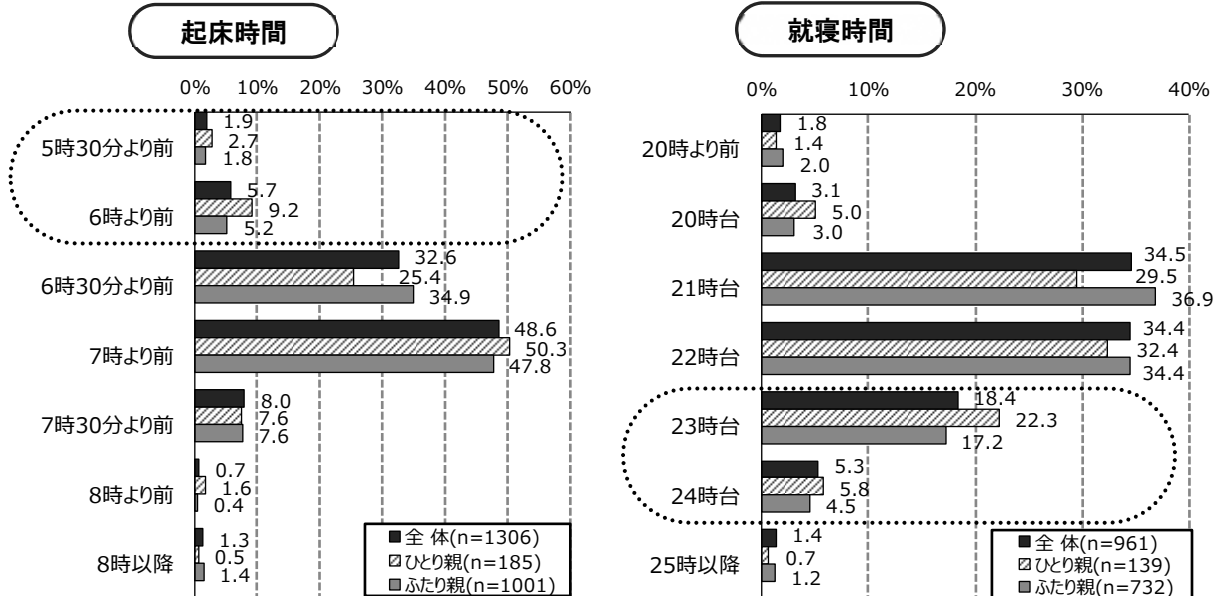
ひとり親・ふたり親
世帯別

子ども
アンケート
結果

●平日の起床・就寝時間

○『起床時間』で、最も多い回答の「7時より前」より早い時間を見ると、「5時30分より前」と「6時より前」のひとり親世帯の子どもの割合が、ふたり親世帯の子どもの割合を上回っています。

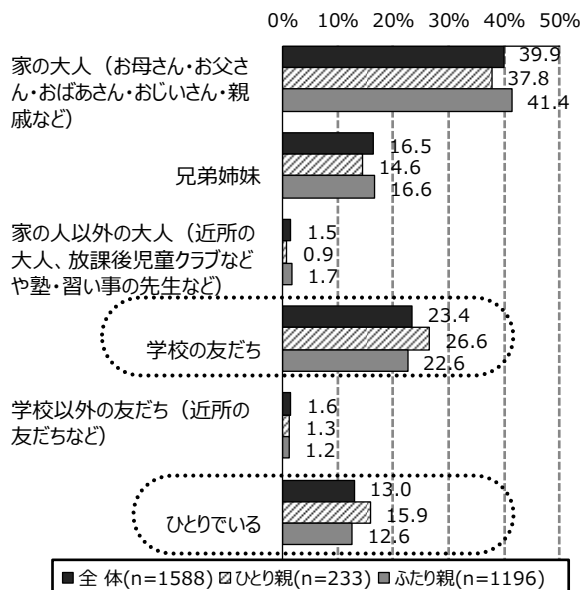
○また、『就寝時間』では、全体で最も多い回答の「21時台」より遅い時間を見ると、「23時台」と「24時台」のひとり親世帯の子どもの割合が、ふたり親世帯の子どもの割合を上回っています。



※平日、起きる時間、寝る時間が“決まっている”子どものみ回答

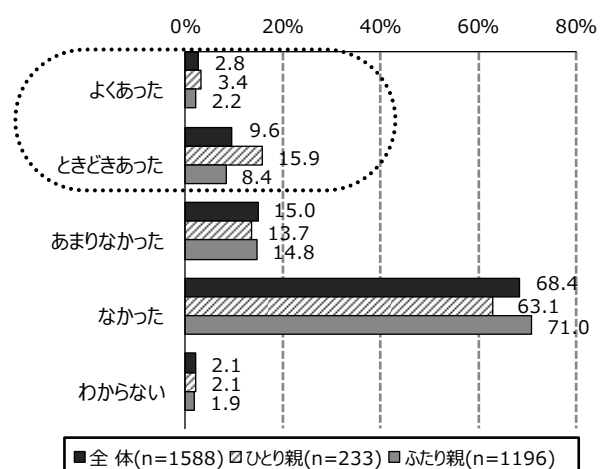
●放課後を一緒に過ごす人

○ひとり親世帯の子どもの「学校の友だち」と「ひとりである」の割合が、ふたり親世帯の子どもの割合を上回っています。



●夜遅くまで子どもだけで過ごした頻度

○ひとり親世帯の子どもの『夜遅くまで子どもだけで過ごした』ことが、「よくあった」、「ときどきあった」の割合が、ふたり親世帯の子どもの割合よりも上回っています。



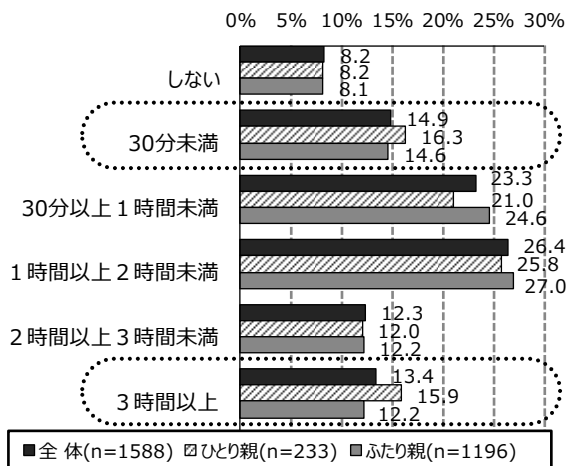
● 普段過ごす時間

○『テレビ・DVD・インターネット動画を見る時間』で、ひとり親世帯

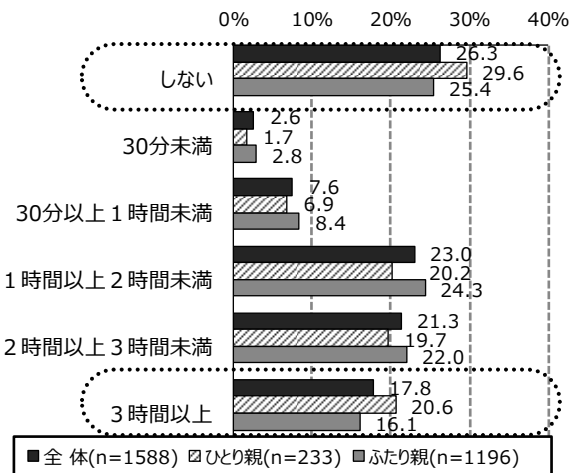
の子どもの割合がふたり親世帯の子どもの割合をやや上回っているのは、「30分未満」と「3時間以上」で、回答が極端に分かれています。

○『友だちと遊ぶ時間』で、ひとり親世帯の子どもの割合がふたり親世帯の子どもの割合をやや上回っているのは、「しない」と「3時間以上」で、回答が極端に分かれています。

テレビ・DVD・インターネット動画を見る時間



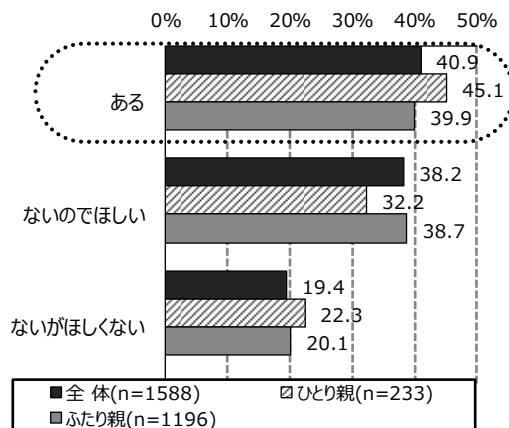
友だちと遊ぶ時間



● あなたが持っているもの

○ひとり親世帯の子どもは、『携帯電話、スマートフォン』が「ある」が 45.1%で、ふたり親世帯の子どもの 39.9%より上回っています。

携帯電話・スマートフォン



調査から読み取れること

○ひとり親世帯の子どもがふたり親世帯の子どものと比べて起床時間が早く、就寝時間が遅い割合がやや高いのは、保護者の帰宅時間が遅く、帰りを待っていて、子どもが家事を手伝っているなどの可能性も推察できます。

○同様に、テレビなどの動画を長時間見ている割合が高いこと、携帯電話やスマートフォンを持っている割合が高いことも、放課後に子どもだけで過ごす時間が多いためかと考えられます。

○一方で、動画を見る時間が 30 分未満である子どもの割合もやや高いことから、ひとり親世帯の子どもは、家庭の状況によって過ごし方が異なる様相も見られます。

○また、友だちと遊ぶ時間についても、全く遊ばないか、長時間遊んでいるかに分かれるため、放課後をひとりで過ごしている子どもと、友だちと遊んで過ごす子どもとに二分される傾向があるようです。

子どもの学習

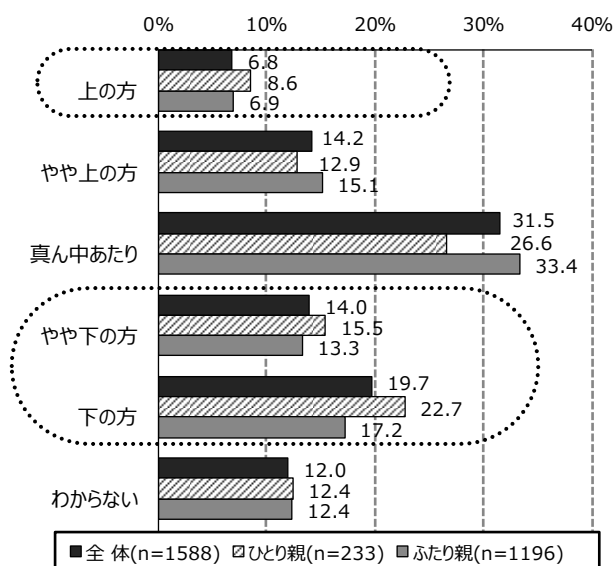
ひとり親・ふたり親
世帯別

子ども
アンケート
結果

●学校の成績

○ひとり親世帯の子どもは、「上の方」と答えている割合が、ふたり親世帯の子どもの割合よりやや上回っています。

○一方で、「やや下の方」と「下の方」の割合も、ひとり親世帯の子どもの方が上回っています。



調査から読み取れること

○ひとり親世帯の子どもは、家庭の状況によって普段の過ごし方に違いが出ていますが、学習面でも、世帯間にやや差があることがうかがえます。

○しかし、ひとり親世帯の子どもは、総じて自分の成績が「下の方」にあると感じている割合が高く、学習への自信や意欲の低さも見受けられます。

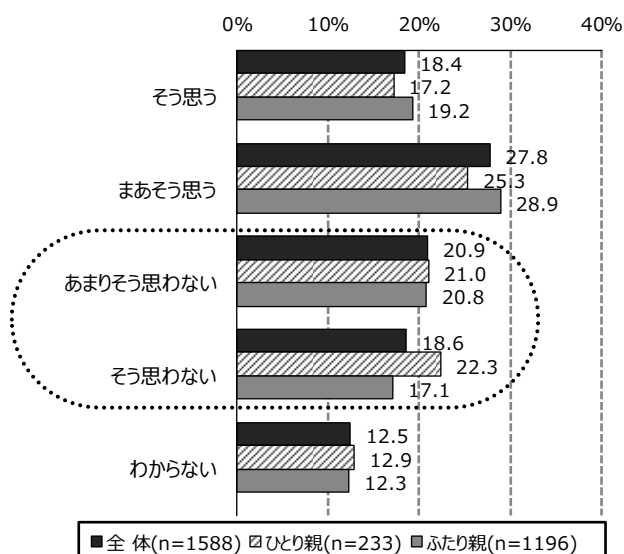
○これは、学校以外で、保護者を含め勉強を見てくれる人がいない、塾等に通っていない、勉強できるスペースがないなどの直接的な要因のほかに、家庭や自分自身に関する悩みや不安などからも、勉強に集中できない状況にある可能性も考えられます。

子どもが普段感じていること

●日常生活の中で感じていること

○『自分のことが好きだと思う』について、ひとり親世帯の子どもは、「あまりそう思わない」や「そう思わない」と答える割合が、ふたり親世帯の子どもの割合よりも上回っています。

自分のことが好きだと思う



調査から読み取れること

○ひとり親世帯の子どもは、自己愛が低い子どもの割合が高く、そうした原因にはさまざまな要素がある中、一つの要素として、保護者や周囲の大人から、あまり褒められたり、認められたりした経験がないことで、自分自身を否定的、悲観的に捉えてしまう傾向もあるようです。

○また、自己愛の低さによる、自己評価や自信の低下が懸念されます。

○ひとり親世帯の一部では、経済的にも精神的にも余裕がなく、子どもへの接し方が厳しくなったり、接する機会が少なくなってしまうたりすることも懸念材料の一つです。

子どもが利用してみたい場所

ひとり親・ふたり親
世帯別

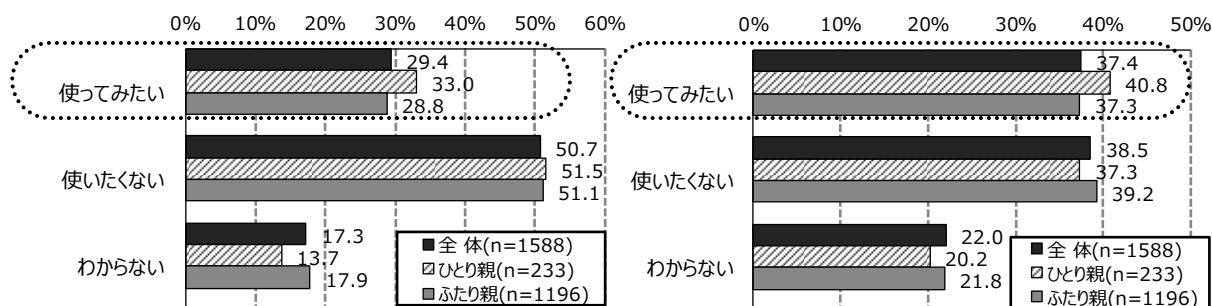
子ども
アンケート
結果

●利用してみたい場所

○ひとり親世帯の子どもは、『家の人がないとき、夕ご飯を食べることができる場所』や『(学校以外で)勉強、進学、家庭のことなど、なんでも相談できる場所』を「使ってみたい」と回答している割合が、ふたり親世帯の子ども割合よりも上回っています。

家の人がないとき、
夕ご飯を食べることができる場所

(学校以外で) 勉強、進学、家庭の
ことなど、なんでも相談できる場所



調査から読み取れること

- ひとり親世帯の子どもは、親の帰りが遅い場合は夕食もそれに合わせて遅くなったり、子どもだけで食べることになったりする状況が見られます。
- その場合、空腹に耐えながら親の帰りを待ったり、寂しい思いをしながら夕食を食べたりしている子どもの中にはいると思います。それが、夕食を複数人で食べられる場所を「使ってみたい」の回答割合が高くなる結果につながったのではないかと推察されます。
- また、学校以外でなんでも相談できる場所を「使ってみたい」と回答している割合も高いことから、誰かに相談したくても、現状では誰にも相談できない子どもがいることがわかります。

家族の構成

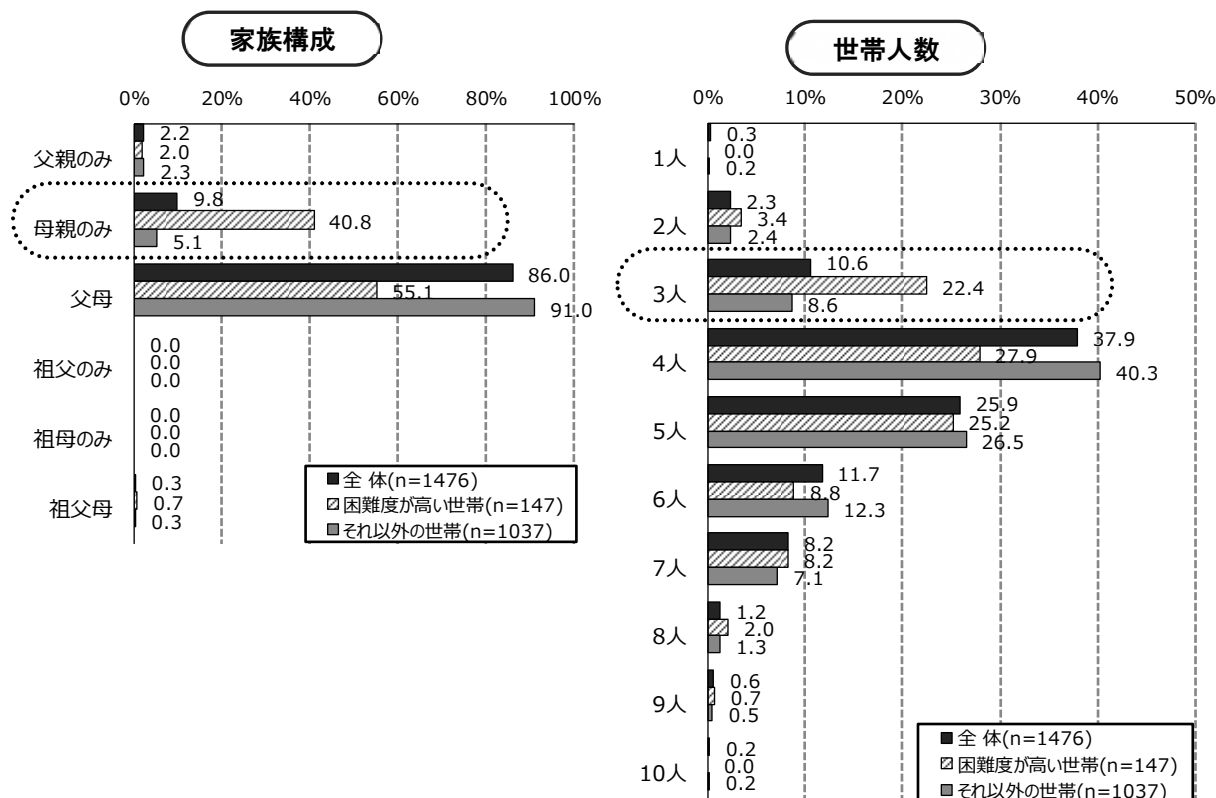
生活困難度別

保護者
アンケート
結果

●家族構成と世帯人数

○生活困難度が高い世帯は、保護者が「母親のみ」と回答している割合が、40.8%で、それ以外の世帯の5.1%より大きく上回っています。

○また、生活困難度が高い世帯の世帯人数は、「4人」が最も多いですが、「3人」を見ると、生活困難度が高い世帯の割合がそれ以外の世帯の割合を大きく上回っています。



調査から読み取れること

○保護者が母親のみの世帯は、生活が困難な状況に陥りやすい傾向にあります。

○生活困難度が高い世帯では、3人世帯の割合が極端に高くなることから、ひとり親と子ども2人の世帯構成が多いのではないかと推測されます。

親の経歴

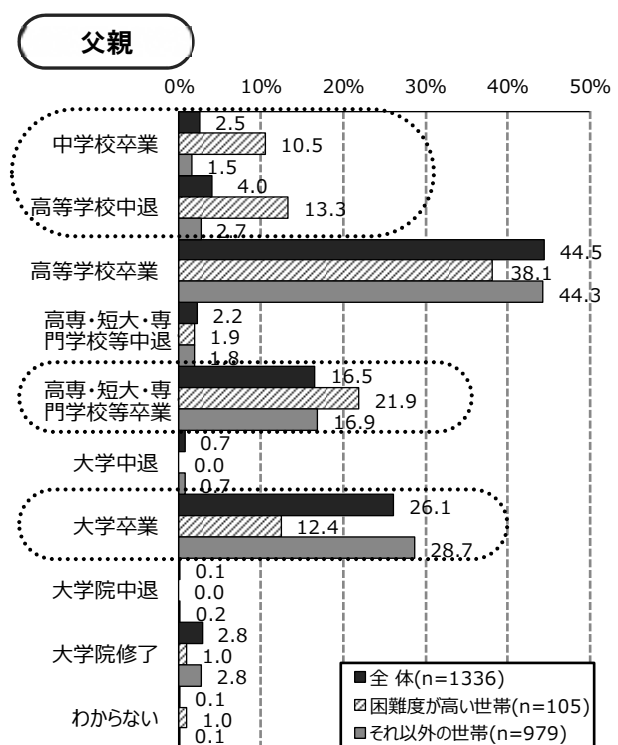
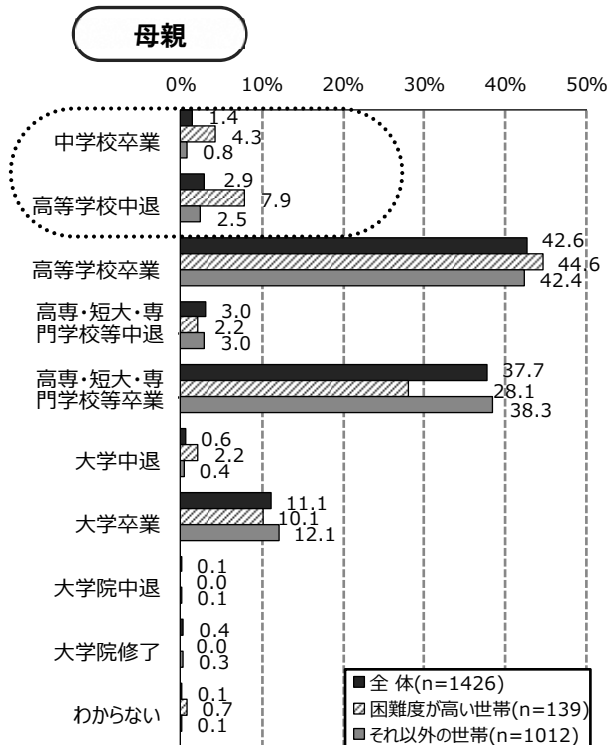
生活困難度別

保護者
アンケート
結果

●親の最終学歴

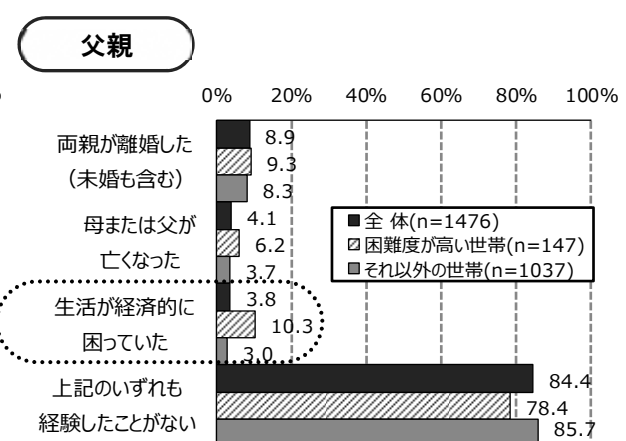
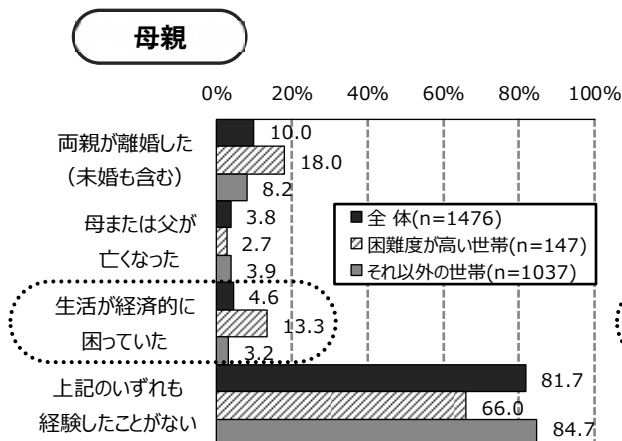
○『母親』、『父親』ともに、生活困難度が高い世帯は「中学校卒業」、「高等学校中退」の割合が、それ以外の世帯の割合を上回っています。

○また、『父親』の「大学卒業」については、生活困難度が高い世帯の割合が、それ以外の世帯の割合より大きく下回っている一方で、「高専・短大・専門学校等卒業」の割合は、生活困難度が高い世帯がそれ以外の世帯をやや上回っています。



●親が成人する前に経験したこと

○『母親』、『父親』ともに、生活困難度が高い世帯は、「生活が経済的に困っていた」の割合が、それ以外の世帯の割合よりも上回っています。



※父母別回答では、ひとり親や別居等の場合、配偶者が「無回答」となるため、「無回答」を除外して割合を算出

調査から読み取れること

○生活困難度が高い世帯の親は、それ以外の世帯の親と比べると、過去に生活が経済的に困った経験があり、また、最終学歴についても、中学校卒業や高等学校中退の割合がやや高く、父親の大学卒業の割合は低い状況です。

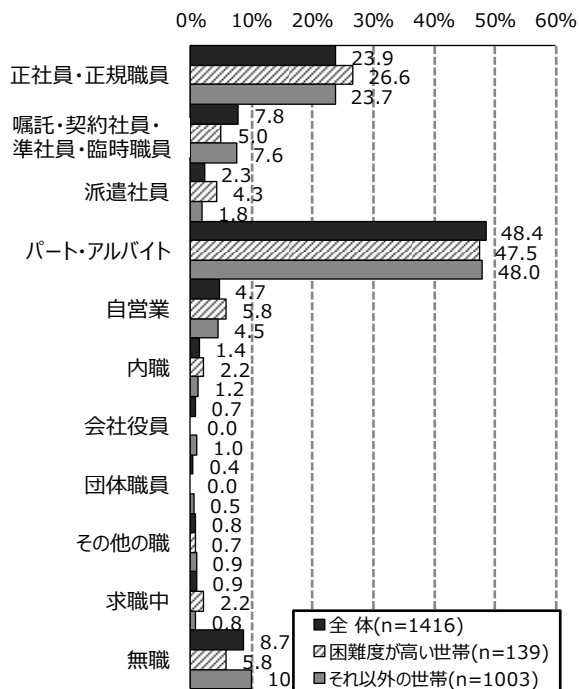
○生活困難度が高い世帯の親の生活が、現在も困難な状況にあるとすれば、少なからず過去の状況や学歴からの影響も受けていると推察され、その子どもが、今後、同じような状況に陥る可能性も大きいと考えられます。

親の就労状況

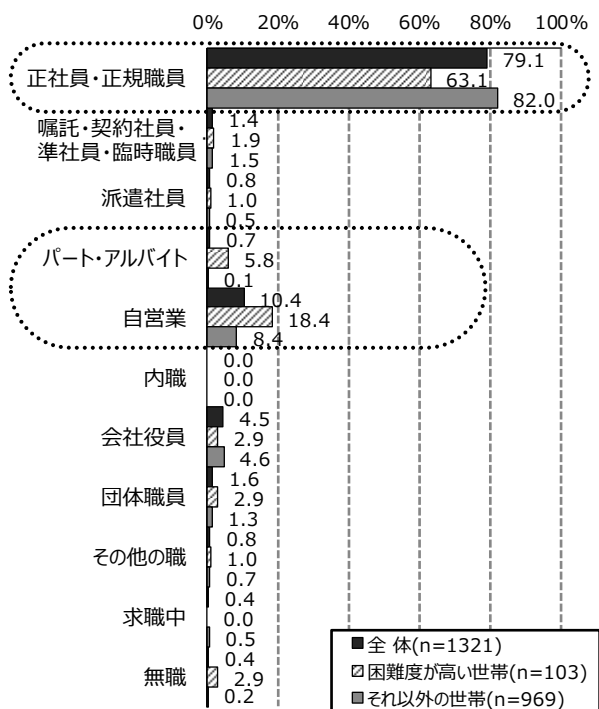
●就労状況

○『母親』は、生活困難度別では大きな差は見られませんが、『父親』は「正社員・正規職員」について、生活困難度が高い世帯の割合が、それ以外の世帯の割合よりも大きく下回っている一方、「パート・アルバイト」、「自営業」の割合は上回っています。

母親



父親



※父母別回答では、ひとり親や別居等の場合、配偶者が「無回答」となるため、「無回答」を除外して割合を算出

調査から読み取れること

○母親には生活困難度別の就労状況の差が見られないため、父親の就労状況が生活に大きく影響しているとも考えられ、父親の就労が「パート・アルバイト」や「自営業」の場合に、生活困難な状況に陥りやすい傾向があります。

子どもとの関わり方

生活困難度別

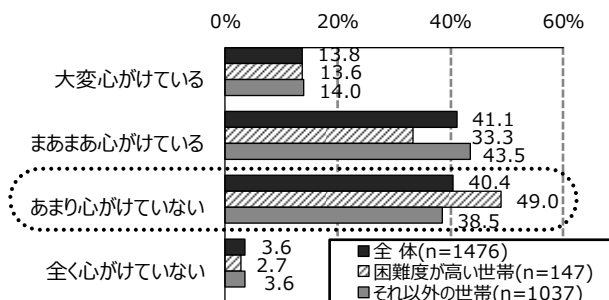
保護者
アンケート
結果

●子どもとの会話、教育

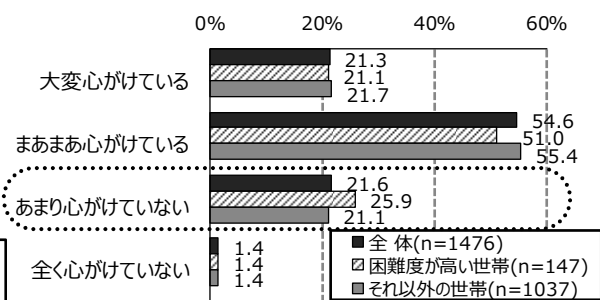
○生活困難度が高い世帯は、子どもに対して『本や新聞を読むようにすすめる』、『将来や進路について話をする』のいずれも「あまり心がけていない」の割合が、それ以外の世帯の割合よりも上回っています。

○『勉強を教える』では、生活困難度が高い世帯は「全く心がけていない」が 10.2%で、それ以外の世帯(5.1%)を上回っており、『子どもの勉強を見る』頻度についても、生活困難度が高い世帯の「めったにない」は 34.0%で、それ以外の世帯(24.6%)を上回っています。

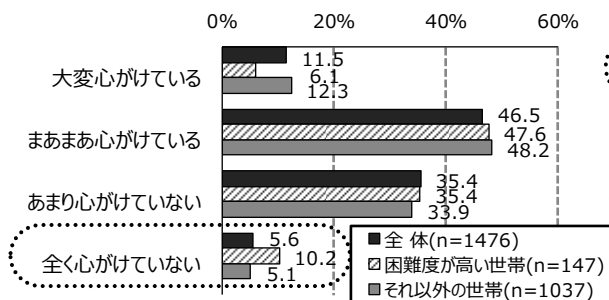
本や新聞を読むようにすすめる



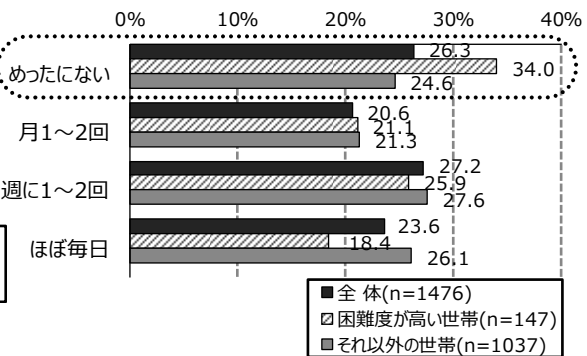
将来や進路について話をする



勉強を教える



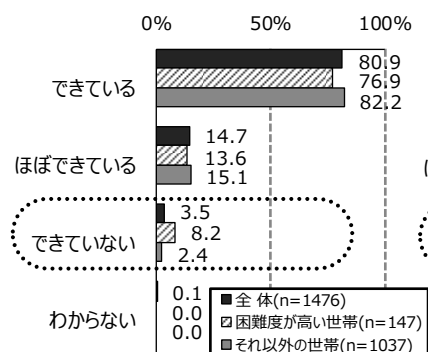
子どもの勉強を見る



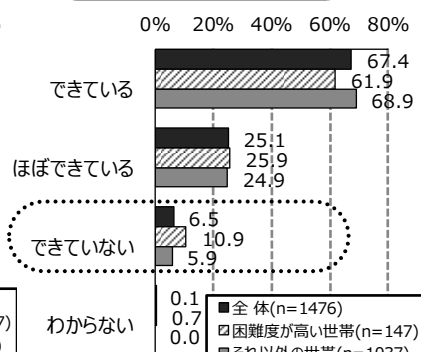
●子どもの生活習慣

○生活困難度が高い世帯は、『毎朝、朝食を食べる』、『朝や夜に歯をみがく』、『自分の持ち物を整理整頓する』で、いずれも「できていない」の割合が、それ以外の世帯の割合を上回っています。

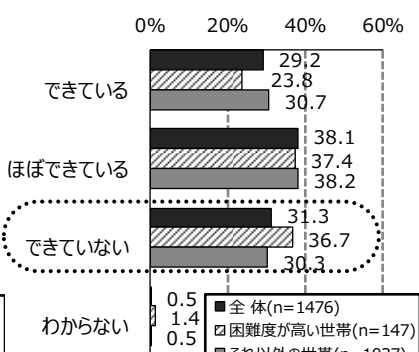
毎朝、朝食を食べる



朝や夜に歯をみがく



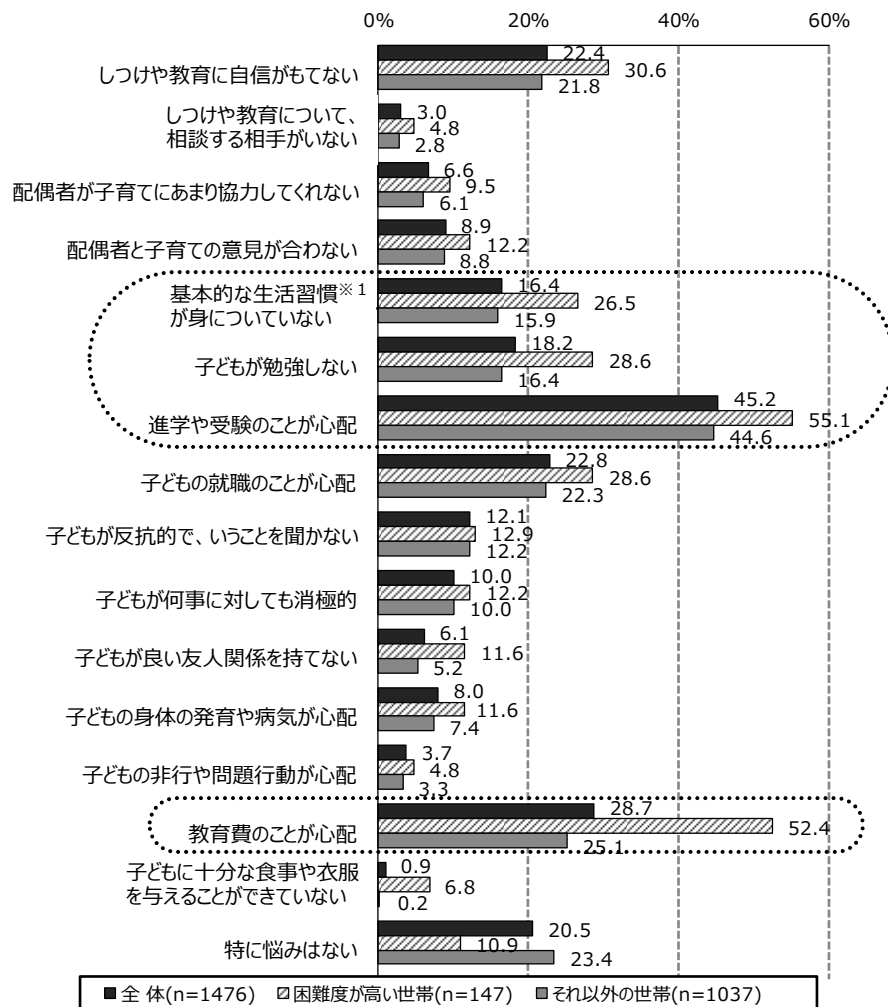
自分の持ち物を整理整頓する



●子どもについて現在、悩んでいること

○生活困難度が高い世帯の割合は、全ての項目で、それ以外の世帯の割合より上回っています。

○特に、「教育費のことが心配」、「進学や受験のことが心配」、「基本的な生活習慣※¹が身についていない」、「子どもが勉強しない」は、生活困難度が高い世帯の割合が大きく上回っています。



※1: 基本的な生活習慣とは、あいさつ、規則正しい食生活、整理整頓などを意味する

調査から読み取れること

○生活困難度が高い世帯は、子どもと話をしたり、コミュニケーションを取ることにはできていますが、身の回りの生活習慣や、勉強を見たりする時間が取れておらず、悩みや不安を抱えている世帯が比較的多い傾向にあります。

○その理由としては、長時間働いているため、家にいる時間が少ない、精神的な余裕がないなどが考えられます。

子どもの学習、進路

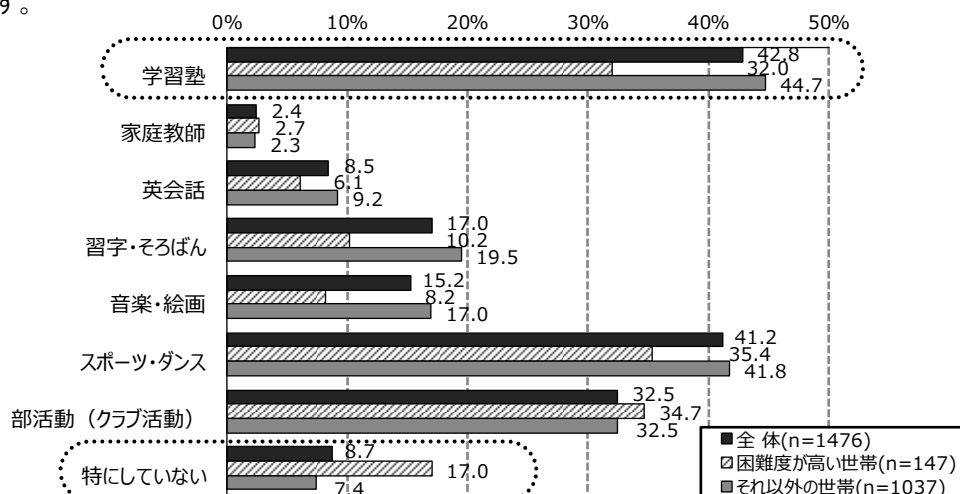
生活困難度別

保護者
アンケート
結果

●子どもの習い事

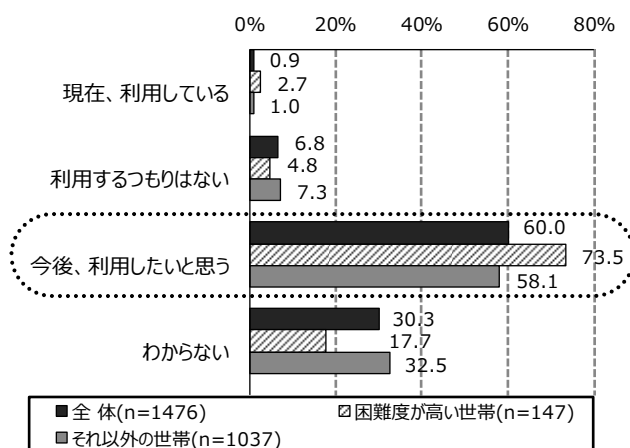
○生活困難度の高い世帯は、「特にしていない」が17.0%で、それ以外の世帯(7.4%)より上回っています。

○「学習塾」は、生活困難度の高い世帯は32.0%で、それ以外の世帯(44.7%)より大きく下回っています。



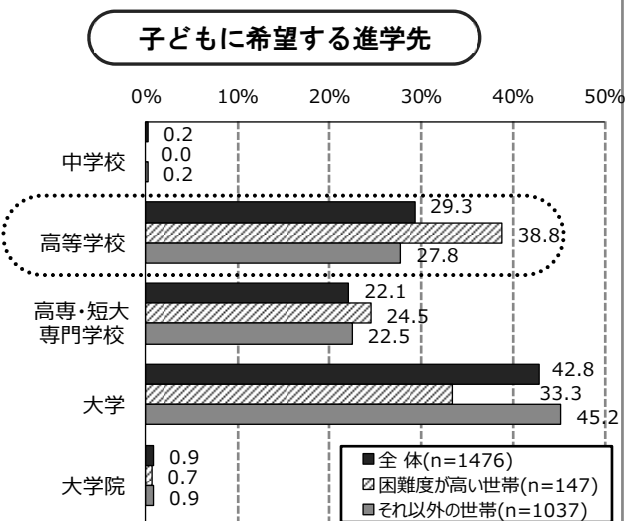
●無料の学習塾へのニーズ

○生活困難度が高い世帯は、無料の学習支援制度があった場合、「今後、利用したいと思う」が73.5%で、それ以外の世帯(58.1%)を上回っています。



●子どもの進学

○生活困難度が高い世帯は、「高等学校」、「高専・短大・専門学校」の割合で、いずれもそれ以外の世帯より上回っており、特に「高等学校」は38.8%と、それ以外の世帯(27.8%)を大きく上回っています。

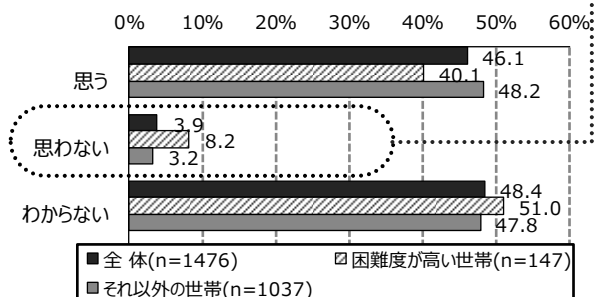


○さらに、『子どもが希望どおりの学校まで進むことになると思うか』につ

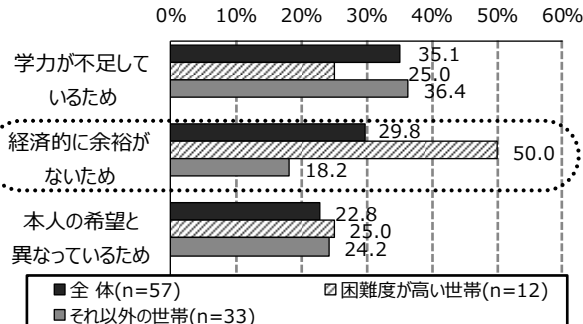
いて、生活困難度が高い世帯で「思わない」を選択した世帯のうち、その理由については

「経済的に余裕がないため」が50.0%で、それ以外の世帯(18.2%)より大きく上回っています。

子どもが希望どおりの学校まで 進むことになると思うか



子どもが希望どおりの学校まで 進まないと思う理由



調査から読み取れること

○生活困難度が高い世帯は、子どもに学習の機会を提供したいと考えていても、経済的な理由で与えられていないケースもあると考えられます。

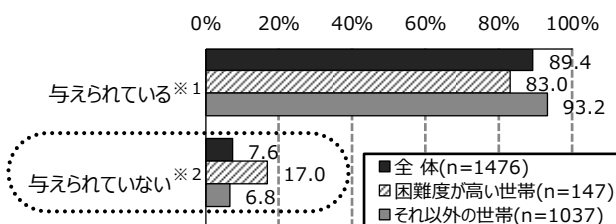
○また、進学についても同様に、経済的な理由から、子どもが望む学校まで進学させることが難しいのではないかと考えている傾向が見られます。

子どもを取り巻く環境・モノ、世帯の困窮経験

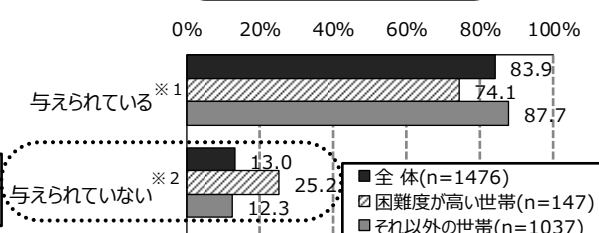
●子どもを取り巻く環境・モノ

○4つ全てにおいて、生活困難度が高い世帯はそれ以外の世帯と比べて、「与えられていない(与えられそうにない)」の割合が大きく上回っています。

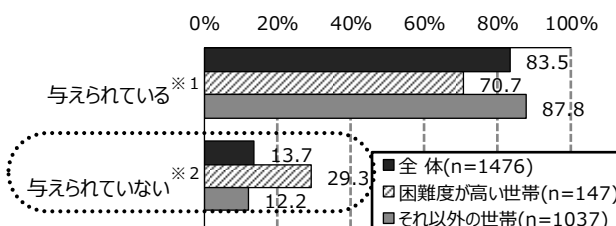
本(絵本や子ども用の本も含む)



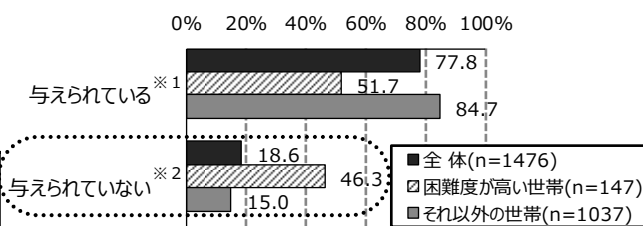
子ども専用の勉強机



子ども部屋(兄弟姉妹と共有も含む)



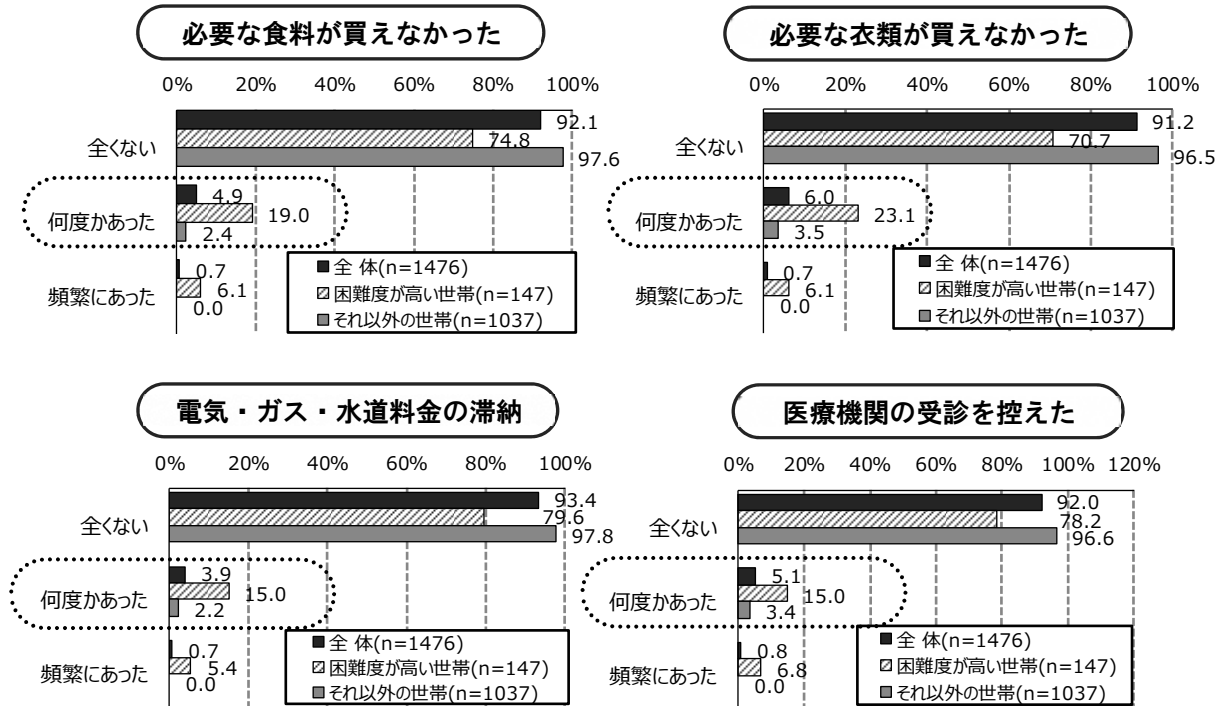
希望すれば大学への進学



※1:「与えられている」は、「与えられる見込みがある」を含む ※2:「与えられていない」は、「与えられそうにない」を含む

●困窮経験

○生活困難度が高い世帯は、経済的な理由による経験について、『必要な食料が買えなかった』、『必要な衣類が買えなかった』、『電気・ガス・水道料金の滞納』、『医療機関の受診を控えた』のそれぞれで、「何度かあった」の割合がそれ以外の世帯の割合と比べて大きく上回っています。



調査から読み取れること

- 生活困難度が高い世帯は、それ以外の世帯と比べて子どもに与えられていないものも多く、特に学習や進学に関わる環境が整えられない傾向が見られます。
- また、生活困難度が高い世帯には、死活問題に直結するような、食料や衣類が買えない、電気・ガス・水道料金の支払を滞納した経験が何度もあるといった状況の家庭が多く、中にはお金の使い方の優先順位が生活費ではなく、無計画な浪費により困窮状態に陥っているケースも考えられます。

保護者の悩み

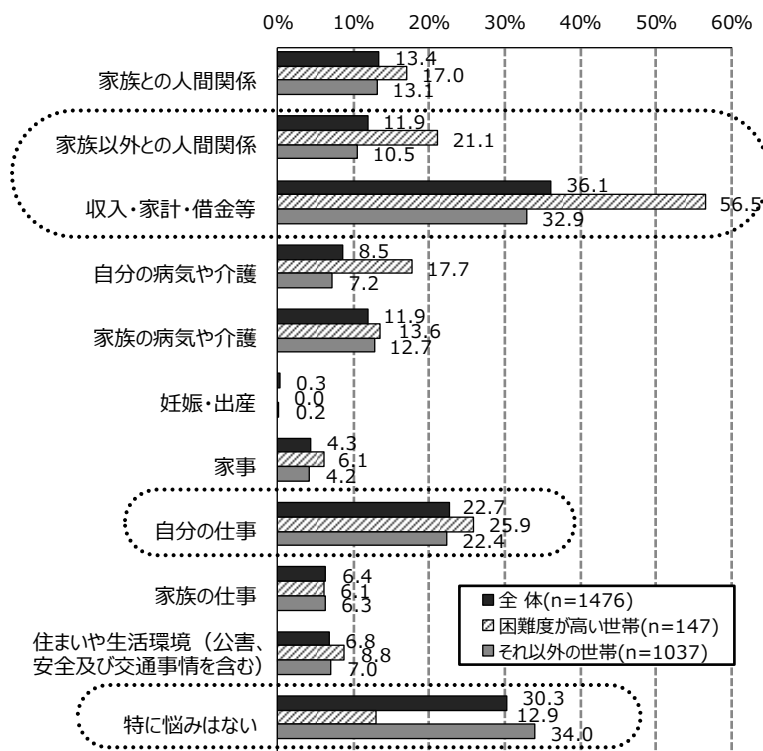
生活困難度別

保護者
アンケート
結果

●子どもに関すること以外での不安、悩み

○生活困難度が高い世帯は、それ以外の世帯と比べて「特に悩みはない」の割合が大きく下回っていますが、それを除いたほとんどの項目では、生活困難度が高い世帯の割合が、それ以外の世帯の割合を上回っています。

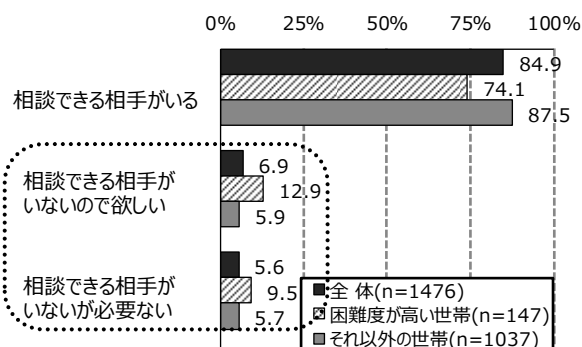
○特に高い割合の悩みは「収入・家計・借金等」で、56.5%となっており、次いで「自分の仕事」が25.9%、「家族以外との人間関係」が21.1%の順になっています。



●相談相手

○生活困難度が高い世帯では、74.1%が「相談できる相手がいる」と回答し、残りの22.4%は「相談できる相手がいない」状況です。

相談相手がいるかどうか



調査から読み取れること

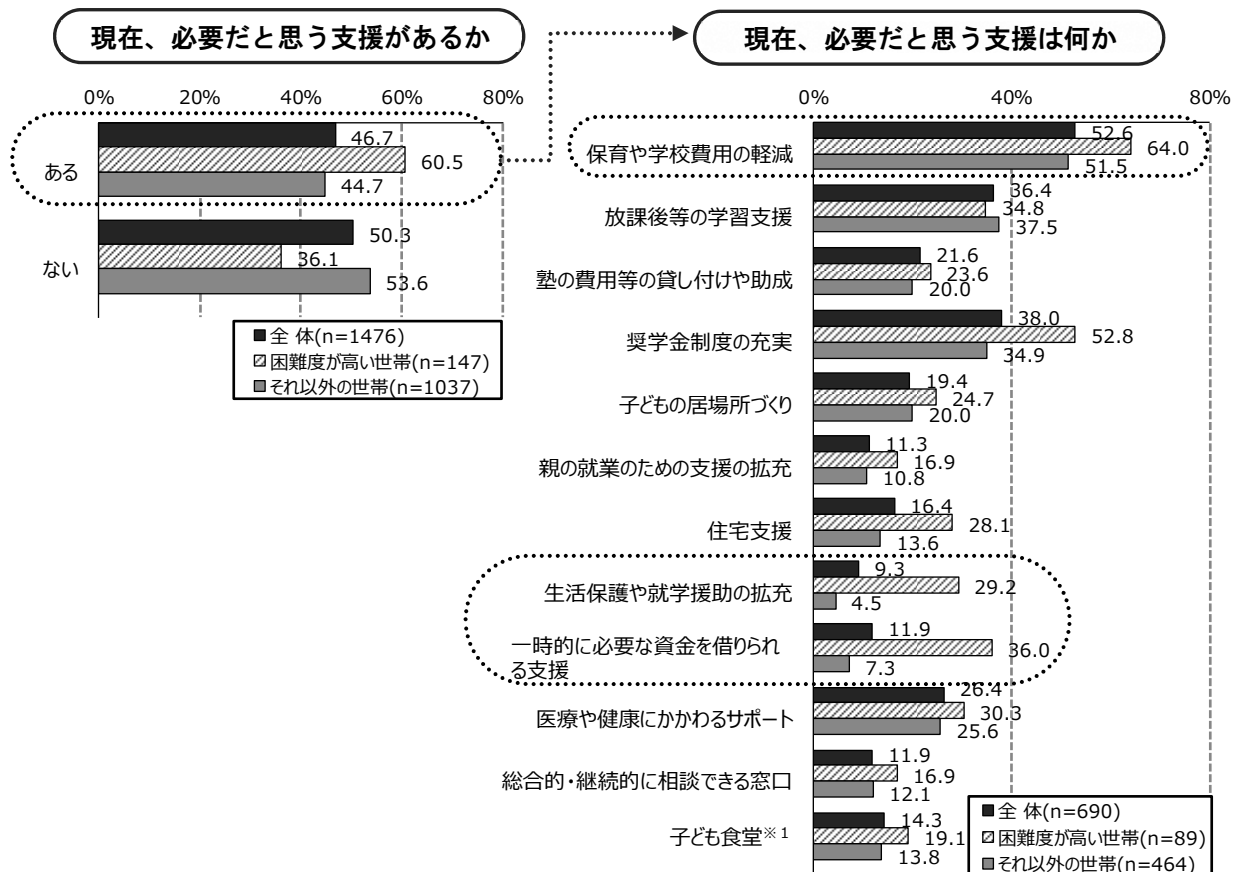
○生活困難度の高い世帯は、それ以外の世帯と比べて不安や悩みを抱えている割合が高く、その多くは金銭的な不安や悩みですが、自分を取り巻く家族以外との関わりについても不安や悩みを抱えています。

○生活困難度の高い世帯の約2割は相談相手がいない状況です。

●必要な支援の有無

○生活困難度が高い世帯は、『現在、必要だと思う支援があるか』に対して「ある」と感じている割合が高く、半数以上となっています。

○各種支援の中で、生活困難度が高い世帯では「保育や学校費用の軽減」が最も多く64.0%で、次いで「奨学金制度の充実」が52.8%となっていますが、それ以外の世帯との割合の差が特に大きいのは「一時的に必要な資金を借りられる支援」と「生活保護や就学援助の拡充」で、いずれも20%以上も上回っています。



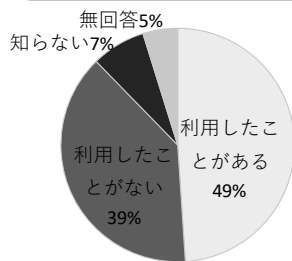
※1：子ども食堂とは、子どもが無料もしくは安価で食事ができる場所

●支援・サービスの利用・認知状況

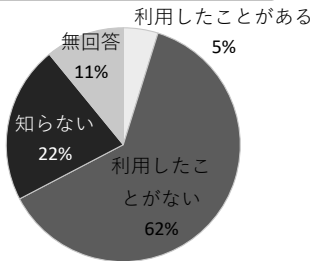
○生活困難度が高い世帯が、各種支援・サービスを知っていて利用しているのかどうかを見てみると、「地域子育て支援センター」と「子ども医療費助成」は50～60%ほどの利用率で認知されています。一方、「適応指導教室チャレンジ」や「母子父子自立支援員」、「女性相談員」の利用率は30～40%はあるものの、50%ほどが「知らない」と回答しています。

○「生活困窮者自立支援制度」は生活困難度が高い世帯でも、「利用したことがない」が56%、「知らない」が31%となっています。

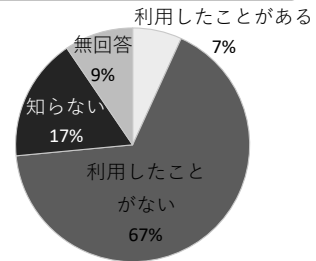
地域子育て支援センター



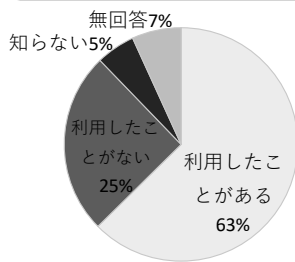
家庭児童相談員



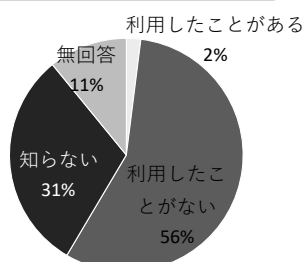
ファミリーサポート



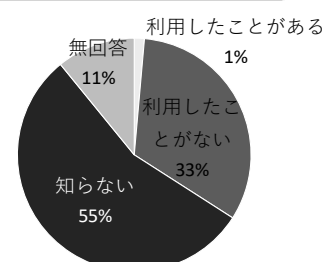
子どもの医療費助成



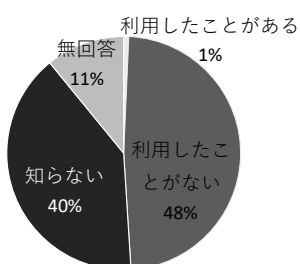
生活困窮者自立支援制度



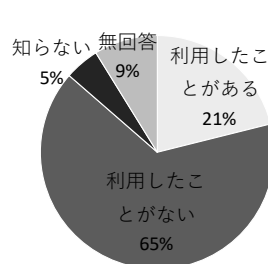
適応指導教室チャレンジ



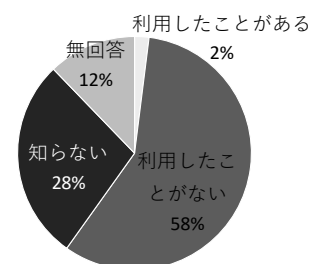
不登校・引きこもり訪問相談員



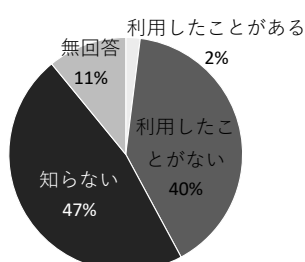
スクールカウンセラー



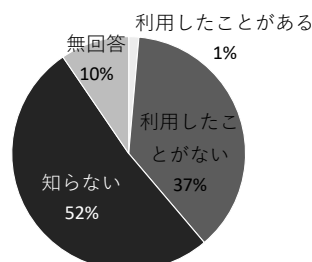
スクールソーシャルワーカー



母子父子自立支援員



女性相談員



上記の円グラフは全て生活困難度が高い世帯(n=147)の回答

調査から読み取れること

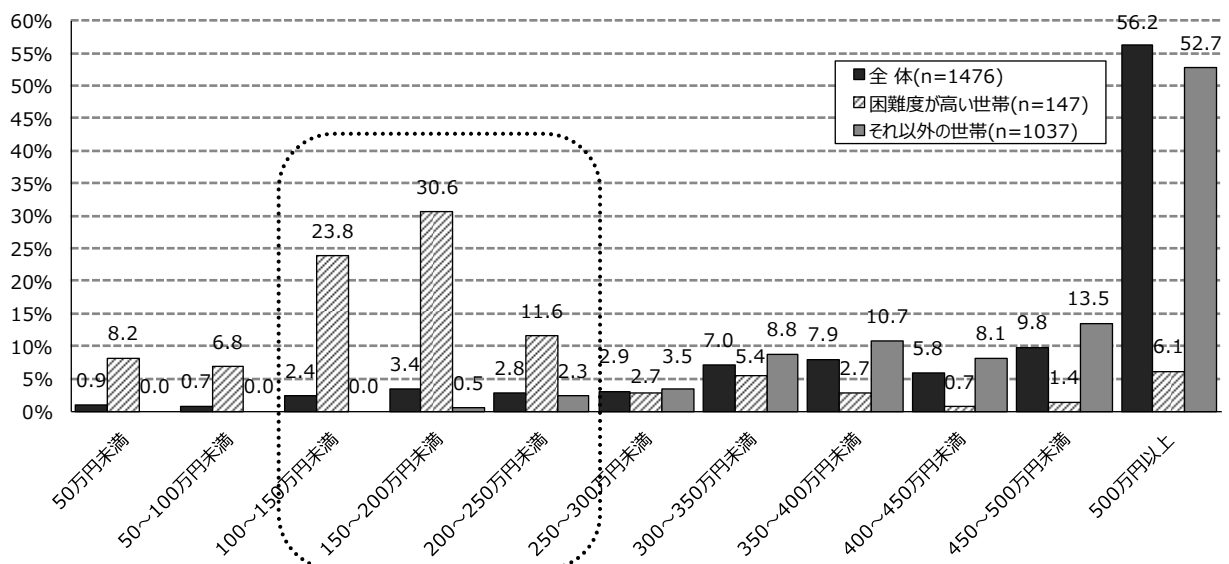
- 生活困難度が高い世帯は、それ以外の世帯と比べてあらゆる支援を必要とする割合が高い状況です。
- 特に求められている支援の内容は、子どもの学費に関することが多く、一時的に必要な費用も含めて、学費は生活をひっ迫させている要因の一つであると考えられます。しかし、子どもにはそうした自分の将来に結びつく不安を抱かせないように、適切な支援や配慮が求められます。
- 生活困難度が高い世帯は、各種支援・サービスを知らない割合が高く、また、地域子育て支援センターと子ども医療費助成、スクールカウンセラー以外の支援・サービスの利用率も10%未満と少ない状況です。さらに、経済的な困窮に関する支援についても、生活困窮者自立支援制度ではおよそ3人に1人、母子父子自立支援員はおよそ2人に1人が認知していない状況です。

所得状況

●世帯の1年間の所得の合計

- 生活困難度が高い世帯は「50万円未満」から「200～250万円未満」までの割合が、それ以外の世帯の割合よりも上回っています。
- 特に、「100～150万円未満」と「150～200万円未満」の割合は、それ以外の世帯の割合を大きく上回っています。

50万円未満から500万円以上



調査から読み取れること

- 生活困難度が高い世帯の年間所得は、「150～200万円未満」前後に集中しており、月々約10～20万円で生活している世帯が、主な支援対象として考えられます。

親の就労状況

ひとり親・ふたり親
世帯別

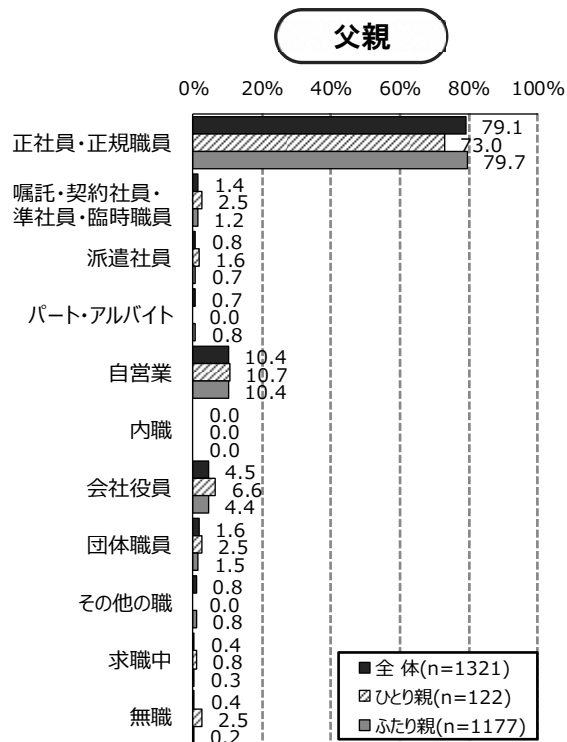
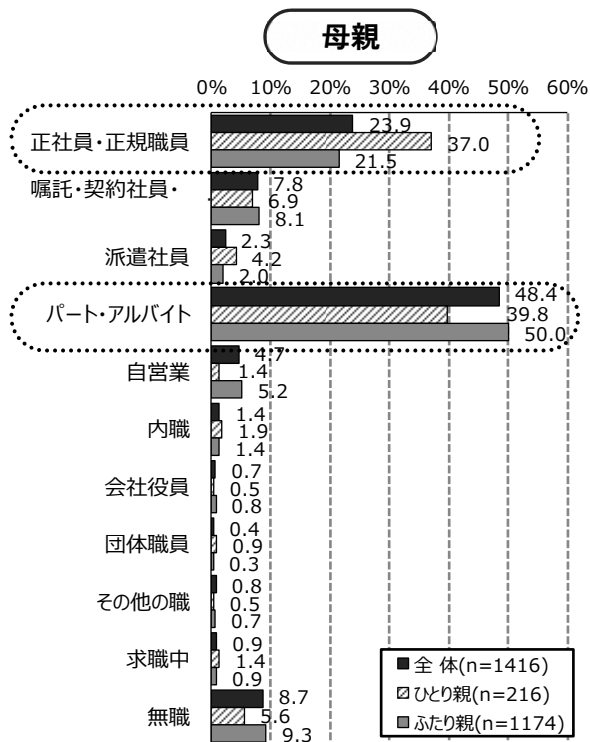
保護者
アンケート
結果

●就労状況

○『母親』は、「パート・アルバイト」が全体的に高い割合を占めていますが、ひとり親世帯は 39.8

%で、ふたり親世帯(50%)より大きく下回り、その一方で、「正社員・正規職員」は 37.0%で、ふたり親世帯(21.5%)を大きく上回っています。

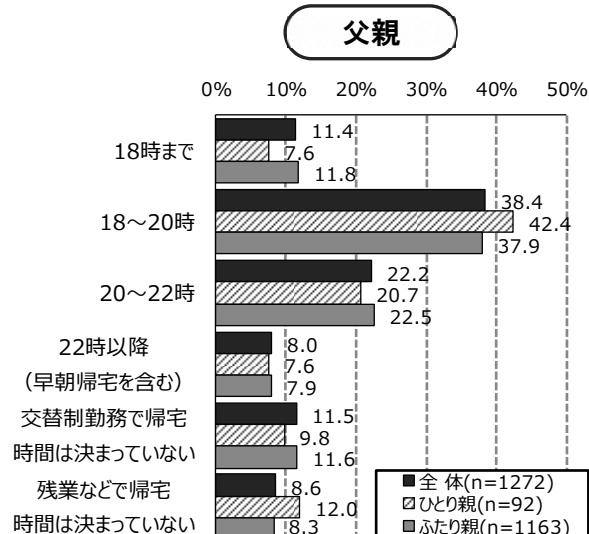
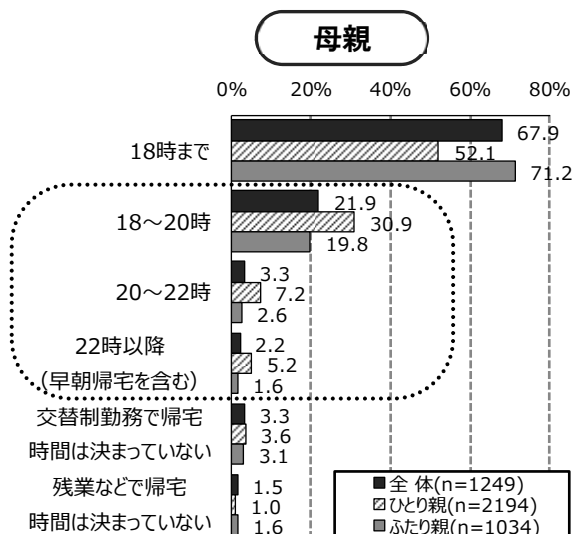
○『父親』は、ひとり親世帯、ふたり親世帯のいずれも「正社員・正規職員」が 70%以上を占めています。



●帰宅時間（就労者のみ）

○『母親』は、ひとり親世帯の「18～20 時」から「22 時以降(早朝帰宅を含む)」までの割合が、いずれも、ふたり親世帯より上回っており、帰宅時間は遅い傾向です。

○『父親』は、ひとり親世帯、ふたり親世帯のいずれも大きな差は見られません。



※父母別回答では、ひとり親や別居等の場合、配偶者が「無回答」となるため、「無回答」を除外して割合を算出

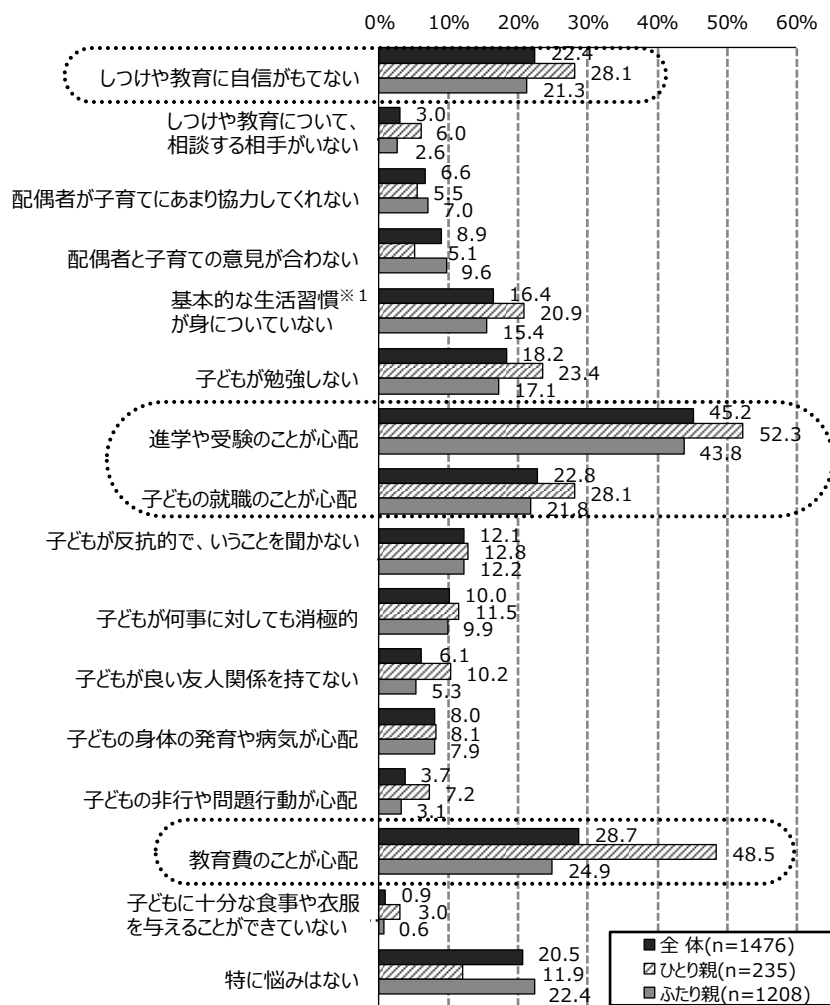
調査から読み取れること

- ひとり親世帯の母親は、ふたり親世帯より正社員・正規職員の割合が高く、その分、帰宅時間もやや遅くなる傾向にあります。
- 一方で、ひとり親世帯の父親は、ふたり親世帯と比べても就労状況に大きな差はありませんが、世帯状況にかかわらず、総体的に母親よりも帰宅時間が遅い傾向にあります。
- 相対的に見て、ひとり親世帯はふたり親世帯よりも帰宅時間が遅くなる傾向は否めない状況にあります。

子どもとの関わり方

●子どもについて現在、悩んでいること

- ひとり親世帯は、「進学や受験のことが心配」が最も多く 52.3%で、ふたり親世帯(43.8%)を上回っています。
- 次いでひとり親世帯は、「教育費のことが心配」が 48.5%で、ふたり親世帯(24.9%)を大きく上回り、約 2倍となっています。
- さらに、「しつけや教育に自信がもてない」と「子どもの就職のことが心配」がひとり親世帯では同率の 28.1%となっており、いずれも、ふたり親世帯の割合を上回っています。

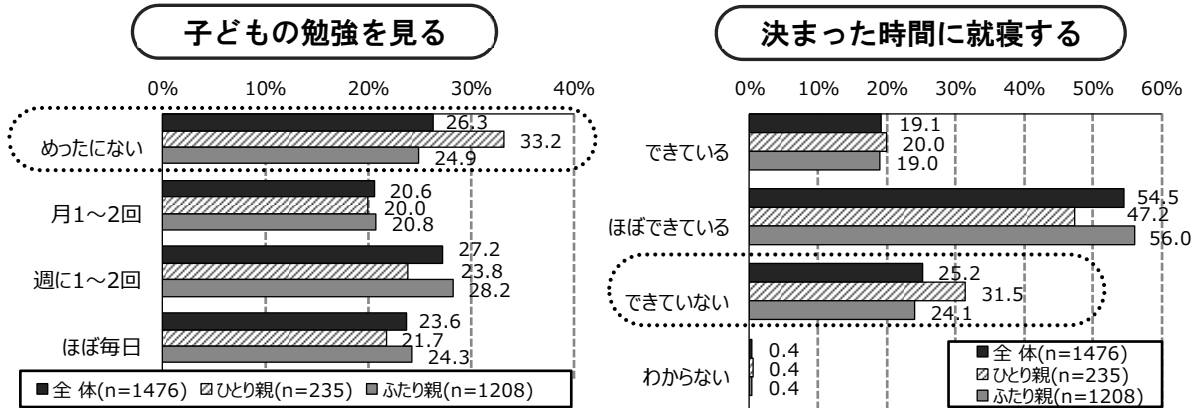


※1: 基本的な生活習慣とは、あいさつ、規則正しい食生活、整理整頓などを意味する

●子どもとの会話、教育と子どもの生活習慣

○ひとり親世帯の『子どもの勉強を見る』頻度は、
「めったにない」が33.2%で、ふたり親世帯(24.9%)を上回っています。

○子どもの生活習慣では、子どもが『決まった時間に就寝する』ことが「できていない」とする割合が、ひとり親世帯では31.5%で、ふたり親世帯(24.1%)を上回っています。



調査から読み取れること

○ひとり親世帯の子どもへの悩みは、ふたり親世帯と同じように、子どもの教育費や進学費に関することが多いですが、特に教育費への不安が高まっており、すでに経済的に厳しい状況に追い込まれている世帯もあると思われます。

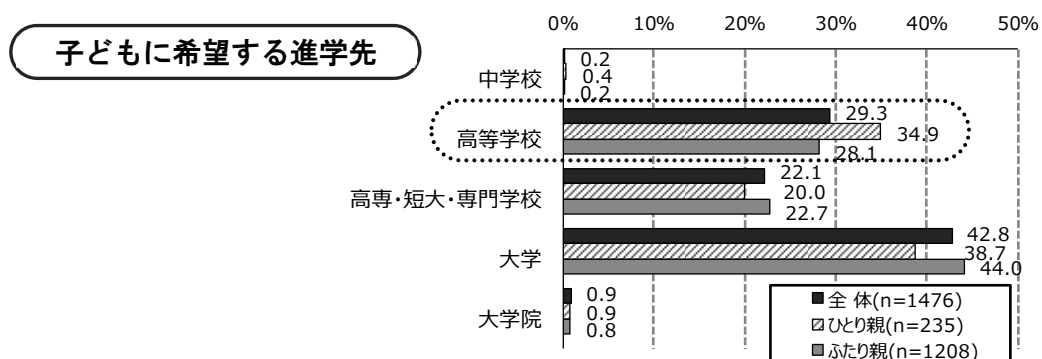
○また、子どもへのしつけや教育についても、ふたり親世帯と比べてひとり親世帯の方が心配する割合が高いものの、子どもの勉強を見る頻度が少なく、子どもが決まった時間に就寝できていない結果から見ても、子どもと過ごす時間が取れていない状況が垣間見えます。ひとり親世帯の帰宅時間がふたり親世帯と比べて遅くなりがちであり、子どもと十分に接する時間が持てないことが、心配が大きくなる理由の一つにあるのかもしれません。

子どもの進路

●子どもの進学

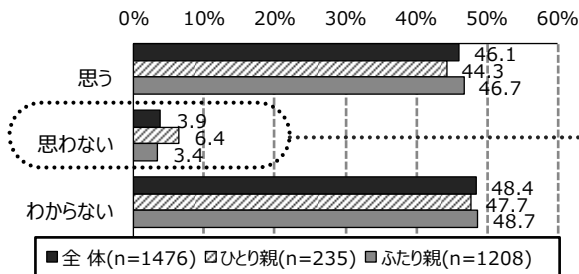
○ひとり親世帯の『子どもに希望する進学先』は、「高等学校」が34.9%で、ふたり親世帯(28.1%)より上回っています。

○また、『子どもが希望どおりの学校まで進むことになると思うか』について、ひとり親世帯は「思わない」が6.4%で、その理由として「経済的に余裕がないため」が53.3%で、ふたり親世帯(22.0%)を大きく上回っています。

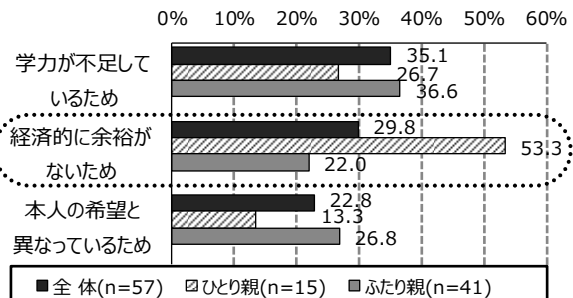


○また、『子どもが希望どおりの学校まで進むことになる
と思うか』について、ひとり親世帯は「思わない」が
6.4%で、その理由として「経済的に余裕がないため」が53.3%で、ふたり親
世帯(22.0%)を大きく上回っています。

子どもが希望どおりの学校まで 進むことになると思うか



子どもが希望どおりの学校まで 進まないと思う理由



調査から読み取れること

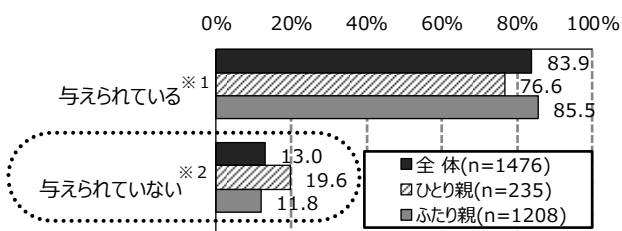
○ひとり親世帯の中には、子どもが希望通りの学校まで進まないと思う保護者が6.4%います。このうち、半数程度が「経済的に余裕がない」ことが理由となっています。

子どもを取り巻く環境・モノ、世帯の困窮経験

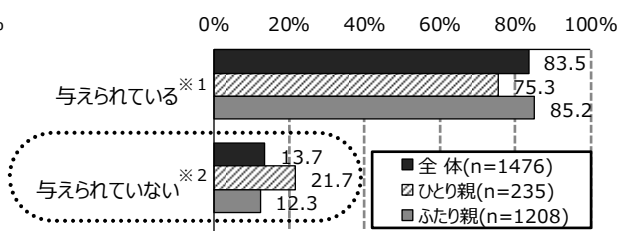
●子どもを取り巻く環境・モノ

○4つ全てにおいて、ひとり親世帯はふたり親世帯と比べて、「与えられていない(与えられそうにない)」の割合が上回っています。

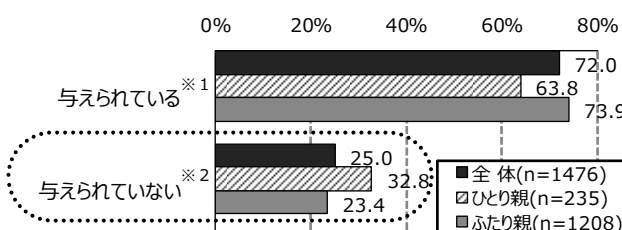
子ども専用の勉強机



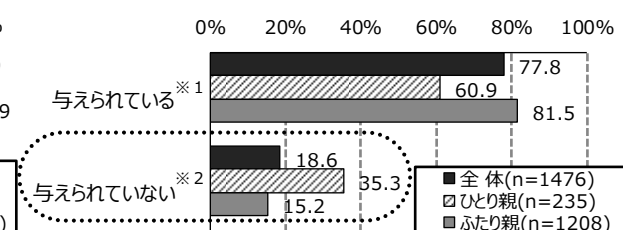
子ども部屋(兄弟姉妹と共有も含む)



キャンプなど自然体験活動への参加



希望すれば大学等への進学



※1:「与えられている」は、「与えられる見込みがある」を含む
※2:「与えられていない」は、「与えられそうにない」を含む

●困窮経験

○ひとり親世帯では、経済的な理由による経験について、

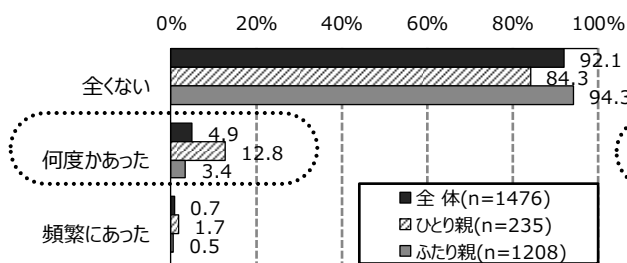
『必要な食料が買えなかった』、『必要な衣類が買えなかった』、『電気・ガス水道料

金の滞納』、『医療機関の受診を控えた』のそれぞれで、「何度かあった」の割合がふたり親世帯の割合に比べて上回っています。

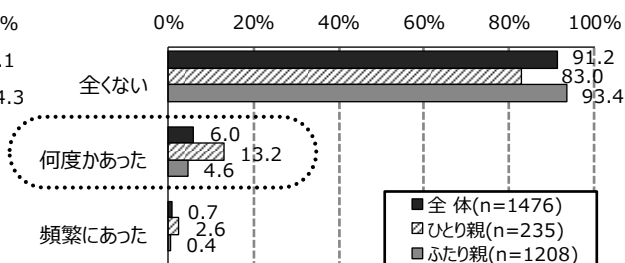
ひとり親・ふたり親
世帯別

保護者
アンケート
結果

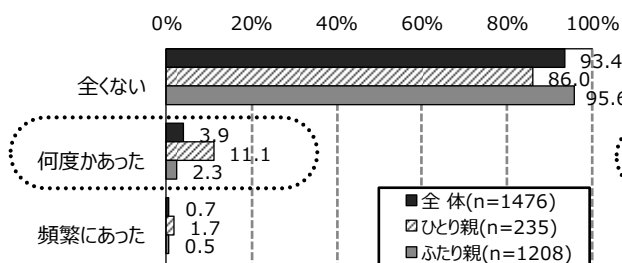
必要な食料が買えなかった



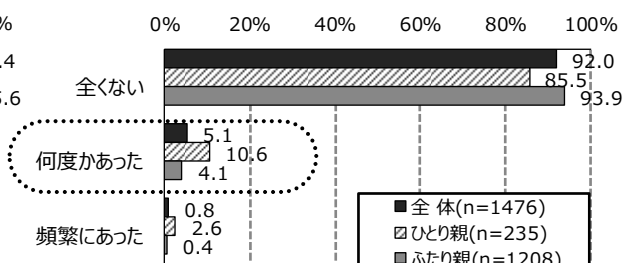
必要な衣類が買えなかった



電気・ガス・水道料金の滞納



医療機関の受診を控えた



調査から読み取れること

○ひとり親世帯は、ふたり親世帯と比べて子どもに与えられていないものも多く、特に学習や進学に関わる環境が整えられない傾向にあります。

○また、ひとり親世帯には、死活問題に直結するような、食料や衣類が買えない、電気・ガス・水道料金の支払を滞納した経験が何度もあるといった状況の家庭が多く、中にはお金の使い方の優先順位が生活費ではなく、無計画な浪費により困窮状態に陥っているケースもあるのではと考えられます。

各種支援・サービス

ひとり親・ふたり親
世帯別

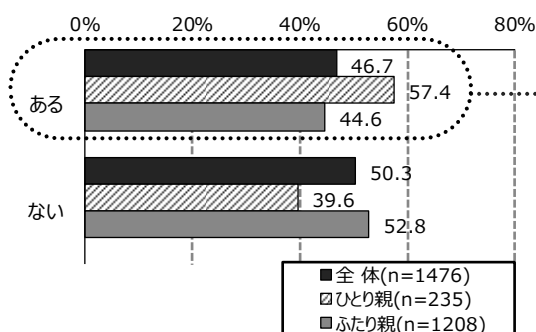
保護者
アンケート
結果

●必要な支援の有無

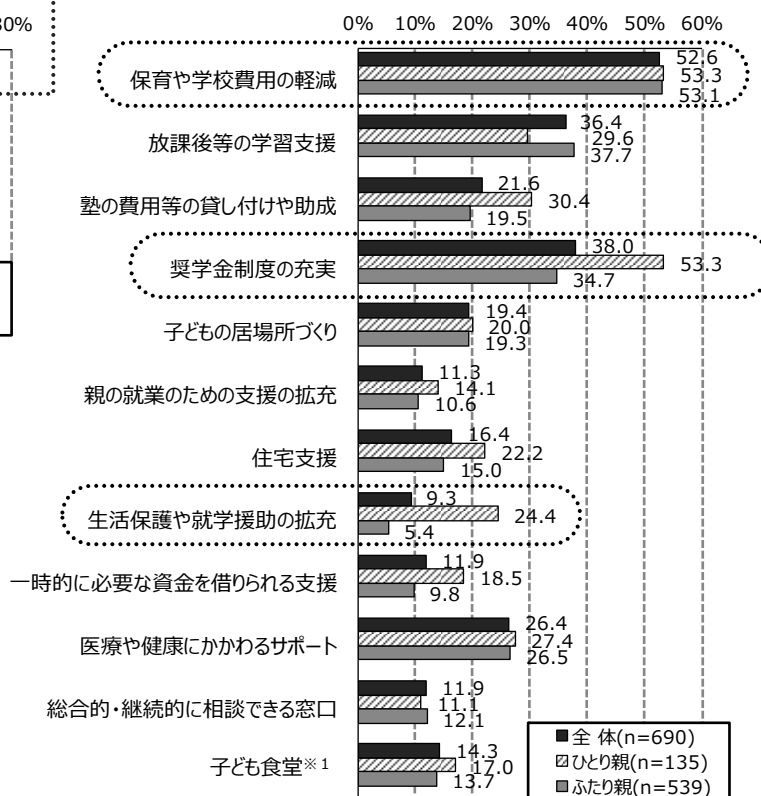
○ひとり親世帯は、『現在、必要だと思う支援があるか』に対して「ある」と感じている割合が高く、半数以上となっています。

○各種支援の中で、ひとり親世帯では「保育や学校費用の軽減」と「奨学金制度の充実」が最も多く、いずれも53.3%とふたり親世帯の割合を上回っていますが、ふたり親世帯との割合の差が特に大きいのは「生活保護や就学援助の拡充」で、20%近く上回っています。

現在、必要だと思う支援があるか



現在、必要だと思う支援は何か



調査から読み取れること

○ひとり親世帯、ふたり親世帯ともに、必要とする支援ごとの割合に大きな差は見られませんが、学費に関わる支援については、ひとり親世帯の方が大きく上回っていることから、支援が必要な状況にある世帯がいることは確かです。

所得状況

ひとり親・ふたり親
世帯別

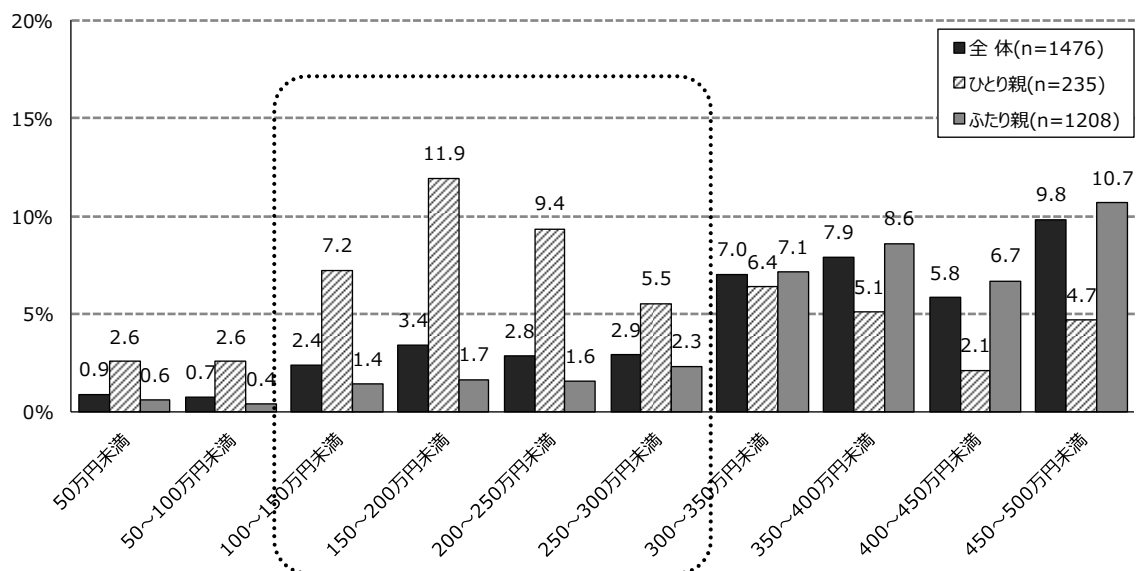
保護者
アンケート
結果

●世帯の1年間の所得の合計

○ひとり親世帯は所得の状況にばらつきがありますが、「50万円未満」から「250～300万円未満」までの割合が、ふたり親世帯の割合を上回っています。

○特に、「150～200万円未満」の割合は、ふたり親世帯の割合を大きく上回っています。

50万円未満から450～500万円未満



調査から読み取れること

○ひとり親世帯の年間所得は、「150～200万円未満」前後に集中しており、月々約10～20万円で生活している世帯が、主な支援対象として考えられます。

3. 団体等ヒアリング調査

1 調査の目的

本市の子どもをめぐる現状、子育てするにあたって必要な教育の支援、生活の支援、経済的支援等に関する状況と課題やニーズ、要望等の把握を目的として、市内で活動する関係各所へヒアリング調査を実施しました。

2 調査の概要

- 調査対象：市内の子どもに関わる事業、取組、支援等を実施している団体等

調査対象団体等
1 民生児童委員
2 スクールソーシャルワーカー
3 中学校教諭
4 小学校教諭
5 医療機関
6 社会福祉協議会
7 保育園
8 自治会
9 こども発達支援センター
10 こども相談室

- 調査期間：平成 29 年 12 月 11 日～12 月 12 日
- 調査方法：聞き取り

● 主な設問項目

項 目
1 団体等の主な活動、取組内容について
2 貧困状況にある（かもしれない）子どもを発見した（接した）ことがあるか
3 （2で「ある」と回答した団体等のみ）その子どもはどのような状況だったか
4 他部署・機関との連携、協力の状況
5 貧困状況にある子どもとその家庭への（不足している、必要な）支援は何か

3 調査の結果

ヒアリング調査で各団体等から聴取した主な意見は、以下のとおりです。

団体等の主な意見

● 貧困と思われる子どもや保護者の状況について

- ・ひと目で「貧困」といわれる状態かどうか分からない
- ・ネグレクト家庭の子どもで、身なりが汚い子どもを見かけた
- ・ひとり親や障がいをもつ子どもがいる家庭は、生活困窮を訴えるケースがある
- ・不登校で学習面に遅れが出てしまった子どもが、学校に戻れずに、進路に大きな影響を与えてしまっている（将来、貧困に陥る可能性が高くなる）
- ・母子家庭は、なかなか子どもの勉強を見る時間がない
- ・親が精神疾患などで働けずに貧困に陥るケースがある

● 気になる子どもへの対応

- ・地域活動をする民生委員・児童委員などによる見守りや声かけを心がけている
- ・学校では、子どもが相談しやすいように、養護教諭やスクールソーシャルワーカー、担任など、相談相手先をいくつも設けて、選べるようにしている
- ・学校では、市行政担当課や保育園、民生委員、市教委、児童相談所等と連携して家庭訪問等を実施している

● 支援が困難な要因

- ・母子家庭の親は、プライドがあり、なかなか支援を受けてもらえないケースがある
- ・貧困家庭は、状況を隠そうとするため、支援を断られるケースが多い
- ・民間団体では、どこまで関わっていいのかわからない
- ・教職員は虐待に関して、まだまだ抵抗感があり、意識の醸成が不足している
- ・貧困家庭の子どもを発見しても、通報するシステムが確立されていない
- ・地域の高齢化に伴う、地域活動の担い手不足
- ・子どもの貧困の認知度が低く、定義や考え方に誤解をもっている人が多い
- ・貧困状態の家庭でも、自立意識が高い人とそうでない人がいるため個別対応が必要

● 必要とされる支援

- ・放課後児童クラブで 18 時までしっかりと子どもの安全確保をする必要がある
- ・親の就労や経済的支援が重要
- ・食料支援の充実
- ・子どもに対する学力の向上（学習支援の場）、健康面への支援
- ・保護者が気軽に相談できる総合相談窓口の設置
- ・小学生児童から気軽に相談したり、話し合える場所の設置
- ・幼少期から高校まで一貫して情報を伝達できる統一シートの作成
- ・貧困家庭で育った子どもへの就労支援（貧困の連鎖を断ち切るため）
- ・より柔軟に利用しやすい「子どものショートステイ」があるとよい

団体等の主な意見

● 具体的に取り組まれている支援

- ・ 小学校では、学期末にサマースクール、ウィンタースクールを開催して学習支援を行っている
- ・ 子ども応援プロジェクトとして、夏休みに母子家庭等への食料提供を通じた相談支援を行い、71件の利用者がいた
- ・ 学習支援と居場所支援を提供する「きらきら星」の開催
- ・ 市内に「子ども食堂」が1か所ある
- ・ 保育園では、園庭開放を行って、誰でも子どもを預けやすくしている
- ・ 地域に子どもたちが集まって、自由に遊んだり、勉強を教え合う居場所づくりとして「駄菓子屋さん」を地域住民同士で開設している
- ・ 子ども相談室では、「虐待予防教室」の開催や、親への指導と支援を両方実施することで、虐待や養護児童に対応している
- ・ 地域で、住民が衣類や食料を集めて、祭事などで無償提供支援を実施している

● 連携体制

- ・ 学校とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、市行政担当課によるケース会議を開催し、常に連携体制を取っている
- ・ 地区会で市役所担当課や社会福祉協議会等の機関と連携し、情報共有を図っている
- ・ 医療機関では、医師会で勉強会を開催し、貧困家庭への対応を検討する必要がある
- ・ 警察や児童相談所、学校、医療機関との情報共有と連携による虐待・ネグレクトの防止に取り組んでいる

4. 課題の整理

アンケートの調査結果では、本市の子どもの相対的貧困率は約1割で、ひとり親世帯の子どもの相対的貧困率は約3割となっています。この結果から本市の経済的な理由による生活困難世帯の割合は全国よりも低いと考えられます、また、経済的な理由以外のさまざまな要因により、生活困難度が高くなっている世帯があることが明らかとなりました。こうした世帯の子どもと家庭の両方に対して、今後、より身近で親身な支援体制の構築が求められます。

1 子どもの健全な成長のための基盤づくりと豊かな教育環境の充実

- 生活困難度が高い世帯の子どもは、自己評価、学習意欲が低い傾向にあります。
- 生活困難度が高い世帯の子どもは、それ以外の子どもより多くの悩みを抱えています。

2 子どもがふだん過ごす場所や家庭の充実と改善

- 生活困難度が高い世帯及びひとり親世帯の子どもは、家で子どもだけで過ごす時間が多く、親子が一緒に食事を取れない家庭もあることが考えられます。
- 生活困難度が高い世帯及びひとり親世帯の保護者の帰宅時間は遅くなる傾向にあり、年間所得は150万円～200万円未満の範囲に多い状況です。
- 生活困難度が高い世帯の親やひとり親は、相談相手が比較的少ない結果が出ているため、将来への悩みや不安を1人きりで抱えている傾向がうかがえます。

3 子どもが暮らす地域における協働と連携の推進

- 深刻な貧困状況にある子どもとその保護者は、地域に関わる機会が少ないため、見つけることが困難で、支援の手を差し伸べることが難しい状況です。
- 生活困難度が高い世帯においても、経済的な支援制度を知らない世帯や、相談支援を利用していない世帯が多いことから、そうした支援やサービス情報の周知徹底が求められます。
- 経済面で困窮しているかどうかは不明でも、親の教育やしつけ、衛生面上、手をかけていないように見える子どもや、ネグレクト、虐待を受けている子どもは、服装や態度、精神面の一端から貧困状況を把握できることがあります、民間団体をはじめ、どこまで関わっていいのか判断が難しい状況があります。

第3章 基本理念、基本目標

1. 基本理念

子どもの貧困対策で最も大切なことは、どのような生活環境にある子どもも、健やかに育ち、学び、安全安心に暮らすことができ、“将来”、子どもたちが貧困状態に陥らないように“いま”すべきことを実現することです。

そのためには、生活に困窮している世帯への経済的な支援や、子どもたちへの学習、健康、進学、就労等への支援と併せて、保護者への身近で親身な精神的な支援の充実も重要になります。

子どもとその保護者や家族が、日常生活の中で抱えている悩みや不安などを把握するとともに、地域で活動している地域団体や学校法人、社会福祉法人、市民同士の取組など、いわゆる社会資源の状況を把握し、支援を受ける側と提供する側のそれぞれの支援内容や支援方法を明確にすることが重要です。

そして、複合的かつ多様な課題の解決に対して、これらの社会資源を横断的かつ柔軟に展開するために、市行政及び地域と各関係機関等との協働・連携が図れる体制の基盤整備を、島田市子どもの貧困対策の第一歩とします。

これらのことを実現するために、本計画の基本理念を『人と地域とまちが ひとつになって 子どもの未来を明るくてらすまち』とし、全ての子どもが健全に成長していける安全安心なまちづくりを目指します。

また、各関係者及び関係機関においては、子どもにとって大切なこと必要なことは何かを常に意識して取り組む姿勢が求められます。そのため、本計画を推進するにあたっては、“子どもを真ん中に”を基本理念の実現に向けての合い言葉とします。

基本理念

**人と地域とまちが ひとつになって
子どもの未来を明るくてらすまち**

合い言葉

～ 子どもを真ん中に ～

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現を目指すために、次の3つの基本目標を掲げて計画を推進します。

1 子どもの心身の健康づくりと豊かな心を育む教育

全ての子どもが将来に夢と希望を抱きながら健やかに成長していくことが大切です。

そのために、子どもが抱える悩みや不安のケアに努めるとともに、子どもの自己愛や自尊心が高められる指導の充実を図ります。また、幼児期から一貫して身体を健康をサポートし、子どもの健全な成長を支えます。さらに、幼児教育・学校教育のほか、さまざまな体験学習等を通して、子どもの思いやりや自立心、困難に立ち向かう強い心が育つよう支援します。

2 子どもの居場所づくりと家庭への支援

子どもにとって安全安心であり、過ごしやすい環境が常に身近にあることが大切です。

そのために、子どもが孤独や不安を感じることなく過ごせる居場所づくりやサービスの充実を図ります。また、子育てに関する相談支援などを通して保護者へ切れ目のない支援を行い、育児ストレスや悩みの解消に努めます。さらに、生活が困難な状況にある家庭に対して、制度やサービスの周知と活用を促し、保護者の負担軽減を図ります。

3 子どもを見守り育てる地域づくりと協働・連携の仕組み

子どもが健やかに成長していく上で、家庭に身近な地域の理解と協力が不可欠です。

生活困窮やひとり親、精神疾患等のある親のいる世帯等への誤解や偏見をなくし、地域の中で支え合い・助け合いの心が育まれるよう、適切な情報発信による市民への理解の促進に努めます。

また、困難を抱えている世帯に必要な情報を届ける仕組みづくり・体制づくりを推進します。

地域の中で、心配ごとのある子育て世帯に早く気づき、その世帯に必要な支援につなげていくために、民生委員・児童委員や社会福祉協議会をはじめ、地域に関わる各団体等の活動を支援し、地域で見守る体制づくりを推進します。また、保育・教育をはじめとする各関係機関や地域、行政が協働・連携し、日頃から子どもたちや家庭の状況を把握し、施策や取組の充実を図ります。

3. 施策体系

基本目標 1 子どもの心身の健康づくりと豊かな心を育む教育

- 施策 1 子どもの心と身体の健康づくりの推進
 - (1) 多様な体験活動の機会の充実
 - (2) 妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じた健康診断等による支援
 - (3) 食育推進による支援
- 施策 2 教育機会の充実
 - (1) 幼児教育の充実
 - (2) 学校教育の充実
 - (3) 家庭教育の充実
 - (4) さまざまな教育環境の充実
 - (5) 学習支援の充実
- 施策 3 子どもへの相談支援の充実
 - (1) 学校と連携した相談体制の充実

基本目標 2 子どもの居場所づくりと家庭への支援

- 施策 1 子どもの居場所づくりの推進
 - (1) 子ども一人ひとりの状況に応じた居場所づくり
- 施策 2 切れ目のない子育て支援の充実
 - (1) 子育てに関する切れ目のない相談支援体制
 - (2) 各種機関につなげる体制の整備
- 施策 3 ひとり親世帯への支援の充実
 - (1) 経済的な支援の充実
 - (2) 子育て支援と相談支援
 - (3) 保護者の就労支援
- 施策 4 保護者の就労・生活支援の充実
 - (1) 経済的な支援の充実
 - (2) 保護者の就労支援
 - (3) 住居の支援

基本目標 3 子どもを見守り育てる地域づくりと協働・連携の仕組み

- 施策 1 情報支援の充実と理解の促進
 - (1) 支援が必要な子どもの情報集約体制の強化
 - (2) 支援情報の周知徹底
- 施策 2 地域の見守り活動等への支援
 - (1) 民生委員・児童委員との連携
- 施策 3 関係機関との協働・連携体制の充実
 - (1) 協働・連携による支援

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの心身の健康づくりと豊かな心を育む教育

施策1 子どもの心と身体 の健康づくりの推進

背景と課題

子どもが将来に夢や希望を抱き、何事にも前向きな気持ちをもって取り組んでいくためには、心と身体 の両方の健全な育成が必要です。

アンケートの調査結果では、生活の中で感じていることとして、生活困難度が高い世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもに比べて、自分のことを好きではない、不安に感じているなどの割合が高くなっています。

本市の教育の施策の概要では、「豊かな心を育てる」を基本方針の1つに掲げており、この中では自然、福祉、文化体験などと併せて、社会に役立つ活動に触れることや、根気強く努力する経験、困難に立ち向かう場を通して得た頑張りや伸びを価値づけています。

この価値づけを一層根づかせるためにも、子どものうちからさまざまな体験や交流の機会を充実させることが求められています。

さらに、アンケートの調査結果では、生活困難度が高い世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもに比べて、朝食を欠食する割合が上回っているほか、生活困難度が高い世帯では、必要な食料が買えなかったという経験が何度もあった割合も比較的高い状況となっています。

その他、団体等ヒアリング調査結果では、生活困窮世帯は、食料支援の充実が必要であるとする意見がありました。

こうした状況の中、幼児期からの成長過程における身体 の健康管理、生活習慣の指導等、食料の不足や食事を作ることが困難な家庭に対する食料支援等が求められているところです。

施策の方向性

さまざまな体験学習や交流を通した、子どもの豊かな心を育む機会の充実や、幼児期からの成長段階に応じた健康診断等の実施、食育の推進等を通じて、子どもの心身の健康づくりを支えます。

具体的な取組

(1) 多様な体験活動の機会の充実

学校や地域、多様な施設や機関が協働して、子どもたちに対してのさまざまな体験学習の機会を提供することで、コミュニケーション能力の育成をはじめ、子どもの夢や地域愛を育む教育活動を推進しています。また、スポーツや文化・芸術などの知識や感性を高めるための機会を創出しています。

主な事業内容

○ 夢育・地育の推進	【学校教育課】
○ 豊かな自然の中での体験活動の提供	【学校教育課】 【社会教育課】
○ 子どもへのスポーツの普及・推進	【スポーツ振興課】
○ スポーツ・文化・芸術を通じた豊かな子どもの育成	【学校教育課】
○ 和文化教育の推進	【学校教育課】
○ 少年育成教室しまだガンバ！	【社会教育課】

(2)妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じた健康診断等による支援

妊娠・出産期の母子の健康を確保するため、各種健診や相談支援を行います。出産後の乳幼児以降も健康状態や発達状況について定期的な健診や相談等を実施し、子どもの健康づくりに取り組んでいます。

主な事業内容

○ 産後ケア事業	【健康づくり課】
○ 産婦健康診査事業	【健康づくり課】
○ 4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診	【健康づくり課】
○ 赤ちゃん訪問事業	【健康づくり課】
○ 予防接種事業	【健康づくり課】
○ 母子健康手帳交付、妊婦健康相談	【健康づくり課】
○ 7か月児健康相談	【健康づくり課】
○ 食生活相談	【健康づくり課】
○ 予約制乳幼児相談	【健康づくり課】
○ 保健師等による相談、家庭訪問	【健康づくり課】
○ 1歳6か月児歯科健診、3歳児歯科健診、一般歯科健診	【健康づくり課】
○ フッ化物応用等歯科保健普及事業（フッ素洗口事業・フッ素塗布事業）、歯科健康教育・ブラッシング指導	【健康づくり課】

(3)食育推進による支援

子どもが食への関心を高める機会の創出と、食を通して健康な子どもを育成するために、食育基本法に基づき、食に対する教育を推進しています。その中で、生活困難度が高い世帯の子どもとその保護者に向けても食の重要性と必要性を学ぶ機会としています。

主な事業内容

○ 離乳食講習	【健康づくり課】
○ 安全安心な学校給食の充実	【学校給食課】
○ 食育推進事業	【健康づくり課】
○ 親子料理教室	【学校給食課】
○ 中学生料理バトル	【学校給食課】
○ 学校給食試食会	【学校給食課】
○ 食に関する指導の実施	【学校教育課】 【学校給食課】

施策2 教育機会の充実

背景と課題

全ての子どもに必要な教育と学習の機会を提供するとともに、希望する進学先に進む機会を与えることが大切です。

アンケートの調査結果では、生活困難度が高い世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもに比べて、塾や家庭教師を利用していない割合が高く、成績の順位も下の方であると回答している割合が高い状況です。さらに、生活困難度が高い世帯の子どもは、希望する将来の進学先については、大学・大学院と回答している割合が低く、高等学校、高等専門学校、専門学校の割合が高くなっています。

一方で、生活困難度が高い世帯の保護者は、子どもの希望する進学先として、高等学校が最も多い回答となっています。また、子どもが希望どおりの学校まで進むことになると思わないという回答は約8%あり、そのうちの半数が、経済的に余裕がないためと回答しています。

こうした状況からも、経済的な理由や家庭の事情等で、子どもの学習の機会が損なわれることのないように、さらなる教育の機会の充実が求められ、子どもが希望する進学先に進めるようにするためには、経済的な支援と適切な指導が必要となります。

施策の方向性

全ての子どもが意欲的に勉学に励み、目指す進路に進むことができるよう教育の機会と経済的支援の充実に努めます。

具体的な取組

(1) 幼児教育の充実

経済的な理由に制約されることなく、誰もが利用しやすい幼稚園、認定こども園等の体制づくりに取り組んでいます。

主な事業内容

○ 認定こども園化の支援	【保育支援課】
○ 保育所・認定こども園保育料等の負担軽減	【保育支援課】
○ 小学校と幼稚園・保育所・認定こども園との連携	【学校教育課】

(2)学校教育の充実

社会情勢や地域の状況、さらに家庭環境などに左右されることなく、学校に通う子どもの学力が育つよう、学校教育の充実を図っています。また、子どもたち一人ひとりの状況に応じた細やかな配慮ある支援を実施しています。

主な事業内容

○ 各学校への授業支援	【学校教育課】
○ 個に焦点をあてた学習指導の充実	【学校教育課】
○ 確かな学力の育成	【学校教育課】
○ 外国語教育の充実	【学校教育課】
○ 読書習慣の形成支援	【学校教育課】
○ 外国人児童生徒支援員の配置	【学校教育課】
○ 学びや学習意欲の向上	【学校教育課】
○ 教職員の育成	【学校教育課】

(3)家庭教育の充実

次年度に小学校に入学する子どもをはじめ、子どもの各年齢層に応じた出前講座や親子講座等を開催し、保護者が家庭で行う教育を支援しています。

主な事業内容

○ 親学講座	【社会教育課】
○ 家庭教育の充実	【社会教育課】
○ 家庭教育学級	【社会教育課】

(4)さまざまな教育環境の充実

児童生徒が、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を選択できるようにするため、学校の特色や地域の実情を踏まえながら、就業に関する学習や職場体験等のキャリア発達を促す体験活動の充実を図っています。また、発達に支援が必要な児童生徒が勉強しやすい環境を整備するために、個々に合わせた指導や特別支援教育士の配置、特別支援コーディネーターの研修会などを実施しています。

主な事業内容

○ キャリア教育の推進	【学校教育課】
○ 児童発達支援事業	【保育支援課】
○ 特別支援教室の充実	【学校教育課】
○ 特別支援教育の充実	【学校教育課】

(5)学習支援の充実

義務教育段階の子どもの貧困対策として、家庭での教育支援を推進するとともに、生活困窮世帯に対して、子どもの学習への経済的な支援等を実施し、経済的な理由による教育環境の不足がないように取り組んでいます。

主な事業内容

○ 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給	【教育総務課】
○ 特別支援教育就学奨励費支給	【教育総務課】
○ 通学費補助事業	【教育総務課】
○ 生活保護教育扶助	【福祉課】
○ 生活保護生業扶助	【福祉課】
○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	【子育て応援課】

施策3 子どもへの相談支援の充実

背景と課題

悩みや困難を一人で抱え込んでしまう子どもも少なからずいると思われます。そうした場合、抱え込んだ悩みごと等は、その子どもの学習意欲や将来を見据える志にも影響してしまうことが考えられるため、学校や日常生活の中で身近に相談できる存在が求められます。

アンケートの調査結果では、悩みを相談できる相手については、生活困難度が高い世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもに比べて、家族や学校の先生、友人などの割合が低い結果となりました。

団体等ヒアリング調査結果では、生活困難度が高い世帯の子どもに対して必要とされる支援として、小学生の頃から気軽に相談したり、話し合うことができる場所を設置する必要がある、という意見がありました。

こうしたことを踏まえ、子どものおかれている状況や子どもの性格などに合わせ身近に相談ができる体制づくりが求められています。

施策の方向性

各教育機関等と連携して、子どもが身近に相談しやすい環境と体制の充実を図り、子どもが抱える悩みや困難の解消につなげます。

具体的な取組

(1) 学校と連携した相談支援体制の充実

学校を窓口として、生活困難度が高い世帯の子どもなどを早期の段階で発見し、生活支援や福祉制度につなげることができるよう、児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図っています。また、子どもとその家族に対して寄り添った支援を行うために、スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラー、教育相談員、教育支援員等と連携した支援を実施しています。

主な事業内容

○ スクールソーシャルワーカーの配置	【学校教育課】
○ 教育相談員等の配置	【学校教育課】
○ スクールカウンセラーの活用	【学校教育課】
○ 学校教育支援員の配置	【学校教育課】
○ 不登校の子どもへの支援	【学校教育課】
○ 青少年相談室の設置	【社会教育課】

基本目標2 子どもの居場所づくりと家庭への支援

施策1 子どもの居場所づくりの推進

背景と課題

近年核家族化や共働き世帯の増加により、放課後から家族が帰ってくるまでの時間帯を子どもだけで過ごすケースが増えています。子どもにとっての居場所は、常に身近にあり、安全安心な所である必要があります。

アンケートの調査結果では、生活困難度が高い世帯の子どもが放課後以降を1人で過ごす割合は、それ以外の世帯の子どもよりも上回っています。また、ひとり親世帯の子どもが、夜遅くまで子どもだけで過ごしている割合は、ふたり親世帯の子どもよりも上回っています。

一方、地域では、子どもたちが集まって自由に遊んだり、勉強を教え合う「駄菓子屋さん」を地域住民同士で開設し、子どもたちの居場所としている取組があります。さらに、放課後児童クラブや放課後子ども教室などをはじめとする、放課後の子どもの居場所づくりは広がってきています。

今後も学校や家以外の子どもの居場所づくりを推進するとともに、特に生活困窮世帯やひとり親世帯などの保護者の帰宅時間が遅い家庭の子どもたちが、安全安心に過ごせる居場所を創出していく必要があります。

施策の方向性

学校、地域、民間企業等と行政が連携して、子どもにとって過ごしやすく、安全安心な居場所づくりの推進に努めます。

具体的な取組

(1) 子ども一人ひとりの状況に応じた居場所づくり

生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもをはじめ、全ての子どもに対して、学校や家庭以外の居場所づくりを促進し、学習支援なども含めて状況に応じた個別の支援を実施しています。

主な事業内容

○ 放課後児童クラブの運営	【子育て応援課】
○ 放課後子ども教室事業	【社会教育課】
○ 子どもの居場所づくり	【子育て応援課】

施策2 切れ目のない子育て支援の充実

背景と課題

子どもが安心して日々の生活を過ごすためには、保護者の心の安定も重要です。特に子育てに対し強い不安やストレスを抱えてしまう保護者や若い母子、産後うつ、不適切な養育状態などから、虐待が起きるおそれやリスクを抱えているケース等に対しての適切な相談支援が求められます。

アンケートの調査結果から、生活困難度が高い世帯の保護者はそれ以外の世帯の保護者よりも、子どもに関して多くの悩みを抱えており、特に子どもの勉強や進学、しつけや教育についての不安が大きい傾向にあります。また、相談相手については、生活困難度が高い世帯の保護者はそれ以外の世帯の保護者よりも、相談できる相手がいないので欲しいと回答した割合が高くなっています。

団体等ヒアリング調査結果では、貧困家庭や母子家庭の保護者の中には、支援を受け入れることに消極的な保護者もいるという意見があります。こうした保護者が抱える悩みはさまざまですが、中には子どもに関するものもいくつかあると推測されます。親身な対応で話をしやすい関係性を構築し、相談支援を受け入れてもらうことが求められます。また、相談内容によっては、保育や一時預かり、保健センターなどの専門機関につなげて、対応する必要があります。

施策の方向性

生活困難度が高い世帯やひとり親世帯をはじめ、全ての子育て世帯の保護者が抱えている悩みや不安に対して、親身に対応できる相談支援体制の充実を図ります。また、相談内容に応じて適切な機関につなげ、悩みや不安の解消に努めます。

具体的な取組

(1) 子育てに関する切れ目のない相談支援体制

母親の妊娠期から出産、子育て期にかけて、各種検診や相談支援の充実を図るほか、地域の中で安心して子育てができるようコミュニティ形成を支援しています。

主な事業内容

○ 母子健康手帳交付・妊婦健康相談【再掲】	【健康づくり課】
○ 地域子育て支援センターの運営	【子育て応援課】
○ つどいの広場の開催(きしゃぽっぽ等)	【子育て応援課】
○ 初めて0歳児をもつ親の講座(BP プログラム)	【社会教育課】 【健康づくり課】
○ 小学生の子をもつ親の講座	【社会教育課】
○ 保健師等による相談、家庭訪問【再掲】	【健康づくり課】
○ 子どもの年齢に応じた相談支援	【健康づくり課】
○ 障害児相談支援事業	【福祉課】 【保育支援課】
○ 子育て世代包括支援センター事業 (利用者支援事業母子保健型)	【健康づくり課】
○ 子育てカフェの開催	【子育て応援課】
○ 子育て広場の開催	【社会教育課】
○ 赤ちゃん訪問事業【再掲】	【健康づくり課】

(2)各種機関につなげる体制の整備

保健師や家庭児童相談員、育児サポーターなどによる各種相談の支援を実施しています。特に支援が必要と思われる家庭に対しては、適切な支援を継続するとともに、保護者の病気や就労の事情等によっては、子どもの養育が困難となった家庭に対して子どもを一時的に預かる支援等を行うことで、保護者の不安や悩み、困難な状況の解消にも取り組んでいます。

主な事業内容

○ 養育支援訪問事業	【健康づくり課】 【子育て応援課】
○ 親子学習会(つくしんぼ)の実施	【子育て応援課】
○ 育児相談による困窮のリスクの発見	【健康づくり課】
○ 通常保育事業	【保育支援課】
○ 時間外保育事業	【保育支援課】
○ 障害児保育事業	【保育支援課】
○ 一時預かり事業	【保育支援課】
○ 日中一時支援事業(土曜日)	【保育支援課】
○ 一時託児事業	【子育て応援課】
○ 病児・病後児保育事業	【保育支援課】
○ あそびの教室	【子育て応援課】
○ ファミリー・サポート・センター事業	【子育て応援課】
○ 女性相談事業	【協働推進課】
○ DV など女性の相談窓口	【子育て応援課】

施策3 ひとり親世帯への支援の充実

背景と課題

ひとり親世帯は経済的な意味での生活困窮に陥りやすく、また、子育てと仕事の両立を図るために心身への負担が大きくなりやすいものと推察されます。

アンケートの調査結果では、ひとり親世帯は子どもの勉強を見ることがめったにないと回答した割合が、ふたり親世帯に比べて上回っており、また、子どもが決まった時間に就寝できていないとする回答の割合も同様に上回っています。さらに、現在、必要だと思う支援については、ひとり親世帯の生活保護や就学援助の拡充を望む声が、ふたり親世帯を上回っています。

団体等アンケート調査結果では、母子家庭はなかなか子どもの勉強を見る時間がないという意見や、ひとり親は生活困窮を訴えるケースが多いなどの意見もあり、状況的に子どもと過ごす時間の確保や現状の経済事情で子育てすることが厳しいことがうかがえます。

こうしたことを踏まえ、ひとり親世帯に対しては経済的支援と併せて、福祉サービス事業所をはじめとしたさまざまな機関等が連携して子育てを支援していく必要があります。

施策の方向性

ひとり親世帯の子育てに関係する支援の充実を図ります。

具体的な取組

(1) 経済的な支援の充実

各種手当の支給や助成制度などにより、ひとり親世帯の経済的な負担の軽減を図っています。

主な事業内容

○母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】	【子育て応援課】
○母子家庭等医療費助成	【子育て応援課】
○児童扶養手当支給	【子育て応援課】

(2) 子育て支援と相談支援

ひとり親世帯の子育てを支援するとともに、悩みや不安を抱えているひとり親世帯に対する相談支援等を推進しています。

主な事業内容

○ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業	【子育て応援課】
○保育所の優先入所	【保育支援課】
○私立幼稚園園児保護者への補助	【保育支援課】
○幼稚園・保育所等保育料の軽減	【保育支援課】
○相談員による母子・父子自立支援	【子育て応援課】
○母子生活支援施設	【子育て応援課】

(3)保護者の就労支援

ひとり親世帯の保護者を対象に、看護師等の養成機関における修業期間中の生活費の負担を軽減し、学び直しと就業ための機会を創出しています。

主な事業内容

○高等職業訓練促進給付金等事業	【子育て応援課】
○自立支援教育訓練給付金事業	【子育て応援課】

施策4 保護者の就労・生活支援の充実

背景と課題

保護者が安定した生活を維持できる収入を得て、余裕をもって子育てに専念できることは、子どもの成長においても良い効果が期待されます。また、住居の確保は保護者と子どもの心の安定にとって欠かすことのできない要素です。

アンケートの調査結果では、生活困難度が高い世帯の父親は、正規社員・正規職員の割合が、それ以外の世帯の父親を下回る一方で、パート・アルバイトや自営業の割合は上回っています。

また、生活困難度が高い世帯の母親が無職である割合は、それ以外の世帯の母親を下回り、仕事をしている母親が多い状況となっています。

団体等ヒアリング調査結果では、親が精神疾患などで働けずに貧困に陥るケースがあるという意見がありました。

こうした状況からも、生活困窮の一因として経済的な理由が上がるのは、保護者の不安定な就労形態が影響しているものと推測されます。子どもが安心して生活できる基盤の確保のためにも、保護者の安定した就労への支援と自立に向けたサポート体制の充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

保護者の就労と暮らしの安定に向けた支援を行い、子どもが安心して生活できる基盤づくりを支えます。

具体的な取組

(1) 経済的な支援の充実

世帯の状況に応じた各種手当の支給や助成制度などにより、経済的な負担の軽減や自立援助を行っています。

主な事業内容

○多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	【保育支援課】
○生活保護教育扶助【再掲】	【福祉課】
○生活保護生業扶助【再掲】	【福祉課】
○自立相談支援事業	【福祉課】
○特別児童扶養手当支給	【福祉課】
○児童手当支給	【子育て応援課】
○こども医療費助成	【子育て応援課】
○市民相談事業	【生活安心課】
○納税相談	【納税課】
○家計改善支援事業	【福祉課】
○交通遺児育英奨学金支給	【教育総務課】

(2)保護者の就労支援

生活が困難な状況にある世帯に対する就労や自立に向けた支援や、育児と就労の両立による子育て環境の充実にに向けた生活基盤を整えるサポートを行っています。

主な事業内容

○生活保護受給者への就労支援員による就労支援	【福祉課】
○生活保護受給者への就労活動促進費の支給	【福祉課】
○生活保護生業扶助【再掲】(技能習得費)(就職支度金)	【福祉課】
○生活保護受給者等就労自立促進事業	【子育て応援課】 【福祉課】
○生活困窮者自立相談支援事業対象者への就労支援	【福祉課】
○育メン応援奨励金	【商工課】
○女性に向けた就労支援事業	【商工課】

(3)住居の支援

子どもが安心して生活できるための環境づくりとして、子育て世帯への住居の支援を行っています。

主な事業内容

○住居確保給付金の支給	【福祉課】
-------------	-------

基本目標3 子どもを見守り育てる地域づくりと協働・連携の仕組み

施策1 情報支援の充実と理解の促進

背景と課題

生活が困難な状況にある子どもや家庭は、社会的に孤立するケースがあり、必要な支援が受けられずに一層困難な状況に置かれてしまうことがあります。社会的に孤立しないように、地域全体で支え合い・助け合っていくために情報の共有による市民への理解の促進が重要です。

また、市民や地域、事業所、学校等と連携し、少しでも気になる子どもの情報を確実に集約していくなど、生活困難度が高い世帯の子どもやその可能性のある子どもの現状把握が求められます。

アンケートの調査結果からは、生活困難度が高い世帯に向けての生活困窮に関する各種支援やサービスの認知が十分ではなく、各種相談支援の利用率も低いことがわかります。

集約した情報に基づき、支援やサービスの利用を必要とする世帯に対して適切な情報を提供するために、情報発信体制の強化を図る必要があります。

施策の方向性

生活が困難な家庭の状況把握に努め、必要な情報を適切に提供する体制の整備を目指します。

具体的な取組

(1) 支援が必要な子どもの情報集約体制の強化

生活困窮世帯の子どもや保護者が、日頃の生活の中で抱えている悩みや不安、困りごとから家庭の経済的な状況等までを保育園や幼稚園、学校等を通じて確実に把握し、支援等につなげています。

主な事業内容

○各種機関における相談体制の強化

【子育て応援課】

(2) 支援情報の周知徹底

子育て世帯をはじめ生活困窮世帯からひとり親世帯に向けて、市における幅広い支援や制度を的確に周知し、支援を必要としている世帯が適切な支援内容を利用できる体制を整備しています。また、市民への生活困難度が高い世帯やひとり親世帯等についての知識や理解を深めるための情報を発信しています。

主な事業内容

○支援情報の周知徹底

【子育て応援課】

施策2 地域の見守り活動等への支援

背景と課題

子どもは、家庭や保育・教育機関の施設だけで過ごすのではなく、地域の中で健やかに成長していくものです。また、見守りは事故や犯罪の発生の予防や、家の事情で苦しい状況にある子どもや保護者を早期に発見することにも大きな役割を果たしています。

団体等ヒアリング調査結果では、地域活動の実践として民生委員・児童委員などが見守りや声かけを心にかけているという意見や、地区会で市役所担当課や社会福祉協議会等の機関と連携し、情報共有を図っているなどの意見がありました。

今後もこの地域力を生かし、地域で過ごす子どもたちの見守りを地区会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の連携により継続しながら、困りごとがある家庭への相談支援を実施し、適切な機関へとつなげる体制の整備も引き続き促進していく必要があります。

施策の方向性

市民、地域、社会福祉協議会等と連携して、子どもたちが安心して過ごせる地域をつくるための見守りや困りごとを抱える家庭の早期発見・対応に努めます。

具体的な取組

(1) 民生委員・児童委員との連携

地域で身近な相談対応や見守り支援を行っている民生委員・児童委員と連携し、地域で気になる家庭等を発見した場合、早期に連携して対応できる体制づくりを推進しています。

主な事業内容

○民生委員・児童委員(主任児童委員)との連携

【福祉課】

施策3 関係機関との協働・連携体制の充実

背景と課題

子どもの貧困に関わる課題は多岐にわたり、さまざまな機関の協働と連携が求められます。
一方、その対象は一人ひとりであったり世帯ごとであったりするため、その状況に応じた柔軟で細やかな対応が求められます。
教育分野から福祉分野さらには、地域活動の分野まで幅広い対応が必要となります。
そのためにも市民や地域、学校、事業所、行政等が相互に協働・連携し合い、生活が困難な状況にある子どもや家庭への支援等を行っていく必要があります。

施策の方向性

関係機関等が相互に協働・連携して生活が困難な状況にある子どもや家庭への細やかな支援を実施します。

具体的な取組

(1) 協働・連携による支援

生活が困難な状況にある子どもや若者、その保護者に対する支援について、関係機関等と連携しながら、事業を展開しています。

主な事業内容

○子ども・若者支援地域協議会事業	【社会教育課】
○子育てコンシェルジュ	【子育て応援課】
○地域子育て支援センターの運営【再掲】	【子育て応援課】
○初倉中学校区・しまだはつくら寺子屋事業	【社会教育課】
○夢育・地育の推進【再掲】	【学校教育課】
○放課後子ども教室事業【再掲】	【社会教育課】
○子どもの居場所づくり【再掲】	【子育て応援課】
○通学合宿事業	【社会教育課】
○地域の読み聞かせ活動の促進	【社会教育課】
○地域と学校との連携強化	【学校教育課】
○地域学校協働本部事業の推進	【社会教育課】

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

1 全庁横断的な推進体制

子どもの貧困問題は複雑多様であり、その対策に関する施策は広範にわたることから、庁内の関係局・課が連携して施策の推進を図ることが重要です。

子ども子育て支援事業計画である「しまだ子ども未来応援プラン」をはじめ、各種個別計画で実施している関連事業を一体的に推進するにあたり、庁内での課題の共有とそれに応じた施策や事業を推進するために担当課との連携を図り、市全体で子どもの貧困対策に努めます。

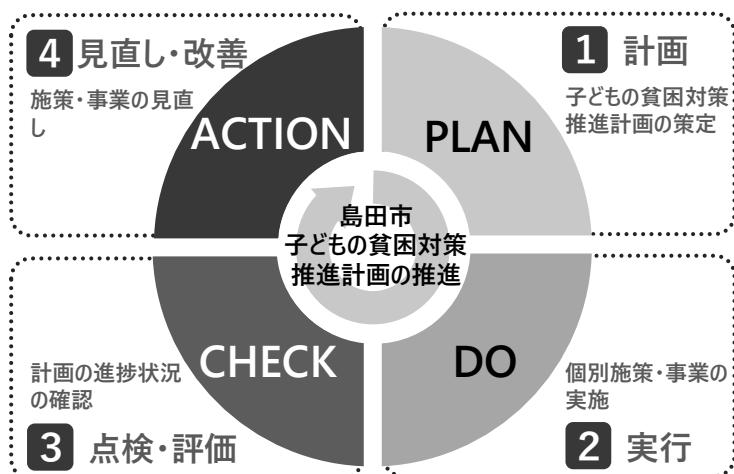
2 地域連携による推進体制

子どもの貧困対策の取組をより効果的なものとするためには、行政だけでなく、市民や地域組織、相談・支援機関等がお互いの役割と特徴を理解した上で、協働し、連携を図っていく必要があります。そのため、島田市社会福祉協議会等と連携して、地域で活動している支援団体や、各組織に配置される相談員等の連携をより一層深めるためのネットワークを構築し、それぞれのメリットを生かしながら、一体的に貧困対策の推進に取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を行うため、数値目標の達成状況や事業の取組状況について毎年度調査を行います。また、継続的なPDCAサイクル（計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)）を確立し、社会経済状況などの環境の変化も踏まえて、各事業の検証を行うとともに、必要に応じて見直しや改善を図るなど、子どもの貧困対策に効果的な施策を推進していきます。

▼PDCA サイクルに基づく計画の推進



資料編

1. 主な事業概要一覧

基本目標1 子どもの心身の健康づくりと豊かな心を育む教育

施策1 子どもの心と身体の健康づくりの推進

(1) 多様な体験活動の機会の充実

事業名	事業内容	主管課
夢育・地育の推進	地域資源（人、もの、こと）を活用し、小・中学校が連携することで、英語教育や ICT 教育などグローバルな視点をもったコミュニケーション能力の育成をはじめ、子どもの夢や地域愛を育む教育活動を推進します。	学校教育課
豊かな自然の中での体験活動の提供	伊久美小学校を拠点とした「サタデーオープンスクール」、「サマーオープンスクール」を実施します。	学校教育課 社会教育課
子どもへのスポーツの普及・推進	子どもたちの基礎体力の養成やスポーツに親しむ場の提供のため、小学生を対象にジュニアスポーツクラブの実施や、姉妹都市交流会をはじめとするスポーツ少年団活動への支援を推進し、心と体を育て、スポーツに対する喜びを普及促進します。	スポーツ振興課
スポーツ・文化・芸術を通じた豊かな子どもの育成	小学校陸上記録会・音楽発表会、中学校音楽交流会を支援するほか、市内の全小学校で、劇団四季「こころの劇場」公演を実施するなど、スポーツや文化・芸術を通じた体験や学びの機会を創出します。	学校教育課
和文化教育の推進	和文化教育担当者会を中心に、情緒の味わい、立ち居振る舞いや礼儀作法を学び、態度やマナー、頑張り抜く力をもった子どもを育てます。また、地域愛を育みます。	学校教育課
少年育成教室しまだガンバ！	キャンプをメインメニューとした野外における集団活動を通して健全な青少年を育成します。	社会教育課

(2) 妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じた健康診断等による支援

事業名	事業内容	主管課
産後ケア事業	出産後 4 か月以内において、家族等の支援が受けられず支援を必要とする母親及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援その他母子の健康維持及び増進に必要な支援を実施します。	健康づくり課
産婦健康診査事業	医療機関で個別に健診を実施します。	健康づくり課
4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健診	1. 委託医療機関において健診を行い、異常の早期発見及び母子の健全な発達・発育を支援します。経過観察を要するケースのフォローを行います。 2. 保健福祉センターにおいて集団健診で実施し、未受診者の受診勧奨及び状況把握を行います。	健康づくり課
赤ちゃん訪問事業	おおよそ生後 2 か月の赤ちゃんをもつ家庭に訪問し、予防接種などの説明や育児や栄養面の相談を受けます。	健康づくり課
予防接種事業	0 歳児から受けられる予防接種を周知するなど、予防接種の利用を促進します。	健康づくり課
母子健康手帳交付、妊婦健康相談	母子手帳の交付と妊娠期の健康相談を受けます。また、妊娠届を出す妊婦に対して専門職（保健師・助産師）による全数面接を行います。	健康づくり課
7 か月児健康相談	2 歳児、2 歳 6 か月児相談、7 か月児健康相談などを実施します。	健康づくり課
食生活相談	栄養士により、乳幼児の離乳食などの食に関する相談を実施します。	健康づくり課
予約制乳幼児相談	2 歳児、2 歳 6 か月児相談、7 か月児の予約制乳幼児相談などを実施します。	健康づくり課
保健師等による相談、家庭訪問	保健師等が必要に応じてお子さんをもつ家庭を訪問します。	健康づくり課
1 歳 6 か月児歯科健診、3 歳児歯科健診、一般歯科健診	歯科医師・歯科衛生士が健診、指導を実施します。	健康づくり課
フッ化物応用等歯科保健普及事業（フッ素洗口事業・フッ素塗布事業）、歯科健康教育・ブラッシング指導	1. むし歯予防対策として、幼児・児童に対し、フッ素洗口やフッ素塗布を実施します。 2. 歯科衛生士が、幼稚園・保育園・小学校と連携し健康教育として口腔ケアの仕方や知識を指導します。	健康づくり課

(3)食育推進による支援

事業名	事業内容	主管課
離乳食講習	4 か月児を対象に離乳食の講話（作り方、開始時期、進め方）と試食を行います。また、講座終了後に個別相談を実施しています。	健康づくり課
安全安心な学校給食の充実	学校給食センターの円滑な運営と安定した施設管理や、計画的な食育の推進、アレルギー対策食の拡充、地産地消の推進などによる安全安心な学校給食の提供に努めます。	学校給食課
食育推進事業	食育推進委員会を設置し、食育推進計画の進捗管理を行います。第3次島田市食育推進計画を平成30年度策定します。	健康づくり課
親子料理教室	親子の交流や市民の食への理解を促進する機会として、市内の小学生の親子を対象として学校給食メニューを調理するイベントを開催しています。	学校給食課
中学生料理バトル	学校給食に対する生徒の理解を深める機会として、市内中学生チームが地場産品を使った学校給食の献立を考え、料理を行い、味や食材単価、内容などを競うイベントを開催しています。	学校給食課
学校給食試食会	学校給食に対する市民の理解を深めることを目的として、試食会を開催しています。	学校給食課
食に関する指導の実施	学校給食のメニューに島田市産のお茶を使った献立を毎月取り入れる、お茶について食に関する指導を実施するなどしています。	学校教育課 学校給食課

施策2 教育機会の充実

(1)幼児教育の充実

事業名	事業内容	主管課
認定こども園化の支援	保護者の就労状況にかかわらず、就学前の子どもが地域の同じ施設に通うことができるよう、質の高い教育・保育を総合的に提供できる「認定こども園」を増やします。	保育支援課
保育所・認定こども園保育料等の負担軽減	子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、低所得世帯の負担軽減を図ります。	保育支援課
小学校と幼稚園・保育所・認定こども園との連携	就学支援のために就学支援員や市教委指導主事による園訪問を実施するほか、保幼小合同研修会の開催や、関係機関と連携し、幼児教育の推進に努めます。	学校教育課

(2)学校教育の充実

事業名	事業内容	主管課
各学校への授業支援	静西教育事務所地域支援課指導主事、市教委指導主事の合同訪問や、教科指導員研修会などを実施します。	学校教育課
個に焦点をあてた学習指導の充実	学力向上委員会を設置して、全国学力・学習状況調査を分析し、授業改善を推進します。	学校教育課
確かな学力の育成	「個に焦点をあてた学習」を授業の基本とすることにより、子どもの学習意欲の向上及び学び方や基礎・基本の確実な習得を図ります。	学校教育課
外国語教育の充実	小学校では、外国語・外国語活動担当者研修会を実施するほか、外国語活動支援員の配置や、湯日小学校での放課後イングリッシュ教室の開催を行っています。また、中学校では、ALTによる英語指導の充実を図ります。	学校教育課
読書習慣の形成支援	読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実や家庭での読書の推奨を実施します。また、学校図書館支援員の3校兼務の解消や学校図書館と校内の環境整備及び学校間、市立図書館との連携を推進し、体制の充実に努めます。	学校教育課
外国人児童生徒支援員の配置	外国籍児童生徒への日本語指導・学習指導を行う外国人児童生徒指導員を配置します。	学校教育課
学びや学習意欲の向上	校務支援システムの導入と活用状況の把握や、パソコンや電子黒板、大型液晶テレビ、タブレット等のICT機器の活用を推進します。	学校教育課
教職員の育成	初任者研修会をはじめ、年次ごとに3年次までの研修会を開催するとともに、企画・運営力を育成する研修会や、新たな教育課題や職種に対応した研修会を開催し、教職員の資質・能力の向上を図り、「頼もしい教職員」の育成に努めます。	学校教育課

(3)家庭教育の充実

事業名	事業内容	主管課
親学講座	次年度に小学校に入学する児童の保護者を対象とした親学の講座や幼稚園、保育所等の保護者を対象とした親学の出前講座を実施します。	社会教育課
家庭教育の充実	子どもの各年齢層に応じた講座や、家庭教育講演会、私立幼稚園・保育園の幼児期の保護者が参加できる家庭教育講座の開催などによる家庭の教育力の向上を図ります。	社会教育課
家庭教育学級	各小学校単位で行う家庭教育講座学級を開設します。	社会教育課

(4)さまざまな教育環境の充実

事業名	事業内容	主管課
キャリア教育の推進	自立した大人になるための資質や適切な進路選択をする力を育むために、地域の職業調べのほか、ものづくりなどの体験活動、職場体験学習などを行うことにより、児童生徒一人ひとりが、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、社会の一員、また、有権者としての役割を果たすことができるよう、それぞれの個性を最大限発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な能力や態度の育成を推進します。	学校教育課
児童発達支援事業	発達に支援が必要な児童に対し個々に合わせた指導を実施します。	保育支援課
特別支援教室の充実	発達障がいのある子ども及びその保護者への支援のための特別支援教育士の配置や特別支援教室「たんぽぽ」の充実を図ります。	学校教育課
特別支援教育の充実	学校内や関係機関との連携・連絡調整を行うための特別支援教育コーディネーター研修会（特別支援教育研修会）を実施します。	学校教育課

(5)学習支援の充実

事業名	事業内容	主管課
要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給	経済的な理由によって就学困難な児童及び生徒について学用品、医療費及び学校給食費等の必要な援助を行います。	教育総務課
特別支援教育就学奨励費支給	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、就学のために必要な経費の一部を支給します。	教育総務課
通学費補助事業	市内に住所がある私立小・中学校に通う児童生徒について、公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、通学用乗車券等を交付します。	教育総務課
生活保護教育扶助	小中学生に対し実施し、基準額のほか教材代、学校給食費、学習支援費等を支給します。	福祉課
生活保護生業扶助	中学3年生に対し、高等学校就学費として入学金及び入学考査料を支給します。高校生に対し、基本額のほか教材代、授業料、通学のための交通費、学習支援費等を支給します。	福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	ひとり親家庭等に該当する人が、高校や大学、専門学校などに進学する際に必要は費用について、静岡県が貸付を行います。市は仲介役として、貸付相談や面談会場の設定をします。	子育て応援課

施策3 子どもへの相談支援の充実

(1)学校と連携した相談支援体制の充実

事業名	事業内容	主管課
スクールソーシャルワーカーの配置	学校関係・専門機関・家庭を結んだ子どもや保護者の支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置と拡充を図ります。	学校教育課
教育相談員等の配置	悩みをもつ保護者・子ども・教職員のための教育相談員を配置します。	学校教育課
スクールカウンセラーの活用	いじめや不登校などに対応するため、臨床心理士等が、児童生徒や保護者へのカウンセリングを行うとともに、教職員及び保護者に対する助言や情報提供を行い、相談体制を充実します。	学校教育課
学校教育支援員の配置	不登校及び悩みや不安を抱える子どもへの支援並びに、生徒指導上問題のある児童生徒への指導・支援及び教育環境づくりを行う学校教育支援員を配置します。また、学校教育支援員研修会を実施し、学校教育支援員の指導力向上を目指します。	学校教育課
不登校の子どもへの支援	適応指導教室「チャレンジ教室」に指導員を配置し、不登校の子どもの学校復帰を目指します。また、不登校の子どもをもつ保護者への支援として、「わかあゆの会」を実施します。	学校教育課

青少年相談室の設置	主に義務教育終了後の青少年が抱える不登校やひきこもり、いじめ、仕事などの悩みや不安が深刻化する前に対処するために、島田市青少年支援センターに相談窓口を設置しています。	社会教育課
-----------	---	-------

基本目標2 子どもの居場所づくりと家庭への支援

施策1 子どもの居場所づくりの推進

(1) 子ども一人ひとりの状況に応じた居場所づくり

事業名	事業内容	主管課
放課後児童クラブの運営	小学校の放課後の時間帯に、保護者が就労等で自宅に居ない家庭の児童に生活の場を提供し、遊びを指導します。	子育て応援課
放課後子ども教室事業	初倉地区の小学校(1～6年生)を対象に、放課後、社会教育施設や地域の公会堂(現在は岡田公会堂)で、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け実施しています。その活動内容は、コーディネーターや地域ボランティアスタッフ等がスポーツ・文化活動等の取組を行い、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しています。活動期間は、6月から3月の毎週水曜日(29回程度)、午後4時から5時までの1時間の活動です。	社会教育課
子どもの居場所づくり	ひとり親家庭の小学校に在籍する児童に対し、放課後や長期休暇中に学習支援や食事の提供を行います。	子育て応援課

施策2 切れ目のない子育て支援の充実

(1) 子育てに関する切れ目のない相談支援体制

事業名	事業内容	主管課
母子健康手帳交付・妊婦健康相談【再掲】	母子手帳の交付と妊娠期の健康相談を受けます。また、妊娠届を出す妊婦に対して専門職(保健師・助産師)による全数面接を行います。	健康づくり課
地域子育て支援センターの運営	妊婦や子育て親子の交流の場であり、地域の子育て支援の拠点となっています。子育てについての相談や援助、情報提供もしています。(妊娠期のときから子育て親子とふれあうことで、育児不安の軽減を図ります。)	子育て応援課
つどいの広場の開催(きしゃぼぼ等)	「地域の子育ては地域のみんで応援したい」という思いで活動している市民ボランティアによる子育て支援の広場です。地域の公民館、公会堂等を使い、児童及びその保護者の交流、育児相談、育児に関する情報提供等を行っています。	子育て応援課
初めて0歳児をもつ親の講座(BPプログラム)	0歳児(2～5か月)を初めて育てるお母さんのための仲間・きずな・学びのプログラムです。	社会教育課 健康づくり課
小学生の子をもつ親の講座	小学生の子をもつ親を対象とした親子のコミュニケーション力を高めるための連続講座を開催します。	社会教育課
保健師等による相談、家庭訪問【再掲】	保健師等が必要に応じてお子さんをもつ家庭を訪問します。	健康づくり課
子どもの年齢に応じた相談支援	2歳児、2歳6か月児相談、7か月児健康相談、予約制乳幼児相談などを実施します。	健康づくり課
障害児相談支援事業	障がいをもつ児童本人や家族が地域で安心して自立した生活ができるよう相談支援専門員による計画相談の実施や市相談員による一般相談業務を行います。	福祉課 保育支援課
子育て世代包括支援センター事業(利用者支援事業母子保健型)	母親が安心して産み、子どもが健やかに生活することができるようにサポートする母子保健に関する総合相談窓口です。妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安などを抱える出産を控えた妊婦や子育て中の父母、孫育て中の祖父母など、誰でも気軽に相談できる機関です。	健康づくり課
子育てカフェの開催	本市の子育て環境をよりよくしていくため、保護者がお茶を飲みながら、子育てに関する悩み等を自由に話し合います。	子育て応援課
子育て広場の開催	中学校地域連携室や金谷公民館、六合公民館等で、子育て中の親同士の交流の場を提供します。	社会教育課
赤ちゃん訪問事業【再掲】	おおよそ生後2か月の赤ちゃんをもつ家庭に訪問し、予防接種などの説明や育児や栄養面の相談を受けます。	健康づくり課

(2) 各種機関につなげる体制の整備

事業名	事業内容	主管課
養育支援訪問事業	保健師や家庭児童相談員、育児サポーターなどで支援が必要と思われる家庭を訪問し、支援を実施します。	健康づくり課 子育て応援課
親子学習会（つくしんぼ）の実施	1歳6か月児健診、2歳児相談、2歳6か月児相談、3歳児健診を受けて、子どもの発達について心配を抱えている保護者に、臨床心理士、保健師、保育士等が相談にのる中で、親子遊びを通して親子でふれあいながら楽しい活動を行います。	子育て応援課
育児相談による困窮のリスクの発見	乳幼児健診のフォローや育児に関する身近な相談の場として、医師や臨床心理士、理学療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士、保健師、助産師等による相談を行い、生活困難な家庭の子どものリスクの発見及び支援につなげます。	健康づくり課
通常保育事業	就学前の児童のいる家庭で保護者の就労などにより家庭で十分に保育することができない場合、保育所において児童を保育し、家庭で保育できない保護者などを支援します。	保育支援課
時間外保育事業	保育所における11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図るために実施します。	保育支援課
障害児保育事業	障害児保育の推進を図るため、障害児保育を実施する民間保育所に対し補助金を交付します。障害児保育を実施する保育所は、個別の支援計画を作成し、子どもの状況に応じた保育を行うため、障害児保育事業のための保育士を配置します。	保育支援課
一時預かり事業	保護者の疾病や災害等により一時的に家庭での保育が困難な場合、また、保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所において一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的として実施します。	保育支援課
日中一時支援事業（土曜日）	児童発達支援事業所を利用している発達に支援が必要な児童の土曜日の預かり事業を実施します。（生活保護世帯は、利用料については全額免除です。）	保育支援課
一時託児事業	緊急の用事や仕事等のため、保護者が乳幼児の面倒を見ることができないとき、こども館内で一時託児を実施します。	子育て応援課
病児・病後児保育事業	病氣中、又は病氣の回復期の子どもが、保育所や小学校などに通えない状態の場合や、保護者の都合で保育できない場合に保育所で一時的に預かります。	保育支援課
あそびの教室	1歳6か月児健診や2歳児相談後、養育や言葉の発達等に支援が必要な幼児を対象に、グループ指導による療育教室を開催。	子育て応援課
ファミリー・サポート・センター事業	生後2か月～小学校6年生の子どもをもつ保護者で、育児、子育ての援助を受けたい方（委託会員）と援助を行いたい方（受託会員）とを結びます。	子育て応援課
女性相談事業	女性の生き方に関する悩みについての相談窓口を開設し、家族や夫婦の問題、仕事の悩みなどについて、相談対応や情報提供等を行います。	協働推進課
DVなど女性の相談窓口	女性相談員が、DVや離婚相談などのさまざまな問題や悩みについて相談支援等を行います。	子育て応援課

施策3 ひとり親世帯への支援の充実

(1) 経済的な支援の充実

事業名	事業内容	主管課
母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】	ひとり親家庭等に該当する人が、高校や大学、専門学校などに進学する際に必要は費用について、静岡県が貸付を行います。市は仲介役として、貸付相談や面談会場の設定をします。	子育て応援課
母子家庭等医療費助成	低所得者層のひとり親(所得税非課税世帯)の医療費の負担軽減と健康増進を図るため、保険適用の受診料分を市が助成します。	子育て応援課
児童扶養手当支給	母子家庭や父子家庭の児童の健全な育成を図るため、所得水準に応じて生活に必要な手当を支給します。	子育て応援課

(2) 子育て支援と相談支援

事業名	事業内容	主管課
ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業	ファミリー・サポート・センターを利用する際の利用料の一部を助成することにより、ひとり親家庭の就労支援・負担軽減を図ります。	子育て応援課
保育所の優先入所	生活保護世帯、ひとり親世帯等の支援が必要な世帯については利用調整指数を加点し、保育所への入所がしやすいよう配慮しています。	保育支援課
私立幼稚園園児保護者への補助	私立幼稚園に在籍する幼児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るため、私立幼稚園等保育料補助金を交付します。	保育支援課

幼稚園・保育所等保育料の軽減	子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、幼稚園・保育所等の保育料を国の徴収基準額よりも低額に設定します。（幼稚園は新制度に移行した施設が対象となります。）	保育支援課
相談員による母子・父子自立支援	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、相談員による情報提供や相談業務を行います。	子育て応援課
母子生活支援施設	千代田寮は、18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または、何らかの事情で離婚の届出ができない等母子家庭に準じる家庭の女性に対して、子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。	子育て応援課

(3)保護者の就労支援

事業名	事業内容	主管課
高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、父子家庭の父の人が、就職に有利で生活の安定につながる資格取得を支援するため、専門学校等の受講期間のうち、一定の期間について生活費の援助として給付するものです。	子育て応援課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親の母又は父が、技術を身に付けるための通信教育や専門学校への通学など、積極的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図ることを目的とした給付金です。	子育て応援課

施策4 保護者の就労・生活支援の充実

(1)経済的な支援の充実

事業名	事業内容	主管課
多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所（園）している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にします。また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を補助しています。	保育支援課
生活保護教育扶助【再掲】	小中学生に対し実施し、基準額のほか教材代、学校給食費、学習支援費等を支給します。	福祉課
生活保護生業扶助【再掲】	中学3年生に対し、高等学校就学費として入学料及び入学検査料を支給します。高校生に対し、基本額のほか教材代、授業料、通学のための交通費、学習支援費等を支給します。	福祉課
自立相談支援事業	相談窓口で支援員が相談を受け付けます。その相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。	福祉課
特別児童扶養手当支給	重度または中度の障がいをもつ児童の養育者に対して手当を支給します。	福祉課
児童手当支給	中学校終了までの児童の養育者に児童手当を支給します。	子育て応援課
こども医療費助成	中学3年生までの乳幼児及び児童の保険診療対象となる医療費の一部を助成します。	子育て応援課
市民相談事業	家族関係をはじめ相続・多重債務などの相談に対して、助言や情報を提供するとともに、商品やサービスの契約や訪問販売等に係る消費者トラブルの解決に向けての支援をします。	生活安心課
納税相談	生活困窮の訴えがあったり、生活困窮を認知したときは、関連窓口を紹介します。	納税課
家計改善支援事業	税金やガス・電気・水道などの払いが困難な世帯に対して、生活費の見直しや立て直しについての相談支援を行います。	福祉課
交通遺児育英奨学金支給	交通事故によって父母等が亡くなった児童生徒に対し、奨学金及び入学支度金を支給します。	教育総務課

(2)保護者の就労支援

事業名	事業内容	主管課
生活保護受給者への就労支援員による就労支援	生活保護受給者を対象として、福祉事務所のケースワーカーや就労支援員が、自立阻害要因に対応した就労支援や他法他施策の活用による支援を行います。また、就労可能な被保護者については、ハローワークと連携し就労支援チームがプログラムに基づいた計画的な支援を行います。	福祉課
生活保護受給者への就労活動促進費の支給	生活保護受給者を対象として、就労活動に必要な費用の一部を支給します。	福祉課
生活保護生業扶助【再掲】（技能習得費）（就職支度金）	就労・自立に資すると見込まれる者に対して資格取得等に係る技能習得費の支給を行います。 高等学校への就学が、より収入増を見込める就労の機会確保につながると認められる場合は、高等学校等就学費を支給します。また、就職のための洋服等の支給が行える場合もあります。	福祉課

生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークと協定を結び、自立・就労サポートセンター窓口や出張相談によるナビゲーター（ハローワーク）の個別的な就労支援を行います。	子育て応援課 福祉課
生活困窮者自立相談支援事業 対象者への就労支援	生活困窮者自立支援対象者への就労支援を行います。	福祉課
育メン応援奨励金	男性労働者とその労働者を雇用している市内事業者に対して、男性が育児休業を連続して5日以上取得した場合に奨励金を交付する事業です。	商工課
女性に向けた就労支援事業	女性向けの就労相談窓口として、ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」を開設し、働きたい母親の就労を支援しています。	商工課

(3) 住居の支援

事業名	事業内容	主管課
住居確保給付金の支給	離職などにより住居を失った方、また失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	福祉課

基本目標3 子どもを見守り育てる地域づくりと協働・連携の仕組み

施策1 情報支援の充実と理解の促進

(1) 支援が必要な子どもの情報集約体制の強化

事業名	事業内容	主管課
各種機関における相談体制の強化	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校等をはじめ、子どもが関わる施設や機関等において相談体制を充実させるとともに、相談内容を集約し、課題として支援等へつなげる体制を強化します。	子育て応援課

(2) 支援情報の周知徹底

事業名	事業内容	主管課
支援情報の周知徹底	本市における子育て支援、生活困窮世帯への支援やひとり親世帯への支援など、子育てに関する各種支援や制度について、相談窓口をはじめ、教育機関等の各種機関施設を通じた周知の徹底を図る体制を整備します。	子育て応援課

施策2 地域の見守り活動等への支援

(1) 民生委員・児童委員との連携

事業名	事業内容	主管課
民生委員・児童委員（主任児童委員）との連携	子どもたちの「身近な大人」となり、地域の「子育て応援団」となって、子育て、子育てを応援する地域づくりを進めます。また、課題を抱える親子を早期に見出し、つなぎ、支えるとともに、児童委員制度やその活動への理解を促進します。	福祉課

施策3 関係機関との協働・連携体制の充実

(1) 協働・連携による支援

事業名	事業内容	主管課
子ども・若者支援地域協議会事業	協議会は、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者や、その保護者に対する支援について、関係機関等と連携しながら、事業を展開しています。その内容は、青少年を対象とした相談業務や困難を有する子ども・若者に関わる研修会、不登校・ひきこもりに悩む保護者を対象にした連続講座の開催、また、関係各課と連携する実務者会議を実施しています。	社会教育課
子育てコンシェルジュ	全ての子どもに係る相談窓口として、保護者からの児童に係る悩みや発達の相談等を受け、他部署と連携し解決に導く支援を行います。	子育て応援課
地域子育て支援センターの運営【再掲】	妊婦や子育て親子の交流の場であり、地域の子育て支援の拠点となっています。子育てについての相談や援助、情報提供もしています。（妊娠期のときから子育て親子とふれあうことで、育児不安の軽減を図ります。）	子育て応援課
初倉中学校区・しまだはつくら寺子屋事業	初倉小学校3年生や初倉中学3年生を対象に、初倉公民館で、学習の習慣づけと、定着を目的に学習支援を実施し、小学生は、放課後(14:30～15:30)、6月から3月までの毎週水曜日(25回程度)に、算数の学習を支援します。中学生は、夏季講座として、8月に3日間限定で受験対策等の学習支援を実施します。体制は、コーディネーターと地域の教員OB、大学生等の学習支援員で構成します。	社会教育課
夢育・地育の推進【再掲】	地域資源（人、もの、こと）を活用し、小・中学校が連携することで、英語教育やICT教育などグローバルな視点をもったコミュニケーション能力の育成をはじめ、子どもの夢や地域愛を育む教育活動を推進します。	学校教育課

放課後子ども教室事業【再掲】	初倉地区の小学校(1～6年生)を対象に、放課後、社会教育施設や地域の公会堂(現在は岡田公会堂)で、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け実施しています。その活動内容は、コーディネーターや地域ボランティアスタッフ等がスポーツ・文化活動等の取組を行い、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しています。活動期間は、6月から3月の毎週水曜日(29回程度)、午後4時から5時までの1時間の活動です。	社会教育課
子どもの居場所づくり【再掲】	ひとり親家庭の小学校に在籍する児童に対し、放課後や長期休暇中に学習支援や食事の提供を行います。	子育て応援課
通学合宿事業	生活体験を通じて、子どもたちが異年齢集団での共同生活の中でお互いの立場を理解し、協力し合う心を育む機会としています。また、事業を通じて大人たちのボランティア参加を促し、新たな地域コミュニティを創出して、地域での子育て支援体制の整備を促進します。	社会教育課
地域の読み聞かせ活動の促進	読み聞かせボランティアによる公民館等での親子ふれあいの場、親子同士が交流できる場を提供するとともに、ボランティア同士の交流や育成を推進し、地域での読み聞かせ活動を促進します。	社会教育課
地域と学校との連携強化	島田市教育環境適正化検討委員会において、地域と連携し、適正な学校配置の実現に向けた協議・検討を推進します。また、地域との連携を担う市民の参加を促すため、学校評議員の充実を図ります。	学校教育課
地域学校協働本部事業の推進	学校への必要な支援を地域住民の参画により実現するために、引き続き島田第二中学校へコーディネーターを派遣し、学校ニーズと地域ボランティアのコーディネーターや、特別な配慮が必要な生徒に対する家庭教育支援を進めるための連絡、調整を実施します。	社会教育課

2. 島田市子どもの貧困対策推進計画策定経過

開催日	事 項	内 容
平成 29 年 10 月 5 日(木)	第1回島田市 子どもの生活実態調査会議	・子どもの生活実態調査について ・アンケート調査の実施方針について ・スケジュール(案)について
平成 29 年 10 月 20 日(金) ～11 月 6 日(月)	アンケート調査期間	・調査対象 市内の小学校5年生、中学校2年生の児童 生徒及びその保護者
平成 29 年 12 月 11 日(月) ～12 月 12 日(火)	団体等ヒアリング調査期間	・調査対象 市内の学校、事業所、NPO 等子どもに関わ る機関、団体
平成 30 年 1 月 19 日(金)	第2回島田市 子どもの生活実態調査会議	・島田市を取り巻く現状について ・島田市の貧困率と生活困難度合いについて ・アンケート調査集計結果について ・ヒアリング調査結果について
平成 30 年 6 月 26 日(火)	第1回島田市 子どもの貧困対策推進計画 検討委員会	・計画策定の基本的な方向性について ・子どもを取り巻く環境について ・課題のまとめ、基本理念、基本目標、骨子 について
平成 30 年 10 月 2 日(火)	第2回島田市 子どもの貧困対策推進計画 検討委員会	・計画素案について
平成 30 年 11 月 21 日(水) ～12 月 20 日(木)	パブリック・コメント実施期間	・掲載・閲覧場所 島田市ホームページ、市役所・各支所の 情報公開コーナー
平成 31 年 1 月 22 日(火)	第3回島田市 子どもの貧困対策推進計画 検討委員会	・計画案について

3. 島田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会要綱

島田市告示第 166 号

島田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会要綱を次のように定める。

平成 30 年6月5日

島田市長 染谷 絹代

島田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会要綱

(設置)

第1条 本市における子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり必要な事項を検討するため、島田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の原案に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの貧困対策に関する団体から推薦を受けた者
- (3) 市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させて、必要な説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども未来部子育て応援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成 31 年3月 31 日限り、その効力を失う。

4. 島田市子どもの貧困対策推進計画検討委員会名簿

役職	氏名	所属等
委員長	永田 恵美子	学識経験者 静岡福祉大学教授
副委員長	石間 幸典	市職員 子育て応援課長
委員	大塚 政浩	関係団体推薦者 島田市校長会副会長、島田第四小学校長
〃	伊藤 康久	関係団体推薦者 島田市社会福祉協議会事務局長
〃	高木 孝祐	関係団体推薦者 島田市民生委員児童委員協議会副会長
〃	杉本 真美	関係団体推薦者 島田市子育て支援ネットワーク会長
〃	高橋 拓志	市職員 行政経営部参事、法曹資格者
〃	鈴木 龍彦	市職員 保育支援課長
〃	岡部 隆祥	市職員 福祉課長
〃	清水 寿道	市職員 健康づくり課長
〃	菊池 智博	市職員 商工課長
〃	池谷 英人	市職員 学校教育課長
〃	平松 栄治	市職員 教育総務課長
〃	南條 隆彦	市職員 社会教育課長
〃	駒形 進也	市職員 戦略推進課長

※順不同・敬称略



島田市子どもの貧困対策推進計画



平成 31 年 3 月

発 行：島田市

編 集：島田市こども未来部子育て応援課

住 所：〒427-8501 静岡県島田市中心街1番の1

T E L : 0547-36-7159 F A X : 0547-36-8006

